

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律

第一条 この法律は、電気事業(一般の需要に供し電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。以下同じ)及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に關して必要な措置を定めるものとする。

第二条 電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

第三条 石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事する者は、争議行為として、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は損害を生ずるものをしてはならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、この法律施行の日から起算して三年を経過したときは、その経過後二十日以内に、もしその経過した日から起算して二十日を経過した日に国会閉会中の場合は国会召集後十日以内に、この法律を存続させるかどうかについて、国会の議決を求めなければならない。この場合において、この法律を存続させない旨の議決があつたとき、又は当該国会の会期中にこの法律を存続させる旨の議決がなかつたときは、その日の経過した日から、この法律は、その効力を失う。

3 前項の規定によりこの法律がその効力を失つたときは、政府は、速やかにその旨を公示しなければならない。

○議長(河井彌八郎) 本案に対し質疑の通告がございます。順次発言を許します。吉田法晴君。

○吉田法晴君 通産大臣の出席を願います。

○議長(河井彌八郎) 吉田君に申し上げますが、内閣総理大臣は後刻出席いたします。その際にその御質疑を願います。なお通産大臣は病氣のために本日出席ができないということであり、吉田君の御登壇を求めます。

「そういう状態で審議ができるか」と呼ぶ者あり。

○吉田法晴君 それでは通産大臣はいつ出席になりますか。阿大臣の出席があるまでその質問は留保しなければなら

りませんが。(労働委員会に一回も総理大臣が出ないで審議ができるか)議会の延びた責任者じゃないか」と呼ぶ者あり。

○議長(河井彌八郎) もう一度申し上げます。通産大臣は本日は病氣のために出席できませんという通知が参つております。

○吉田法晴君 それでは、委員会において、労働大臣、通産省との意見の食い違い等もあつて、今日に至つておりますが、通産大臣の答弁が今日得られないとするならば、これはその点に關する質疑は続けることはできませんが、如何ようにお取計らいになりますか。伺いたいと思ひます。(答弁者がいないと質問はできません)「もう少し筋のある態勢を整えてもらいたい」

「休憩々々」と呼ぶ者あり。

○議長(河井彌八郎) 吉田君に申し上げますが、吉田君の御質疑があります。政府は適當のときにおきまして答弁するであろうと、議長は、さう考へております。

○吉田法晴君 本日の本会議において関係大臣の答弁を得て審議を進めるといふことになつておりますが、答弁が本日得られないということであるならば、これは本会議の質疑を始めるということも、これは時間的に延びざるを得ません。なお又、この会議を延ばすといふことであるならば了承いたしますけれども、その点について明かな御答弁をお願いしたい。(休憩々々)と呼ぶ者あり。

○議長(河井彌八郎) 吉田君に申し上げますが、只今出席して下さる國務大臣に対しては吉田君の御質疑をなさ

れましたならば如何でありましょうか。

○吉田法晴君 私どもはこの質問について、時間と三回の登壇という制約を受けております。各省間の、各大臣間の意見の食い違いについては、或いは総理が御出席になつて内閣全体の意見を述べられるか、そうでなければ大臣である責任者が御答弁にならなければならない。権限關係の点は質疑が行えないと思ひます。(その通り)と呼ぶ者あり。

○議長(河井彌八郎) 吉田君に申し上げます。先にも申述べました通り、内閣総理大臣は後刻出席いたします。その際、吉田君がそれを御質疑になつたならば、御満足を得るであろうと考へております。

○議長(河井彌八郎) 吉田君の登壇を望みます。

○議長(河井彌八郎) 議長が発言を許さない議員の発言は許しません。(その通り)と呼ぶ者あり。

○吉田法晴君 通産大臣は本日御出席困難だということでございます。そういたしますと、本日の質疑において通産大臣の答弁或いは見解を承へることができないと判断する以外にございま

せん。(政務次官がいるんじゃないか)「政務次官でわかるか」と呼ぶ者あり。

○議長(河井彌八郎) 各省の責任ある答弁は、これは大臣以外に願えないと思ひます。先ほど申しましたように、私ども登壇の回数も制限せられておりますので、私どもは通産大臣の意見を聞くことが困難であるとするならば、その部分については、或いは明日でも御答弁を頂けるといふことであります。列席もせられない、本日答弁が得られないということであり、本日は私ども、その点が明らかになりました。まだ質疑を始めることが困難でございます。

○議長(河井彌八郎) 吉田君に申し上げます。議長が本日参議院運営委員会において了承いたしましたところにより、吉田君は、総理大臣と、労働大臣と法務大臣に対する御質疑をなさるということに了承をいたしております。それで議長は、吉田君が只今の政府の内部における答弁の食い違いについて御質疑をなさるといふ必要が御ありになるという事柄は、後刻、吉田総理が出席なさいました時におきまして御質疑になつたならば、それで御了解を得ることと議長は了解をいたしております。(その通り)と呼ぶ者あり。

○議長(河井彌八郎) 議長が発言を許さない議員の発言は許しません。(その通り)と呼ぶ者あり。

○吉田法晴君 私は通産大臣の答弁を求めておられようが議長から御説明がございましてけれども、それは事実と相違いたします。この点は私からも文

書を以て要求をいたしましたし、それに基いたことだと思ひますが、通産省からも事前に質疑の内容等について問合せに参つております。その点は、これは明らかでございます。それから、先般の委員会の質疑は本会議等における通産大臣に対する質問も残つております。そういう点を考えますと、通産大臣が本日御出席がなくて質問を続けまうことは、これは不可能であるという点は御了承頂けると思ふのであります。或いは休憩をしてその点について明確な日程をお組み頂く、言い換えますならば、この質疑を他日に延ばして答弁をせられる機会がありますかどうかを明らかにして、質疑に入りたいと思ひます。

○議長(河井彌八郎) 吉田君が飽くまでさうな御主張をなさるならば、議長は、すでに小委員会の決定に基きまして本日の会議を進行しなければならぬことになつておりますから、この会議を休憩する考へを持つておられます。(了解と呼ぶ者あり)それ故に、次の質疑の順位にあるお方の發言を許さうと思ひます。(順位はちやんと小委員会できまつてゐるじやないか)と呼ぶ者あり

○吉田法晴君 議運の小委員会等においても、通産大臣の出席問題については、私は出ないでよろしいという了承を与へたように聞いております。なお、通産大臣の答弁が或いは本会議において或いは委員会において留保せられておるといふ事実は、これは私がここで初めて申上げておることではありません。そこで若し議運の小委員会等との解釈の食い違いがございすならば、小委員会等でお質しを願ひたいと思ひます。そういう明らかでないところがございしたら、暫時休憩をして、その見通しについて、或いは通産大臣の出席、答弁がいつ得られるかを明らかにして頂いて、質疑に入りたいと思ひをしておるわけでありませう。

○議長(河井彌八郎) 吉田君に申上ります。今日の議運運営小委員会におきましては、通産大臣は病氣のため本日は出席ができませんというこの通告がありまして、議運運営小委員会はこれを了承したと議長は認めております。(登壇々々)「このままで休憩」と呼ぶ者あり

○吉田法晴君 ここに議運の小委員の諸君がおりますが、今、何つたのであります。通産大臣は病氣であるという事は報告があつたさうであります。が、通産大臣の答弁或いは出席を被さるに於てこの会議を進めようという事には了承をしておるとは私も聞きません。了承をしておるとは、私は、聞いていないのであります。(通産大臣は衆議院の本会議に出席してゐるじやないか)と呼ぶ者ありそれは先ほども申し上げましたように、本会議、委員会における通産大臣の答弁が留保せられておる、この本会議で、このスト規制法が通るまでに通産大臣から答弁せられなければならん責任が残つております。(さうだ)と呼ぶ者ありそれ無視して或いは類例を以てこのまま参りますという事は、私も労働委員として、その間の事情を知り、或いははじめに審議をして参り、本会議においてその点を質さなければならんと考えておられます者としては、これは堪えがたいところでありませう。

○議長(河井彌八郎) 議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。午前十一時三十一分休憩

午後一時三十九分開議
○議長(河井彌八郎) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。
電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案を議題といたしまして、質疑を続行いたします。吉田法晴君の質疑を許します。

○吉田法晴君 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案について質問をいたすのであります。後刻といふことであります。通産大臣も御出席がございませう。総理大臣を初め各関係大臣に閣下は法務大臣その他に對します質問をいたしたいと思ひます。

いいで質問しろと言つても仕方がない。通産大臣は全然答弁していないんだ。衆議院の本会議に出席しているじやないですか。岡崎不信任の時に出てゐるじやないか。と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○議長(河井彌八郎) 議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。午前十一時三十一分休憩

○議長(河井彌八郎) 議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。午前十一時三十一分休憩

○吉田法晴君 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案について質問をいたすのであります。後刻といふことであります。通産大臣も御出席がございませう。総理大臣を初め各関係大臣に閣下は法務大臣その他に對します質問をいたしたいと思ひます。

判例等もございませうし、必ずしも違法であると言えないという答弁がございしました。これらの点について、ここで西大臣から明らかにそれらの所見を承りたいと思ひます。

○議長(河井彌八郎) 議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。午前十一時三十一分休憩

○吉田法晴君 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案について質問をいたすのであります。後刻といふことであります。通産大臣も御出席がございませう。総理大臣を初め各関係大臣に閣下は法務大臣その他に對します質問をいたしたいと思ひます。

○議長(河井彌八郎) 議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。午前十一時三十一分休憩

のであつて、当時の國務大臣木村篤太郎君の答弁によれば、要するに一条一項に掲げられた労働者の地位の向上、経済の興隆に寄与すること、この目的を達成するために必要なる正当なるものは、これはその行為が多少不当に該当しても刑法では処罰しないという事になつておられます、明らかに答弁をいたしておられます。

○議長(河井彌八郎) 議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。午前十一時三十一分休憩

○吉田法晴君 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案について質問をいたすのであります。後刻といふことであります。通産大臣も御出席がございませう。総理大臣を初め各関係大臣に閣下は法務大臣その他に對します質問をいたしたいと思ひます。

○議長(河井彌八郎) 議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。午前十一時三十一分休憩

の職場の労働の不提供或いは鉱山保安法五条、三十条或いは保安規則の四十七条等に規定せられる行為のほかは合法であると考えられて参つたのが、従来の法の説明であつたことは間違ひがございせん。それならば、この法律は社会通念云々ということであるけれども、従来の行政解釈を、ここに、この法律に盛り込むというのであつて、法関係としては、ここに新しくこの法律に規定するものではない。或いは速記録或いは解説等を引いて明らかとし、明らかにここに創設的に規定せんとするものであるかどうかという点について答弁を求めるものであります。

更に、これは、争議行為の方法の規制に関する法律ということが書いてございませうけれども、争議行為の方法を制限する、制限するという言葉は警察局長も使つておられますが、制限を重ねて参りますならば、争議権というものがどこに残るのか。争議行為の方法の規制に関する法律という題目で自身が争議権を否定するものであることを、制限するものであることを、ごまかさんかのために、かようなあいまいな表現を使つたものであるというところは明らかだと考えるのであります。が、(拍手)この点についての答弁を求めるものであります。

更に、この法律には罰則がございせんが、罰則がないというところは、この法律が解釈法規であつて、違反の場合には、それか、或いは鉱山保安法であるとか或いは公益事業令であるとか、或いは民事、刑事その他の法律が云々ということを言われましたが、それならば、或いは端的な意図は、曾つてこの壇上

から法務大臣は、威力業務妨害罪の発動の可能であることを、昨年の電産、炭労働の際に言われたのでありますけれども、この法律によつて、今後、電産、炭労働の争議行為を、或いは威力業務妨害罪によつて、或いは暴力行為取締に關する法規等、どん／＼刑罰法規を適用して行くつもりなのかどうか。或いは鉱山保安法或いは公益事業令等を活用するということであるならば、それは公益事業令或いは鉱山保安法に任せればいいことではあります。或いは鉱山保安法はその施行が通産省に任されております。所管の問題についてはあとで答弁を求めることにいたしますけれども、行政法であるというならば、或いは鉱山保安法のごとき警察法であるというならば、これは、かかる法律を別に制定する必要がある。鉱山保安法等を以て十分に足りるのであります。なお、更に、かかる法律を必要とする理由について明白に答弁を願ひたいと思ふのであります。

更に、この法律を解釈して参ります場合に、従来、労組法第一条によつて、その当時の答弁の中にございませうけれども、或いは多少不当と考えられるようなことでも、或いは大勢の人間が面会を求め、或いは交渉をするというふうなことが行われても、それは刑法所定の構成要件に該当しないものであるという答弁がなされておりましたけれども、小さな或いは器物毀棄であるとか、或いは未遂罪の処罰は、各刑法の本条に規定がなければ、この処罰をなし得ないということであるけれども、この法律運用に當つて、労働大臣或いは法務大臣は、一条二項の立法當時の精神を踏みにじつて処罰して行く

所存であるかどうか。具体的に承わりたいと思ふのであります。更に、附則の二項でございませうが、三年の限時立法ということになつておりますが、これは、本法が労働法三十六条より拡大されておる、或いは公益事業令、鉱山保安法によつて、経営者の或いは職業権者の責任を越えて、労働者に労働の義務を押し付けようとして、そこに憲法の苦役禁止の規定に違反するといふ疑念が起つて参るのでありますけれども、これらの公益事業令或いは鉱山保安法が定めており従来解釈されて参つた以上範囲を越えようとするものであるからでありませうか。この法律が三年たつたのちに、法

関係はどうなるのか。従来の労働法或いは労働法或いは鉱山保安法、公益事業令等の解釈によるならば、相当、合法として認められて参つた行動、行為が、或いは労働の不提供であるとか、或いは鉱山保安法の問題にしましては、保安規則四十七条以外、これは明らかに合法であります。それらはこの法律によつて初めてここに不法或いは非合法と考えられるならば、法律がなくなつた三年後においては如何なる関係に立つのか。或いは、この法律によつてそれを不法とする既成事実を拵えようとするのが、真の狙いかとも考えられるのであります。今までのこの法律制度前において合法と考えられたもの、この法律において不法と考えられたもの、この法律が三年後になくなつたといふならば、その三年後に、法律失効後の効果について、如何に考へておられるのか、承わりたいと思ふのであります。これは委員会において梶原委員からも指摘せられたこと

ろでありますけれども、これが国会において修正されたというならば別であります。衆議院の修正案を政府の案として、ここに出して参つておるのでありますから、政府の見解と、その責任を追及しなければなりませんけれども、三年たつてから或いは国会の議決を求めなければならぬ云々という前例のない法文の規定がしてございませうけれども、これは本来常識的に考へて、三年を経過したときはその効力を失うといふ一条を入れておけば、それ十分であるはずであります。国会の自主制を尊重せず、行政権の意向を、この法律案自身にもそうでありませうけれども、三年後においても国会を指図するがごとく、国会に対する行政権の優位をな確保しようという意図であるかどうか。この点について伺ひをいたしておきたいと思ふのであります。

なお、各条文について、或いは「重大な」とか「重要な」とか或いは「正常な」といふような表現があり、この法律が拡大解釈され或いは濫用される危険性があることは、先般来、本議場においても指摘されて参りましたけれども、この具体的な内容を示し、この法律が濫用せられないという保証があるかどうか。かかる表現を以てするならば、これは曾つての治安維持法のように、或いは行政法であるという点から曾つての治安警察法のごとき濫用が必然となり、労働組合運動が制限せられて参るといふことは明らかであります。かくては、所有権と比べて労働争議権を不当に抑圧し、憲法の二十八条を蹂躪するものであると考えられ

るが、この点についての両大臣の所見を伺ふのであります。(拍手)
〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(小坂善太郎君) 吉田君にお答えいたします。
電源職場の労働不供給につきましても、労働大臣或いは法務大臣その他のに食い違ひがあると思ひますけれども、どうであるかということではございませうが、電源職場におきましても、電気供給の停廃、電気の正常な供給に直接障害を与えるような労働の不提供は、従来とも社会通念上妥当ならざるものと考へられていたものであります。特に昨年の争議の経験に鑑み、かかる社会通念上許されざる争議行為の範囲を明確にする必要が痛感されるに至つたと考へられますので、本法案を提案するに至つたものであります。法務大臣の申します趣旨もここにあら

ものであります。その間、何ら答弁の食い違ひはないと存じます。
それから第二の点であります。従来、労組法第一条第二項、労働法三十六条に触れる行為以外は、すべて合法であるという解釈をとつたことは、政府はないのであります。(とつていふるじやないか)と(呼ぶ者あり)例え、生産管理が違法なることは政府の一貫した解釈であります。最高裁判所も又認めるところであります。昨年の炭労働の争議におきまして、保安放棄に対するところの準備指令が出まして、これに対して政府の行なつた説明の中に、「あえて労働法三十六条を待つまでもなく」と言つておられるのであります。法に明文で禁止した以外のことはすべて正当な争議行為であるというふうな

な、各条文について、或いは「重大な」とか「重要な」とか或いは「正常な」といふような表現があり、この法律が拡大解釈され或いは濫用される危険性があることは、先般来、本議場においても指摘されて参りましたけれども、この具体的な内容を示し、この法律が濫用せられないという保証があるかどうか。かかる表現を以てするならば、これは曾つての治安維持法のように、或いは行政法であるという点から曾つての治安警察法のごとき濫用が必然となり、労働組合運動が制限せられて参るといふことは明らかであります。かくては、所有権と比べて労働争議権を不当に抑圧し、憲法の二十八条を蹂躪するものであると考えられ

るが、この点についての両大臣の所見を伺ふのであります。(拍手)
〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(小坂善太郎君) 吉田君にお答えいたします。
電源職場の労働不供給につきましても、労働大臣或いは法務大臣その他のに食い違ひがあると思ひますけれども、どうであるかということではございませうが、電源職場におきましても、電気供給の停廃、電気の正常な供給に直接障害を与えるような労働の不提供は、従来とも社会通念上妥当ならざるものと考へられていたものであります。特に昨年の争議の経験に鑑み、かかる社会通念上許されざる争議行為の範囲を明確にする必要が痛感されるに至つたと考へられますので、本法案を提案するに至つたものであります。法務大臣の申します趣旨もここにあら

ものであります。その間、何ら答弁の食い違ひはないと存じます。
それから第二の点であります。従来、労組法第一条第二項、労働法三十六条に触れる行為以外は、すべて合法であるという解釈をとつたことは、政府はないのであります。(とつていふるじやないか)と(呼ぶ者あり)例え、生産管理が違法なることは政府の一貫した解釈であります。最高裁判所も又認めるところであります。昨年の炭労働の争議におきまして、保安放棄に対するところの準備指令が出まして、これに対して政府の行なつた説明の中に、「あえて労働法三十六条を待つまでもなく」と言つておられるのであります。法に明文で禁止した以外のことはすべて正当な争議行為であるというふうな

な、各条文について、或いは「重大な」とか「重要な」とか或いは「正常な」といふような表現があり、この法律が拡大解釈され或いは濫用される危険性があることは、先般来、本議場においても指摘されて参りましたけれども、この具体的な内容を示し、この法律が濫用せられないという保証があるかどうか。かかる表現を以てするならば、これは曾つての治安維持法のように、或いは行政法であるという点から曾つての治安警察法のごとき濫用が必然となり、労働組合運動が制限せられて参るといふことは明らかであります。かくては、所有権と比べて労働争議権を不当に抑圧し、憲法の二十八条を蹂躪するものであると考えられ

るが、この点についての両大臣の所見を伺ふのであります。(拍手)
〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(小坂善太郎君) 吉田君にお答えいたします。
電源職場の労働不供給につきましても、労働大臣或いは法務大臣その他のに食い違ひがあると思ひますけれども、どうであるかということではございませうが、電源職場におきましても、電気供給の停廃、電気の正常な供給に直接障害を与えるような労働の不提供は、従来とも社会通念上妥当ならざるものと考へられていたものであります。特に昨年の争議の経験に鑑み、かかる社会通念上許されざる争議行為の範囲を明確にする必要が痛感されるに至つたと考へられますので、本法案を提案するに至つたものであります。法務大臣の申します趣旨もここにあら

解釈をいつている人はないと考えます。本法も又、解釈上、当然、不当なるものの範囲を確認するものでありまして、解釈法規と言ふべき性質を持つたものと考えます。(答弁が百八十度転換しているぞと呼ぶ者あり)

更に、争議行為の余地をなくするもので、規制ではなくて、この法案はストライキの行為の方法の規制に対する法律案といふことであるけれども、実は制限である、こういう御質問でございまして、それに関しまして御答弁いたしますが、本法案におきましては、第二条によりまして、電気の正常な供給を停止する行為、その他電気の正常な供給に直接障害を生ぜしむる行為を禁止してゐるのであります。従つて間接に障害を与えるに過ぎないものは争議行為として行えるものであります。又、第三条におきまして、いわゆる保安放棄等の行為が禁ぜられてゐるのに過ぎず、普通の争議行為は何ら禁止しておらないのであります。

以上要しますに、本法案は、社会通念上、正当ならざる社会通念の(社会通念をはつきりしろと呼ぶ者あり)争議行為の方法の範囲を明らかにするといふ趣旨でありまして、何ら争議権の制約といふことではないのであります。

更に、本法案に何故に罰則を付けないかという御質問がございましたが、本法案は、争議行為の方法の規制につきまして、争議行為としてでも正当でないものの範囲を明らかにするものでありまして、本法案の第二条、第三条に該当する争議行為の方法につきましては、労組法第一条第二項によりまして、刑法三十五条の適用がありません。

ので、違法性の阻却がなく、旧公益事業令、鉱山保安法等によつて処罰されることになりまして、本法案に罰則を付ける必要がないのであります。この点、例えば労働法三十六条と同様であります。

更に、このスト規制法、ここに御審議を頂いておられますスト規制法と公益事業令及び鉱山保安法との関係について言及されたのであります。本法案と旧公益事業令との関係につきましては、旧公益事業令第八十五条で、正当な事由がないのに電気供給を取扱わず又は不当なる取扱をしたときは罰則が科せられることになつております。争議行為による場合、正当な事由になるかどうかということに關して、その正当性の限界について疑問を持つ向きがあるものでありますから、これが本法案第二条で明確にされてゐるといふわけでありまして、鉱山保安法と本法案との関係につきましては、鉱山保安法所定の業務といへども、争議行為中は或る程度停廃せられることはこれは止むを得ないことでありまして、正当な争議行為の限度である限りは、これによつて鉱山保安法の罰則の適用から免責されるわけでありまして、本法案は、この争議行為としてでも停廃を許されざる行為の範囲を明確にしたものでありますから、第三条違反の争議行為がおりますれば、鉱山保安法上の罰則の適用について免責を受けないことが明らかになるわけでありまして、電気、石炭両事業とも、政府としては、本法案所定の行為のごときは、社会通念上当然許されるところと考へるものであります。異論の向きもありません。

から、この際これを明確にしよう、というわけでありまして、更に、この三年の限時法とした理由とその効果といふことについて御質問がございましたが、元來この法案は、今までも申して参りましたように、こうした争議行為の方法の違法性を確認するものでありますから、三年後にかかる争議行為の方法が正当になるといふわけではないのであります。併し、三年の間に、この法律の下に、健全なる労使の慣行、良識の成熟を期待しておるのであります。これが三年の限時法とした理由であります。

以上を以て御答弁いたします。(拍手)

○國務大臣(大藏省) 吉田議員にお答へ申上げます。

只今労働大臣からお答へがございましたように、本法規は、現行法の違法の枠の不明確な点がありまして、これを明確化したといふ解釈の法規でございます。(拡大だと呼ぶ者あり)

更に、この法律ができたからと申して、法務当局が違法性の枠を拡張するというようなことがありましたならば、これは誠によろしくないことであると考えております。吉田議員の御心配の威力業務妨害のことでありまして、これは従來も厳密に個々の具体的な事実を調査いたしまして、起訴の止むを得ない場合には、その前後において、労働組合のかた、その他関係者には、具体的に私又は代理の者から説明を申上げることがありますけれども、当局として、万止むを得ない事情はこうであるといふことを申上げるようにいたして

おりまして、法の適用を厳正ならしめるといふことは最善を尽しておるつもりでございますから、今後、この方針には、この法律ができたからといつて変わることはないという心持であるのであります。これを一つ御了承願ひたいと思ひます。

次に、重複を避けて申し上げます。或いは順序が違ふかも知れませんが、労働組合法第一条第二項の精神をこれから尊重するかどうか、こういう御質問でございますが、これは勿論でありまして、この趣旨は、やはり本法ができたからといつて動いてはならないと思ひます。この法律は今御指摘のありましたように三年と限つてある、この点は變じやないかといふことでございしましたが、もと／＼この本法案は、只今も述べましたように、争議行為のあります違法性の範囲を確認するために作つたものでありまして、三年経つ間に、この法律に盛つてあります精神が一般に労働組合に徹底し、特に法律を用いなくとも、違法、合法の境界が明らかになつてもらいたいものと希望し、又なるものと期待してあるのであります。(連う／＼と呼ぶ者あり)

その趣旨において期限を限定したのであります。もう一つの理由は、第十五国会において衆議院のなされた議決を尊重する意味もあつたのであります。この二つの理由から三年間と区切ることに法務省も賛成をいたしましたのであります。

それから、憲法第二十八條のことにつきまして御指摘がございましたが、憲法二十八條は労働者の団結権と団体交渉権を認めておることは、確かにその通りであります。併し、憲法に認めら

れておりますすべての他の基本的権利と同様に、この権利も無制限的又は絶対的なものではないのでございまして、しばしば、委員会でも申上げましたように、憲法第十二條、第十三條で、いわゆる公共の福祉との調和において考へらるべきものであると当局は考へておる次第でございまして。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 上條愛一君。

「上條愛一君登壇、拍手」

○上條愛一君 私は第一に労働大臣にお尋ねを申し上げます。

労働省は労使関係の調整が主要任務であることは申すまでもないことである。労使関係の基本は、労働組合法、労働基準法に明記されてありまして、労使は対等の立場に立つて労働条件の交渉をなすべしといふことである。労働者が経営者と対等の立場に立つためには、憲法第二十八條に規定されております、労働者が団結をし団体行動をするの権利があつて、初めて労働者は経営者と対等の立場に立ち得ることは、労働大臣の熟知せられるところであると考へるのであります。然るに本法案は、この労働者の権利に対しまして重大なる制限を加へんといたしておるのであります。労働大臣は、労働委員会の審議におきまして、この点に対して、電気産業において、電源スト、停電ストを違法なりとしてこれを禁止いたしました。電気産業の労働組合には、なお事務ストあり、検針ストあり、集金ストが存在しておるから、労使対等の立場に徹して支障を来たすものではないと言つておらるるのであります。併しながら、電気事業におきましては、労働大臣も御承知のごとく、発電と送電が電気産

業の主体であります。その他のことは、この発電と送電を補助する補助的業務に過ぎないことは明瞭であります。その電気産業の労働組合に対しては、電源ストと停電ストを禁止するということになります。これは、例えて申しますれば、牛から角を奪い、狼から牙を奪つたものと言わざるを得ないのであります。これでは、電気産業の労働組合が労使対等の地位を確保する上において、微塵も損するところがないといふことは、これは明らかに労働大臣の詭弁でなければならぬと考えざるを得ないのであります。(拍手)経営者が正宗の名刀を手繰んで坐つておるのに対して、労働者は木に銀紙を貼つた刀を以てこれに対するといたします。ならば、刀を抜く抜かないは別問題といひまして、経営者は抜けば切れるという正宗の名刀を以て相対しておるのに対して、労働者は抜いても切れないといふ、木に銀紙を貼つた刀を持たして交渉をいたすいたしますならば、これは明らかに労働者の力は無力であつて、経営者は無限の威圧を有しておるということ、これは明瞭であると言わなければならぬのであります。

第二に、労働大臣は委員会において、電気産業におけるストライキは、労使とも犠牲が少く、国民である第三者に甚大なる損害を与えるものであるから、労働者のストを禁止しても差支えないと言つております。言い換へるならば、経営者は電気ストや停電ストによつては何らの経済的の打撃を受けないのである。であるからして、電産労働者は、電源ストや停電ストをや

る代りに、事務ストや、検針ストや、集金ストをやるほうが威力を発揮する、と、こゝ言つておるのであります。私はこの点について小坂労働大臣にお尋ねをいたすのであります。今日の電気産業の経営者は、これは、労働者と同じく、日本の公益事業でありまして、公共の福祉に甚大なる影響を及ぼす経営者であることは明瞭であります。これらの経営者は、自分が経済的の打撃をこうむらなければ、如何に国民に対して甚大なる生活の脅威を与えても平氣でおつてよろしいかどうかという問題であります。私は、労働者がストライキをやる場合に、公共の福祉に影響がある、殊に電気産業のごときはそれが甚だしいといふことは熟知いたしております。その場合に、ストライキをやつて、公共の福祉、国民の生活に甚大なる脅威を与えるからこそ、経営者もその責任を負つて、かようなストライキが続かないように、そのようなストライキの原因を除くために、労働条件の公正を期し労働者の待遇を改善するといふ責任があるといふことは、当然ではないかと言わなければならぬのであります。私は、公益事業が公共の福祉に甚大なる関係があればこそ、経営者も又同等なる責任を持つて、公共の福祉に甚大なる損害を与えないように、労働組合に対しては、労働条件の適正と争議を未然に防ぐところの方法を講ずるということ、が、当然なるその責任であると言わなければならぬのであります。すでに官公吏から団体交渉権と争議権を剝奪いたしました際には、政府は人事院の設置をいたしまして、人事院の勧告によりまして労働条件の適正化を図るの手段を講じたのであります。

又、公共企業体から争議権を剝奪いたします場合には、仲裁制度を設けまして、仲裁委員会の公正なる判定によつて労働条件の適正化を図るの手段を講ずるに至つたのであります。然るに労働大臣は、本法案の起草に當りまして、電産の労働者に対して争議権の剝奪をし、争議権に対して甚大なる制限を加へるの処置を講じながら、これに代るべき、これを補うべき何らの救済規定を設けなかつたといふことは、果して公正なる処置であるといふことができるかどうかといふこと、であります。従来、労働省はサービス省として参りました。我々は必ずしも労働省に対してサービス省たることを期待はいたしませんけれども、少くとも労働省は、労働者の権利を保障して、労使の調整を図つて、公正なる労使関係の調整を図るという任務を完遂しなければならぬのであります。斯くて労働者の雇主省であつてはならないと考へるのであります。(その通りと呼ぶ者あり、拍手)労働大臣は如何なるお考えを以てこの立法をせられたかといふことを御質問を申し上げます。

時間がありますので、法務大臣に對しまして、一、二の御質問を申し上げます。すでに吉田同僚議員から御質問を申し上げましたので、重複を避けたしたいと思います。私のお尋ねいたした第一点は、本法案が独立立法といひまして制定せられますのに、何らの処罰規定を設けておらないといふことが受当であるかどうかといふ問題であります。只今労働大臣からも、これは、第二条の違反に対しては旧公益事業令、第三条の違反に対しては鉱山保安法、その他に對しましては労組法第一条第二項の正當ならざる行為として、刑法第三十五条の免責規定を除外するといふ、それらの方法によつてこれを処罰するといふことであるのであります。この法律は、現存しておりますところの諸法令によりまして、完全に本法の違反が処罰できるやうになつておるか。単独立法といひまして、この法案はこのやうな措置によつて完璧を期しておるか。どうかといふ問題であります。その処罰の方法を異にし、処罰の内容を異にしておるのであります。このやうな単独立法が果して立法としての体系を成しておるかといふ問題であります。

第二にお尋ねいたしたい問題は、鉱山保安法によりまして、本法第三条の違反の場合におきましては、保安業務に従事するところの労働者は職場放棄その他ができないといふことになつておりますけれども、併し、若し保安業務に従事いたしますところの労働者諸君が、その職場を放棄するにあらずして……労働組合がストライキをいたしておるのではありませんから、保安業務に従事しておる労働者諸君が出勤しないといふことになり得るならば、これは果して本法案に違反するものなりや否や、又、出勤しないといふ場合に、就業命令を出すところの権利があるかどうかといふ問題であります。いま一つは、昨日も申し上げましたけれども、本法の実施に當りまして、保安要員の範囲及び定員をどうして定めるかといふ問題であります。この点について本法案には明確を欠いておるの

でありまして、従来の慣例によりまして、労使の協議によりまして行われておつたのであります。が、ストライキの場合においては、そのやうな方法を講ずることが困難なる場合があり得ると考へるのであります。そのやうな場合に、本法の実施に當りまして、保安要員の範囲と定員をどうして定めるかといふ問題であります。以上この点につきまして、法務大臣の御所見を承りたいと存するのであります。(拍手)

〔國務大臣 小坂善太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(小坂善太郎君) 上條議員にお答えいたします。

御質問の主たる点は、本法案に救済措置を規定しないことは公正を失するのではないかといふ点を基調として論旨を進められたように思ひます。それから、それに關しましてお答えを申し上げます。本法案は、しばしば申し上げましたやうに、従来、社会通念上、不当乃至妥當ならざる行為の範圍を明確にしたのに過ぎないのであります。争議行為を禁止するものでありません。これによりまして労使間の対等の地位がそこなわれるものではないと存じます。従いまして救済措置を講ずるというやうなことは考へないのであります。が、電気事業におきましては、経営者は、単にロックアウトができないのみならず、旧公益事業令によりまして種々の制限があり、本法第二条によりまして労働者が一方的に不利になるといふことはないと考へておるのであります。上條氏御自身も、電気を消すといふストライキは少しもかまわないとい

御意見ではないと存じます。外国におきましても、電気事業が、多くの場合、停電ストなどを行わないでも対等の交渉を行なつておる点に鑑みましても、この点は明瞭であらうかと考えておるのであります。

なお、憲法第二十八条におきまする労働者の団結権、団体交渉権及び団体行動する権利といふものは、十四条を受けておるものであります。さりとて、この団体行動権の中の一つでありますところのストライキ権といふものは、私は、これは尊重すべきものであるけれども万端ではないと考へておるのであります。(尊重していいいよと呼ぶ者あり)

なお、十九世紀におきまする労使の關係と、二十世紀、一九五〇年以後におきまするところの労使關係といふものは又變化しておるのであります。勞使をそれ／＼の間において、社会的責任といふものが、社会的機構の變化と共に人間の考へも變つておるのではないかと考へておる。電気事業者は公益心が高いといふことは御指摘の通りでございますが、先ほども申し上げましたように、公益心が高いから、それ故に旧公益事業令によるところの監督を受けておる。又、経営者自身も労働者の福祉を招来するよう

に、経営者としての責任を果すべく努め、そして労使間の相互理解を深めて、ストライキなど、特に熾激な方法を用いずして問題を解決するという方向に向ふことに、相互に努力すべきではないかと考へておるのであります。やはり労使はそれ／＼の責任におきまして、社会に対して生産或いはサービスを通じて貢献すべき社会的責任が

あると考へておる。それで、労働省といたしまして、これを十全ならしめるように、各種の角度から労働者に對してサービスしたいと考へておるのであります。(何言つてゐるんだ「日経連援護費だ」と呼ぶ者あり拍手)

【國務大臣犬養健君登壇、拍手】
○國務大臣(犬養健君) 上條議員に答へ申上げます。

最初に私に対する御質問は、本法案は単独法でありながら処罰規定がなく、現行法の処罰規定をばら／＼に使つてゐるというやうなことは、立法技術としてもおかしいじやないか、こゝういふやうな御趣旨であつたと思ひます。先ほど申し上げましたように、この法案は、電気事業と石炭産業における争議行為の正当性の範圍を明らかにする、逆の言葉で申しますならば、違法性の枠について従来とく解釈が不明確でありましたのを今度明確にするという規定でありまして、従つて、違法性を拡大するとか、罰則をこの機会に拡げるといふことではございませんで、従つて罰則規定は現行法でよろしいといふことを、當時、法制局とも打合せまして、これは立法技術としても差支えないと考へてゐる次第でございます。

次に、ストライキ中に保安要員が出動しない場合についての御質疑がございました。原則的には、労働者が就業するといふことは、雇傭關係に基く義務でありまして、ストライキが始まつたから特に出勤命令をわざ／＼出すといふやうなものではないと思ひますが、實際の場合になりますと、ストライキ中には保安要員の範圍について經

営者側と労働組合が取極めをするものと思ひます。従つて、保安要員の範圍については、その都度きめるといふこともありますので、必要な保安要員が出動しない場合には、出勤を促すといふことは考へられると思ひのであります。本法案第三条に規定してゐるやうな保安業務を停廃させる争議行為は許されないことになつておりますから、この意味では、仕事を休む、言い換えれば労働提供を拒否するといふ争議行為も違法となるものであると存じます。詳しくは、これは個々の具体的な場合に、私どものほうとしては取扱つて、その場合の性質を取調べるということになると思ひます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 藤田進君。
【藤田進君登壇、拍手】

○藤田進君 私は、通産大臣、犬養法務大臣及び小坂労働大臣に対して質問するものであります。

私の質問の主なる点は、先ほど吉田議員より質問をいたしました事項に關連をいたしまして更に明確にして頂きたいといふふうに考へておりますので、さう御承知おき願ひたいと思ひます。

その第一点であります。これに對してはそれ／＼三大臣に御答弁を頂きたいのでございます。犬養法相は比較的正面に從來答へられておりますので、どうかこの際、法務大臣がとつて來られた方針を、急角度に本議場で曲げることなく、そのまま御答弁を期待いたしております。(その通り)と呼ぶ者あり。労働大臣の本法案に對する御答弁と、その他三大臣の御答弁について、強いてここに私がその食い違つ

てゐるという点を明確にいたします。と、労働大臣の御答弁は「第二条に書かれておりますように、直接に障害を与えるものは、これは從來違法と考へて参りました。その違法であることを今明確にするだけであつて、何ら新らしく制限するものでも何でもない。」と言われております。犬養法務大臣はこれと同様な答へが先ほど來あつたやうに思ひのであります。この段階においては成るほど食い違ひがないといふやうに考へておりましたところが、その次に私は掘り下げたところをここに指摘いたしますので、この点に對して御答弁を願ひたいのであります。

即ち、労働大臣の言、「直接障害を与えるものは」といふことは、電源職場におきまして、不作爲の、自分、さういふ労働力に対する単価、値段は、一時的にせよ、契約の中断をして、経営者に労働力を提供しない、こゝういふ言はばウォーキング・アウト、電源職場におけるウォーキング・アウト、これは直接電気に対する障害を与えるといふものではないと考へておりますが、これについて労働大臣は、「その行為も、不作爲も、これは第二条に該当し、今後は違法になるのだ。」と言われておるのであります。この点につきましては、法務大臣並びにその指揮下にあります最高検を初め一連の方々は、「みずから持つてゐる労働力を売らない、提供しない、これは本来の争議行為であるから、発電所においても、特に電気産業であるから」といふことで、特にこれが否定されるといふ筋合ひのものではない。ただ、さういふ不作爲のウォーキング・アウト

をする、働かないといふことを、この域を超えて、スキツチを切つたり、或いは発電機を会社が止めるなどというのに止めたり、これが直接的なことであつていけないのだ。」こゝ言われておるのであります。従ひまして、発電所の電気労働者は、ウォーキング・アウトといふものが許されてゐるという、この第二条の御答弁と、それも許されてゐないといふ御答弁の違ひがあるのではありません。このことは、法務大臣の下に、現在幾多の公判争争を電産がやつておる模様であります。この中においてもこの法務大臣の主張は貫かれております。更に、通産大臣にこの点について明確にいたしますと、遺憾ながら、通産大臣の御出席が極めて短時間でございました關係上、政府委員の答弁を聞いております。これは、十五国会以来、衆議院に於いての速記録を調査いたしますと、一貫した通産大臣の、又この代理である政府委員の御答弁であります。これによりまして「従来、停電スト、電源スト、これについて、政府では違法である、特に停電ストについては違法である」と考へていたけれども、たゞ北海道或いは福岡、更に最近におきましては、神奈川、各地方裁判所で、さういつた停電スト等のこの行為が、これが合法である。検事の敗訴になりました。電産側の勝訴になつております。更にこれは検事控訴によつて、すべてのおの、北海道、九州に至るすべてが、高等裁判所に控訴され、高等裁判所においては、これ又第一審を支持いたしまして無罪の判決、合法なりといふ判決を下してゐる。いわゆるこゝういふ判決の事例にも徴して、その後、政府の内

部においては、政府部内においては、合法か非法であるかについて今日確定してないのだ。不確定である。このように趣旨の御答弁が通産省の政府委員よりあつたのであります。この相成りますと、本スト禁止法が不幸にして誤まつて通過いたしましたとするならば、一体、政府答弁のどれが正しいか。明白にならなければ、後刻、総理大臣において、これを総括的に御答へを願いたいと考えておりますが、この三者三様の、而も重要なポイントについての明確な食い違いがあるのであります。法を守つてはいる労働大臣の通りか。通産大臣の通りか。未だ政府部内では不明確である、違法とは考えていなかったものであるのを新しく制限されたという心がまえで、この法を守るのであるか。この点について明確にして頂きたいのでございます。

更に、第二点についてでございますが、三年の期限を附してある。この点について、もつと率直に而も法律論として筋の通つた御答弁を期待したいのであります。これについては、法務、労働両大臣の御答弁を預わりたいと考えます。これは、本法は簡単でございまして、三条でありますので、お読みになつておられるかたはすでにお気付きであらうと思つております。この附則を見ますと、極めて丁寧に取扱われ、三年という期限を附してあるけれども、この附則を眺みますと、三年を経過いたしましたのはこの法律はその効力を失う。そしてその附則の第三項には、「前項の規定によりこの法律がその効力を失つたときは、政府は、速

やかにその旨を公示しなければならぬ」と、その失われしめるかどうかについては国会の議決を経ることに附則はなつております。第二項に、通常時限法と称せられるものについては、ここに論議を申し述べ質問しようとは思ひませぬ。併し今までの御解釈と只今の御答弁によりますと、従来違法であつたものを三年を限つて明確にするんだ。なぜならば、三カ年間に労働間の良識に訴へて、成るほどそれは違法であつたのかというところがわかつて頂けないんだ。無論三年後においても、この趣旨、この内容は有効である」と、只今労働大臣は答弁したと思ひますが、附則には明らかに無効であると書いてあります。私はこの点に關して率直に感じます。第十五国会におきまして、政府の原案にはなかつたものが、改進黨の考へ方は明らかに、怪しからんから、これは一つ懲罰的な意味で、三カ年間の懲役とはおつしやつておりませんが、三カ年間差しとめよう、制限しようという趣旨から、三カ年間が出て来たと考えております。我々の折衝した限りではそのように聞かされております。この修正案三カ年というものを政府原案にくつつけて、説明は旧態依然たる政府原案と同じ説明で貰ふかしようとするところに、そも／＼誤謬があるように思つております。従ひまして、この附則の無効という点と只今の御答弁は、これ又明確に相反することになつておりますので、この点を明確にして頂きたいと思ひます。

更に第三点でございますが、時間がございますので……、これは三大臣について今までお尋ねいたしましたし、それ／＼明確なる御答弁はなしに、はたと答弁に当惑されている点であります。三大臣ともそうでありませぬ。それは、本法案の最後に理由として掲げられておられるところは「公共の福祉を擁護するため」、「これがたゞ一つの理由として挙げられております。三行書かれておる中に、「公共の福祉を擁護するため」と言ひながら、実際に委員会におきまして審議を進めて参りましたその過程においては、具体的に指摘いたしますと、例えば、今日、炭鉱におきましては、極めて多数の鉱山が休業坑にされてゐる。経営者の独自の意思に基いて廃坑され、労働者は職場を失つております。保安要員の引揚げによつて国家資源を潰滅するとか滅失するとかいうことは、経営者によつては堂々となされておる。この結果は、保安要員の引揚げによつて、若し保安要員を引揚げたならば、若し事故が起つたならば、起きると同様なことが、現実今日、北海道におきましても五十数カ所、常磐、北九州、それ／＼多数の炭坑が潰れつつある、このことは公共の福祉に何ら關係がなしに。然るに、労働者が、僅か小さい一つの鉱山において、保安要員を引揚げようとする場合が仮にあるとするならば、それは公共の福祉に反することだ、このように言われているのであります。この点について、経営者がなす場合には公共の福祉に關係がなしに、労働者の場合であれば公共の福祉に關係があるという、この点を、(拍手)是非とも三大臣から明確にして頂きたいのであります。この点は再三御答弁を委員会において求め、御答弁がなかつたり、あつても、経営者が自分が持つて

いる財産権を処分するのだから、それは止むを得ないというやうな、憲法二十八条と二十九条の関連については上下の關係にはないという答弁をしなから、この私の質問に対しては、あたかも憲法二十九条の財産権に憲法二十八条の労働権が、その隷屬下にある、二十九条の下に二十八条の労働権があるということを明確に意思表示されているものと解しているのであります。どうかこの点について、逡巡することなく、明確に法律論としても是非ともお伺ひいたしたのであります。(拍手)更に労働大臣のみお伺ひいたしたのは、各国の事例に徴しても、電気産業等においては、ストライキを、電気が停まるやうなストライキをするやうなことはなし、又その制度もないやうに言われて参つております。果して、日本のように、石炭もその通り、電気におきましても、今日全く私企業として、電気料金を見られてもわかるように、政治力の薄い九州、四国、或いは北海道等、順次三倍、三分の一というやうな電気料金の差を付いてゐる。而も又、利潤のないところに開発もないし、利潤のないところに石炭鉱業の経営もないし、こういう手放しの状態に一方ではなつていて、而も本法のごとく労働者の側だけは規制をするといふ、こういうやり方、こういう法制をとつてゐる国があるとするならば、ここに、何という国が、日本と全く、或いは至極似てゐる、類似してゐる国だといふ点を御例示願ひたいのであります。

以上につきまして御答弁を預わしいと考へます。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(小坂善太郎君) 藤田君に御答へいたします。

例の食い違いとあなたのおつしやいます電源職場の労働不供給の問題につきましては、私の意見は先ほど吉田君にお答へした通りでありまして、電源職場の場合においては、電気の正常な供給に直接障害を与えるやうな労働不供給は、従来とも社会通念上妥当ならざるものと考えられていたものであります。が、昨年の争議の経験に鑑みまして、こういう社会通念上許されざる争議行為を明確にする必要が痛感されるに至りましたので、この法案を提案した次第であります。これは同じことをお聞きになれば同じことを答へるより仕方がないものと思へます。

なお、三年後の問題であります。これも先ほど触れたのでございまして、本法案が解釈法規であり、或いは確認法規でありますから、本法所定の行為が正当と解せられることは三年後におきましてもない、こういう見解であります。(通化論か)と呼ぶ者あり。政府としましては、三年間に良識が成熟して、よき慣行が定まつて、こうした争議行為が行われないうやうになることを期待いたしておるのであります。

なお附則の三項に規定してゐるところは、この法律が法律としての形式的効力について申しておるのであります。で、本法案に該当するやうな行為の当、不当といふことが問題になるといふ意味ではないのであります。

更に、この休山の場合についていろいろ言われましたのであります。こ

れについては私も委員会と同じことを申しておりますが、休山という問題は、これは経済政策の問題であります。が、さもなくば健全に運営されていくという鉱山の場について考えてみますと、他の条件が違つたら問題になりません。他の条件において等しい限りの場合において問題にしてみますと、健全に運営されているものが、ストライキの行為中、保安要員の引揚げというふうな行為によりまして石炭鉱山という重要な資源の滅失を来たさす、そして、そのために公共の福祉に著しき損害を与えるというふうなことは、これは社会通念上許されないと、こういうのであります。

なお、保安要員の引揚げや、電気の場合の停電スト、電源スト或いは給電指令所の職場放棄、こういうふうなものについては、これは争議行為としてでも正当でないと考えていることは、これは世界中の常識であると考え、一方において争議行為としてであれば何をしてもよいという考え方があつたので、こうした争議行為は御遠慮を願いたいというのが、この法案の趣旨であります。(拍手、「答弁になつておらん」と呼ぶ者あり)

〔国務大臣岡野清蔵君登壇、拍手〕
〔御苦勞さんと呼ぶ者あり〕

○国務大臣(岡野清蔵君) 答弁を申し上げます。

藤田さんにつきましては、この前、答弁を保留いたしておりました。それにつきましてお答え申し上げます。

その当時、電力行政、石炭行政の根本方針について、殊に電力については再編成が行われておつて、需給調整、地域差の問題が大きく関係しているの

あるから、スト規制についても労働者のみに圧力を加えるのは不当じやないか。こういうふうな御趣旨でございますが、電気事業につきましては、種々論議の結果、一昨年五月、再編成が実施せられて、現在の九電力会社が充てたことは御承知の通りであります。これを前提としまして、行政運営の基本方針としましては、電気事業の純民間企業としての私益性と、国家経済及び国民生活に密接な関係を有する基礎産業としての公共性の調整を眼目としておる次第でございます。その原則は将来ともやはり堅持して参りたいと思つております。

なお電力需給調整につきましては、現下の電力事情の下において電力の合理的配分を行つて見地から万全を期している次第でございます。水力調整金などの制度、更に地域差調整の問題につきましては、今後検討すべきというふうな御議論もあるようでございますが、電気事業再編成に伴う過渡的な影響を避ける意味で設けているものでございまして、制度そのものについては将来或いは撤廃の方向に向ふべき性質のものとも考えますが、現在の情勢では、善い経済事情の変動がない限り、現状程度でやつて行きたいと思つておられます。

それから、藤田さんの第二点の答弁の食い違いという点、それから又、昨年の十二月八日に前小笠原通産大臣が行いました答弁、即ち電源ストのケース・バイ・ケースによつて公益事業令第八十五条に違反になつた場合もあるというふうなことがありますが、なお「電源スト、停電スト、給電指令所のスト等は違法である」という社会通念が昨

年のストの経過に従つて成熟しました。云々、こういう労働者の見解には、私は全く同意見でございます。

その次に、ストで労働者が足手纏つて、そして各事業会社がほとんど潰れて行つて労働者はどうなつておるかという点、こういうことは、私は比較すべき性格が違ふと思ひます。と申しますことは、一面におきましては公共の福祉のためにこうしなればならないということ。それからもう一つのほうは、少くとも私企業でございますので、いろいろの事情がございまして、我々といつたしましては、できるだけ各業者は倒れないで労働者がいつまでも就職して行くことは望ましいことであるけれども、少くとも自由競争の今日の世の中におきまして、或いは又埋蔵量が少くなつたとか、或いは又埋蔵量が少くなつたとか、或いは非常にコストが思うようになつて、どうしてもそれで採算がとれて行けないということも出て来たりして、いろいろの事情がございまして、そういうふうなことでやめて行くのを、どうも政府といつたしましては、何ともしがたい。併し、それかと申しまして、我々は、もう皆さん御承知の通り、今度九州の水害対策、水害で各炭鉱が非常に困つてゐる、又、殊に中小炭鉱が多く困つてゐる。それに対しては異例な行政措置によりましてこれを助けているのですから、我々としてはできる限りの努力はいたしておりますけれども、自由競争の原則によつて起きておりましたところの結果につきまして、できるだけそういうことのないようにはいたしますが、今のところは我々といつたしましては、これを両方

比較するということは視点が違ふのであります。こう考えます。

〔国務大臣大澤健君登壇、拍手〕
○国務大臣(大澤健君) 藤田議員に答へ申し上げます。

最初に、三年間の問題でございますが、本法案を三年間に限つたことについて一体どういふ考えを持つてやつたのか、卒直に述べるといふことでありますが、先ほど申し上げたように、もとこの法案は、争議行為の違法性の枠が、私どもの立場から見れば、不明確になつておるからでありますので、それを明確化する解釈規定でございます。こういうふうな法務省はとつておるのであります。従つて、この三年間にこの本法の精神が行き渡りまして、労働組合その他におかれましては、法を用ひなくとも、合法、違法との区別がはつきりするということになれば、別に強いてこれが要ることはなくなるのであります。我々といつたしましては、その三年間にそういう事態になれかしと期待しているということでございます。この点は御承知願ひたいと思ひます。法律がそれでは三年たてば効力を失ふという規定をすればどうなるか。法律としては効力を失ふのであります。その法律の趣旨は全然逆になる。とか或いは現行法規の解釈が異なつて来るとかいうふうに私どもは考えておりませんし、個々の違法行為についても、かように一貫した態度で行きたいと考えております。さう御承知願ひたいと思ふのであります。

それから、労働提供拒否と申しますか、職場放棄と言ひますか、藤田さんはウォーキング・アウトとおつしやつた

が、この点についてお答えいたしたいと思ひます。

私はしばしば、御承知のように一般論をいたしましては、労働提供の拒否は労働争議権の中に入ると申しておるのでございます。(その通り)と呼ぶ者あり) 電気に関しましては、電気の正常な供給を阻害する行為は違法になる。又、阻害すべき行為というのは、判決例もありますように、可能性或いは蓋然性がある行為も含められている。こういう趣旨でしては、委員会でも答弁申し上げて来たわけでございます。そこで、発電所では、電気の正常な供給を阻害しない、直接関係のない行為、この間、委員会におきましては、「通常の水門の場合とか或いは庶務の場合などは関係がない。経営者対労働者の関係であつて、一般の電気供給に関係がないので、これは違法にならない。こういうふうな例を挙げて申上げたつもりでございます。そこで一般論をいたしましては、電気の正常な供給を阻害するやうなスキッチ・オフは違法になるのであります。法務省といつたしましては、個々の具体的な場合について、犯意阻却があるかないか、一つ／＼について厳重に丁寧に調べたいと思つております。この点か或いは言葉が行き違ひになつておるのではないかと存じます。

それから廃坑の問題、これは重要資源の問題としましては、勤労者の勤勞意欲の問題としましては、私も重大だと思ひます。併し、これは鉱業法や何かに関係する問題でありまして、従つて鉱業政策の問題でございますから、私、決して軽い問題とは重々思つておりませんが、本法案即ちストライキの

違法性の範囲をきめるこの問題と別個に深く考えたいと存じております。
(拍手)

○議長(河井彌八郎) 赤松常子君。

〔赤松常子君登壇、拍手〕

○赤松常子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、本法案に対し国民の納得の行かない疑問点が多くございまして、この際、小坂労働大臣並びに大藏法務大臣に対し質問を申上げ、誠意ある御答弁をお願いいたしたいと存じます。

今日この時、電気及び石炭に關係する労働者のみならず、六百万の組織労働者及びその家族、又一般労働大衆は本日この国会を注目し、本法案の運命を大きな関心を持って見守つてゐるでございまして、この法案の行方そのものが日本の将来の運命に通ずるものがあるからでございまして。(拍手)かかる重要な法案であるにもかかわらず、十分に常任委員会において審議されることなく、いわれなき多数の圧力によつて、いきなり本日の本會議に上程される、この姿の中に、この法案に流れている反動性が露骨にもなくさらけ出されてゐると言わなければなりません。(拍手)故にこそ、私も、疑問点を、よりはつきりと政府に質し、国民の前にその正邪を質しておかなければならないと存するのでございまして。(拍手)

炭労の賃金は、以前に比へますと、必ずしも他の産業の賃金に比べて高位にあるとは言えないのであります。従つて、他産業なみに賃金値上げを要求いたしますのは、労働者といつたしまして当然なことと存じます。併し、この要求に対しまして、経営者側は如何なる態度を示したでございませうか。電気事業者は、時間の延長、休暇の縮小、職階制の採用などを強要して、逆に賃金の低下を図り、労働条件の悪化を招いたでございませうか。石炭業者も又、基準作業量、つまりノルマの引上げを強要して、逆に賃金の引下げと労働強化を策して参りました。(拍手)当時、公務員さえ二〇〇程度のペース引上げが行われましたのに比べまして、電気、石炭業者がなした不当なる賃金要求拒否の態度は、誠に理解に苦しむところでございまして。(拍手)まして、電力会社は配当を復活し、石炭業者は皆株御存じのように長者番付の上位にすら入り込んで、(拍手)資本蓄積の威容を誇つてゐたでございませうか。かような次第でありますから、昨冬の電気、炭労の両ストの長期化の責任は、断じて労働者になくして、明らかに使用者側にあつたと申せましよう。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)又、政府は、電気、炭労の両ストが始まり、双方とも四、五十日の長い間、労使対峙のまま交渉が行われなかつたにもかかわらず、手を拱いて傍観し、何ら解決の努力を講じなかつたので、争議はますます長期化したものと考へます。政府は、電気、炭労両ストの社会に与えた影響を云々する前に、みずからの無為無策、無能を反省して、その責任を感すべきではないか

と思ひます。(拍手)果して政府は反省の実を、その後、示したでございませうか。この点、誠に残念に思ふのでございまして。かかる意味で、私は、昨冬の電気、炭労両ストの責任は政府並びに経営者にありと考へるものでございまして。これに対する大臣の率直なる所見を伺いたいと存じます。

第二には、本法案を単独法として労働三法とは別個の建前をとつてゐること、又、期限付の法律、つまり臨時立法法としてゐること、更に罰則のないことについてお質いたします。政府は労働行政の不振によつて、昨冬の電気、炭労の両ストを彼らに長期化したにもかかわらず、それを反省することにもなく、いきなり法律によつてストを規制して行こうという、こういう安易な方法をとつて来たことに對し、私はその意圖が窺ひにあるか疑わざるを得ないのであります。而も公職会におきまして、少くとも我が労働法學の權威と言われるほどの方々は、例外なく、現行法規の改正によるべしとして、かかる争議禁止法に絶対反対されてゐる事実を何と考へておられますか。(拍手)更に提案理由を拝見いたしますと、「先ず今回は」といふことで、電気、炭労の両組合のみのスト権を制限してゐるのでありますが、そのことは、電気、石炭と同様に公共性の強い、他の私鉄、ガス、鉄鋼、日通などのストを制限しないことにより、労働運動界をこま切れに分割して、政府の支配力を強めることを狙つてゐるものと思はれるのでございまして。(拍手)三カ年の期限付につきましては、小坂労働大臣が、三カ年の間に、政府の自信ある労働行政によつて、電産の電源ス

ト、停電スト、炭労の保安要員の引揚げのようなストライキをなくすよう、労働組合の良識の育成を期待する旨の答弁をなさつておられますが、果してその御自信があるでございませうか。期待が実現するか、疑問に存するのであります。更に懲罰的な罰則がないことは不気味でありまして、本法に違反した労働組合は、労働組合法上の刑事上、民事上の免責規定の適用を受けられないこととなり、従来の鉱山保安法、公益事業令その他の罰則を適用されることになるのであります。本法が労働立法ならば労働立法にふさわしい罰則を設けることが当然と考へます。この法案には罰則がなく、統一性を欠いておるのでございまして。私は、以上のような理由によりまして、本法案をなぜ単独立法にしたのか、又三カ年の期限付臨時立法としたのか、又罰則のない点などにつきまして、労働大臣の所見をお伺い申上げます。

第三にお尋ねしたいのは、本法案は、電気事業及び石炭産業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に關する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するものを目的としておられます。さうだといふならば、国民経済及び国民生活に對し、さほど大きな影響を与えないような小規模な電源ストとか、或いは小炭鉱の保安要員引揚げまでを禁止なさうとするのは、甚だ以て理解に苦しむところでございまして。現実、電力会社の経営能力の弱体のために、私もしばしば「盤」のようなろうそく送電をされても、会社は何ら罰則規定を受けなかつたのであります。一たび、電産の労働不供給による電源ストによつて電圧を多少低下する程度のこと、が、社会的影響が大であるとして、かかるストは禁止されま

す。又、炭鉱におきましても、最近多数の中小炭鉱が採算に合わないという理由で休山し、廢鉱し、鉱山を荒廢に晒されておられますが、何らこれらには懲罰的規制を受けていないのでございまして。然るに、資本家の企業に對しましては利潤追求を無制限に許しておきながら、他方、労働者の唯一の權利でありますところのスト権を無効にも奪い去らうとなさる、ここに矛盾があると思へます。これで正しい社会正義を打ち立てられましようか。この点について、はつきりした御答弁をお願いいたします。

更に又、労働大臣の委員会における答弁によりますと、この法案は解釈法規であつて、従来非とされてゐたものを、昨冬の電気、炭労の両ストの経験により社会通念が成熟し、ここにはつきり違法という烙印を捺していらつしやる御答弁であります。つまり労働者を裁判に立たせてから理非を糺すようなことをしないで、初めから違法なものは違法として、罪を犯さしめないという親心に出たものであるとの説明がありました。併し、本法案の規定は甚だ抽象的でありまして、おのおの勝手な解釈ができるのでありますから、労働不供給による電源ストなどのできる職場とできない職場との区別をはつきりと具体的に規定し、又、炭鉱の場合で申せば、平時と争議時との保安要員の範囲をはつきりと具体的に規定して、ストライキのできる範囲とできない範囲をきめて、労働者に行動の自由を与へ、法を犯さないようになしたまふことこそ、本當の親心である

と信じます。(拍手)どちらが正しい親心であるのか。労働大臣の御所信をお伺いしたいのでございます。

第四に、若し本法律が本院を通過するといふならば、電気並びに石炭関係の労働組合は一方的に主要な争議方法を禁止されることとなります。

労働争議というものは、労働者の基本的人権でありますところのスト権と公共の福祉との衝突と見られるのでございますが、もう一步深く掘り下げてみますと、労働者は会社の下に働いてい

るものであり、その会社は営利を目的としておるのでありますから、実際には会社の営利と公共の福祉との衝突とも見られるのでございます。かような関係にありましますのに、昨冬の電

炭労働ストの結果を顧みましますと、会社側は何らの規制をも受けないのかかわらず、労働組合側だけが一方的にストの規制を受けることは、誠に片手落ちと申さなければなりません。その上、本法案においてこれに対する救済

の措置が何ら講ぜられていないのは、どういふ理由でございましょうか、この点、労働大臣の明確な御答弁をお願いいたします。

ここで次に大蔵法務大臣にお聞きいたします。電源スト、更に停電ストにいたしましても、地方裁判所、高等裁判所におきましては、違法でないとの判決を受けておるのでございます。そ

こで、社会通念というものが一つの行為の是非を判断する基準と解しますならば、それが法律的な形に固まつたものが裁判所の判決であると思われま

す。然るに労働大臣の答弁によりましますと、下級裁判所の判決は軽視され、最高裁判所の判決でなければ最終決定で

はないものとして行政解釈をしておられます。私はこのような労働省の考え方は如何かと思うのでございますが、この点について、行政解釈と裁判所の判決との関係について、社会通念に対する御見解も含めて大蔵法務大臣の御答弁をお願い申し上げます。

只今までに申し上げましたように、政府は、労使の紛争を都合によつては傍観し、都合によつてはこれに介入するばかりでなく、法律を以て労働者のスト権を制限しようとなさる。こうした例は、先には公務員法、公労法の制定、更に昨年は労働法を改悪して緊急調整

制度を設けるなど、労働者の基本的人権は事あるごとに制限され続けられて参つております。今又、本法案によつて、更に、電気、石炭関係労働者のスト権を制限しているものであります。これ

は、まさに時代の流れに逆行する反動政策の最たるものであると言わなければなりません。私は本法案に對しましては、他にも種々納得のべき点がございますが、最後に、殊にかような重大な法案を審議いたしますのに十分な時間を与えないで、審議不十分なまま、これを多数を以て一挙に本会議において採決するやうな、この暴挙に對しましては、民主政治をみずからの手において汚辱するものとして、反対せざるを得ないのであります。

最後に私は、院内におきます野党労働委員の方々が、二旬余に亘りまして慎重審議に懸命な努力を払われましてことに感謝し、更に、院外において、電気、石炭労働組合を始め、組織労働者大衆が、本法案反対のために熱心な運動を展開されました御苦労に

對し、深く敬意を表しまして、私の政府に對する質問を終わりたいと存じます。(拍手)

【國務大臣小坂善太郎君登壇、拍手】

○國務大臣(小坂善太郎君) 赤松議員の御質問にお答えいたします。昨年

の争議の責任は政府と経営者にあると思うがどうかという御質問でございます。その通りだ」と呼ぶ者あり。政府といたしましては、労使間の事項につきましては、やはり労使双方の關係者の良識に基く健全な慣行の確立に委ねべきであるという基本的な態度をとつて来たのであります。昨

年の電炭、炭労働のストライキは、終戦以來、占領終結以來の最初の大ストライキでありまして、特に、自主的な円滑な解決によつて、ここで望まじき慣行の先例を作ることを得たのであります。(本音を吐きなさい)と呼ぶ者あり。併しながら、その後におきましては争議の事情を見ますに、やはり従来と違つた、一つの独立国としての、両方の、労使双方の権限の主張が非常に強いというやうな關係もございまして、ここに独立意識を十分伸張しようというやうな考えからいたしたものであります。ストライキは非常に長期化したしまして、国民経済、国民生活に重大な障害を与えるやうになりました。炭労働争議につきましては、十二月十七日、石炭事情の非常な圧迫が国民経済並びに国民生活に重大な影響を現実に与える虞れがあると認められまして、緊急調整を発動いたしました。中労委の斡旋努力と相俟つて解決を見たのであります。電炭につきましても緊急調整の発動を準備

いたしたのでありますけれども、解決の見通し等の關係からこれを差控えておりましたところ、これも十二月十八日、この解決を見た次第であります。政府は、その間に処しまして、或いは中労委の斡旋案を受諾するやう、労使双方を指致して種々勧告いたす等、できる限りの措置をとつたのであります。その後におきましての一般の世評も、政府の當時のとつた態度というものは肯定されていると考えます。(何

を言うか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

なお、この法案を出したといふのは、その当時の経験に鑑みて、やはり不当なるものは、争議行為としてここまでは不当であるといふ、争議行為の範圍を明らかにしたほうがよろしいといふ、解釈を明らかにすべきであるといふ考え方が大方に浸透して来たやうに考えられますので、ここにこの法案を提出した次第でございまして、何ら懲罰を科するといふやうな趣旨ではないのであります。

なお、この法案がこの三年の限時法であるといふことと関連して種々御意見がございましたが、何故にこの労働争議の調停というやうな考え方からして労働法等の労働法規の關係に入れないで単独立法にしたかという御趣旨の質問がありました。これは、御承知のやうに電気と石炭のみに關してその争議方法の一部を規制するものであり、且つ三カ年の限時法でございまして、労働争議の調整とか解決のため一般法、恒久法たるやうな労働法とは、別個の単独法として出した次第でございまして、(それが間違つてい

ない)と呼ぶ者あり。更に、全般の産業の扱い方等に関しましての御意見が種々ございまして、スト権を剝奪するといふことが強く述べられました。これはスト権の剝奪でないといふことは私も種々申し上げております。(どうしてだ)と呼ぶ者あり。やはり違法である争議行為、争議行為としても正当でないものの範圍を明らかにするといふのが、この法案の趣旨であることを御了承願いたいと存じます。

なお、この保安要員の範圍というやうなものについての解釈でございまして、これは先ほども法務大臣が御答をいたしました。保安要員というものは、ストの場合に、保安要員というものがあつたのでございまして、ストの場合に個々の場合でそれ／＼きまつております。協約等できまつておりました、従来は、その間に、或いはその範圍についての争いはないのでござい

ます。なお、やはりスト権と申しましても、これは万能のものではない、すべての權利に優先するものではないので、やはり公共の福祉との調和を圖らなければならぬといふことは当然と思

います。なお、やはり社会の考え方の変化と対応しながら、労使双方の社会的責任というものの對しての考え方も、おのずからその社会におきまして特殊性的あるべきものと考えます。十八世紀も十九世紀も二十世紀も、それぞれ同じ考え方で労使がやつてい

うことではないのであるといふことを申し上げたいと存じます。

なお、スト制限につきまして公共性を強調しながら、事業主に対しては公益を無視している点があるがどうかという御趣旨でございましたが、本法案

昭和二十八年八月五日 參議院會議第三十四号 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案(前会の続)

は争議行為と公共の福祉の調和を図るものであつて、現在の社会構成において経営者の企業経営をどうするということとは別の問題であります。本法案とは無関係だと考えます。なお、電気事業者と鉱業権者に対して、その事業の公共性に対応して、旧公益事業令や鉱業法或いは鉱山保安法等で、必要な経営上の規則、措置を講じているのであります。この内容につきましては、先ほども法務大臣の言いましたように、私どもも決して等閑に付すべき問題ではないと考えております。併し、これは直接このストの範囲をきめる法案の審議とは関係ないわけであり、(関係あるぞと呼ぶ者あり)

なお、炭鉱主の長者番付云々のお話がございますが、これは委員会でも申上げたのですが、これは炭鉱は個人経営になつておりますので、会社の場合とはおのずから長者番付に出て来る程度が違つて、会社全体の仕事は個人経営になつてゐるために、特にその所得が強調されている面があると思ふのであります。

以上お答え申上げます。(拍手)

〔国務大臣(犬養健)答覆、拍手〕

○国務大臣(犬養健) 赤松さんにお答え申上げます。労働大臣の御答弁にありました以外のもので、特に法務省の關係の分を申上げたと思ひます。

それは、下級裁判所で判決があつたのに上級の裁判所に更に檢察側が訴えて意見を聞くというところは、やりすぎじやないか、その問題でございます。成るほど、その間、一人の勤労者が被告人として中途半端な生活を送られるということに対しては誠に気の毒なことではあります。なぜそういうこと

をするかということをお先ず申上げると同時に、なぜそういう心がまえを持つかというところを二つ分けて、できるだけ詳しく申上げてみたいと思ひます。裁判所において、有罪無罪いろいろ判決がありまして、私どもとしては、まだ最高裁判所の判決が示されておられませんので、政府はこの最高裁判所の判例によつて今後の同種の事案に処して行きたい、こういう心がまえなんです。でございます。その心がまえは、どうしてそういうふうになるのか、こういう問題を申上げてみたいと思ふのであります。それは二つあるのであります。一つは、下級裁判所において裁判所と檢察側と意見が違ひましたときには、上級審の判決を求めるということ、これは被告側と同様、檢察側にもその権利を保留してゐるのであります。その保留した権利を何故使うかという問題になります。我が国のように、労働争議に関する労働運動或いは政府側のこれに関する取締の問題などがまだ歴史が浅く、伝統の浅い国では、特に私どもは必要だと思ふのであります。最高裁判所の判決例というもの、一つ、具体的な場合を作つてみまして、その判例に私どもは爾後忠実に従うということが労働問題に関する一つの国の伝統ということにならうと思ふのであります。これは私は深く信じてゐる点でございます。(判決を待てばいいじやないかと呼ぶ者あり)

判決を待つには、上告審に訴えなければ判決は待てません。最高審の判決を得るということは一つの労働問題に関する伝統になるのであります。これはどの国もさうであります。赤松さんは特に御承知のように、イギリスなどは判例が一つの重要な司法問題

の中心問題になるのであります。私は、判例ができて行くということは少しも差支えないのみならず、大切なことであると考えてゐるのであります。ただ別個の問題として、無辜な人を意地つ張りから檢察側が特に上告審に訴えさせるという問題は政治の醜態でありまして、これは深く憤しななければならぬと思ひます。

以上御了承を願ひます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 吉田内閣総理大臣が出席されましたので、先ほど總理大臣に對し留保しておりました質疑を、この際、許可したいと思ひます。吉田法務省。

〔吉田法務省答覆、拍手〕

○吉田法務省 留保いたしました吉田總理或いは通産大臣等に関連をいたしました点について、質疑を続けたいと思ふのであります。

第一は、電産炭労争議の影響と責任、特に政府の責任を問ふとするのが第一点であります。提案理由の説明の中には、昨年の炭労、電産の争議が国民経済及び国民生活に影響を与えるところが大きかつたから云々という文句がございます。そこで私も、この昨年のストは、或いはその争議の長期化については、経営者にも重大な責任があるのではないかと、或いは政府に責任があるのではないかと申して参つたのであります。公聴会において、一般電燈の消費者或いは小口電力の消費者等は、停電の影響を大部分争議にあつたと考えられる公述をしておられますけれども、私どもが先月二十三、二十四日に亘りまして伺ひました公聴会においては、母を護る会の消費

者代表としての婦人の、もうすぐ代がたくさん要つた、飯も炊くことができません云々という言ひ分に對して、東電の堀越常務が、東京において二日間合計四時間程度しか停電はしておらんと、

か(「そうだと呼ぶ者あり、拍手」)私どもは存するのであります。これについての總理大臣或いは通産大臣等の答弁を求めるものであります。

この公述をせられて、一般消費者の印象と実態が違ふということが明らかになりました。公聴会に出て参りました。それでもなお、あの停電その他の原因が、ひたすら電産、炭労にあると言われるかどうか。停電の大部分の責任が清水停電或いは配電の責任を持つてゐる会社側にあつたことは明らかではないか。(拍手)或いは争議の長期化の原因は、この経過を辿つてみますならば、或いは電産の統一交渉を拒否し、労働条件の低下をむりやりに図ろうとし、或いは四十数日間炭産の買下げを以て臨んで参りました資本家団体、特にその背後にあつて、この炭産或いは電気事業の経営者を正面に立てて擁護いたしました日経連にあることも明らかであります。(「そうだと呼ぶ者あり、拍手」)政府は、この争議の最中において、吉田内閣總理大臣が任命した吉武労働大臣は、各社別交渉を勧奨し、組合の分断に協力しようとした。或いは貯炭があるから貯炭があるからと言つて争議を長引かしたのも、政府の責任に帰せらるべきものがあつたということ、これは国会の各委員会等にも現われて参つたところでもあります。この争議の責任を労働組合にのみ転嫁し、ここにその争議行為を大幅に制限せんとする法律の提出に當つて、政府自身、その良心に鑑みて責任を感じる。ところないかどうか。むしろ責任は、経営者団体、政府にあつたのではない

か(「そうだと呼ぶ者あり、拍手」)私どもは存するのであります。これについての總理大臣或いは通産大臣等の答弁を求めるものであります。

第二点は、この法律立案の過程において意見の相違が見られた、或いは法案適用の範囲について、政府或いは労働大臣その他方針がぐらぐら、或いはこの適用の範囲について、總理大臣において、ステツプ・バイ・ステツプと称して、拡大せられるがごとき意図が從來明らかになつて参りました。が、法案の適用範囲、或いは解釈上の意見の相違について、總理大臣に質したいと思ふのであります。この法律立案に當つて、労働省は反対であつた。然るにこれは閣議を通じてか或いは吉田總理を通じてか知りませんけれども、吉田總理から強くこの立案を命ぜられた。そしてこの立案と適用の範囲については、ステツプ・バイ・ステツプの過程をとるのだ。言い換へるならば、この法案も、先ず炭労についても或いは電気事業についても、できるだけ小範囲にとどめるかも知れんけれども、それを法の運用において拡大して行くという意思もありました。或いは電気、炭産事業に限らず、公益事業と称せられるものについては、次第にその適用を拡大して行くという意図を明らかに示してゐるものと考えられるのであります。小坂労働大臣は、委員会の席上、緑風会の梶原委員の質問に答へては、個人の意見を、個人の気持を表現して、初め、個人としては絶対に他の産業には拡大いたしません。一旦、政治家が言明をした以上、職を賭しても私は他に適用は拡大いたしませんと答へはいたしましたけれども、併

しその後、或いは官を左右にして、仮定の問題には答えられぬという総理の常套語を引用し、或いは提案理由の説明には、公益事業はいろいろあるけれども、種々検討の結果、今回、或いはこの際はこの二つに限ると言われた。論議の必然性は拡大の危険性を持つていふことは明らかであります。この点について総理はどのように考えておられるのか。我々は労働大臣に、或いは閣議の決定を以て或いは総理の明言を以て断言するのではありませんが、たいと申して参つたのであります。吉田内閣の労働行政の担当者として、出さぬと言つた以上出さぬと明言をせられて参りましたが、これは、内閣の運命の限りに於いて、その責任において、他の産業には拡大しないのかどうか。明言を承わりたいと思ふのであります。

なお、先ほど来、論議せられましたけれども、電源職場、配電所等の労働の不提供が合法であるか非法であるか等について、従来、法務省は、労働不提供的の場合については合法であつたものがあることを委員会認められて参りました。労働省は、不当であるという社会通念が成熟したから、この解釈法を出すのだと答弁し、或いは鉱山保安法或いは電気の供給その他に関連をして、公益事業局長から、電気の供給は経営者の責任であり、労働の不提供は必ずしも非法ではないと考へるといふ答弁があり、或いは鉱山保安局長は、「鉱山保安法五、三十条、そうならば、鉱山保安法五、三十条、そうして保安規則四十七条等の限りにおいてのみ保安法上の責任が問われるのであつて、その他の点については労働法

上の問題はない。或いは外の関係は從來考へられなかつたというの、これが鉱山保安法の考え方であつたと思ふのであります。これらの点について解釈の食い違いを来して参ります。この点について総理大臣の明言を願ひたいと思ふのであります。特に、労働省等の反対にもかかわらず、或いは日本を挙げての反対、或いは良識ある労働組合等の民主主義を守らうとする者の反対にもかかわらず、この法律案をあえて提出し、これを多数を以て合理性を押し演じて進もうというの、或いは保利労働大臣或いは戸塚労働大臣等、麻生氏の推薦もあつたと聞きまされども、この法律案を要望してゐる或いは石炭業界、電気事業者等、或いは労働政策を本年度において打ち出して参ります日経連の要望に於いて、この法律をあえて強硬に押し進めようとするのか。この点を明確に承わりたいと思ふのであります。

或いは公共の福祉の名において、争議権を、憲法二十八条に保障された争議権を制限或いは剝奪しようとしたとしておきながら、公共の福祉の内容は、この法律においては電力の正常な供給と保安業務の正常な運営のみであり、具体的に言つて、三条について申しますならば、鉱山の重要施設という所有権或いは私有財産がその内容であります。或いは鉱業法或いは温泉法、或いはその他行政法上使われております公共の福祉の内容は、この中に最近においては国民全体の利益でなくして私有財産が入つておることは明らかであります。私有財産を保護するため、憲法二十八条に保障した争議権をこの法律によつて制限しようとするのか。所有権と争議権或いは団体行動権の比較は、憲法二十八条と二十九条において比較され、二十九条において公共の福祉の制限は明定されておられますけれども、二十八条においては公共の福祉の制限はございません。仮にあらばとて、国民全体の利益であるならばとて、私有財産のために或いは施設等のために、この争議権を侵害せんとするがごとき、剝奪せんとするがごときは、民主憲法を破るものであり、かくて公共の福祉の名において所有権のために国民の基本的人権を奪つて参りますならば、これは明らかにファシズム法理であります。ファシズム法理への道をここに開こうとするものであるかどうか。(拍手)吉田総理にお尋ねするのであります。

最後に、これは通産大臣等にお尋ねをしたいところでありましたけれども、電力の供給の責任或いは保安業務の確保は、これは経営者の責任であります。いわば所有権に基く経営権の中身として供給或いは運営の責任が課せられておると思ふのであります。若し経営者を飛び越えて労働者に直接労働の義務を課しますならば、これは憲法の苦役を免除する条章にも違反いたしますが、それならば経営権を放棄するものであるかどうか。この点については明言を願ひたいと思ふのであります。或いは経営権を放棄し、或いは労働者に直接労働関係として義務を課しますならば、これは、労働省、通産省の所管争ひを生ずるでございまして、うが、所有権或いは経営権を否定して、公共の福祉の名において所有権のために労働者に義務を課するという所存であるかどうか。この点については総理大臣の明言を求めます。

最後に、かかる所有権のために、財産権保護のために、労働者の基本権を制限しようという法律は、五、五立法と称して逆コースを辿らうという諸立法の一つでございまして、この法律によつて旧憲法時代の労働法関係に戻さうというのであるかどうか。ストの制限をいたして参りますならば、それは低賃金ダンピングへの道を開くと言われるのであります。MSAの援助を受けて軍需産業の強化を図り、アメリカ二辺倒によつて日本の経済を裏切しようとして参りますが、この法案はその体制の一環であるかどうか。労働省が、労働者の保護の省でなくして、サービス省でなくして、弾圧省になつて参るならば、労働省も不要であります。憲法を破壊しようという政府は、今日において我々その存在を許すわけには参りません。民主主義を否定し、そうしてアメリカの一辺倒政策をとらうとするのであるかどうか。

○副議長(重宗雄三君) 時間が来しました。

○吉田法務省(続) その一環としてこの法律を出さんとするものであるかどうか、明言を求めて質問を終わります。(拍手)

「国務大臣吉田茂君登壇、拍手」

○国務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

過般の電産廃労働の争議が長期に亘つたその責任いづにありやという御質問のようであります。昨年の電産廃労働の争議が長期化したのは、労使双方の主張が最後まで対立したということも原因であります。又更に、労使が自主

七五〇

す。次に通産大臣にお尋ねいたしたい点は、電産、石炭鉱業のごとく、通産大臣の主管でありまするが、本法案の提案の趣旨は、労働争議は労働者の

政府は十分に監督指導につとめ（指導されるほうだ」と呼ぶ者あり）運用の全きを得て参りたい、かように考えております。（拍手）

○議長 河井彌八君　藤田進君。
〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君　私は内閣総理大臣に対しまして質問をいたすものであります。先ほど吉田議員の質問に答えられました、昨年の電産、炭労などの争議に對しては、政府はその責任なしと言ひ切られたと考えるのであります。この点につきまして、私は、今日の吉田内閣、その手荒が掲げた政策というものは、民生の安定という具体的な内容はあつたと考えております。昨年の電産、炭労の紛争議は、この政策と全く背反した現実の前に、かような深刻長期に亘る紛争議が発生したと考えられるのであります。従ひまして、昨年の争議自体の具体的な経過を把握願つてゐるならば、政府に全く関係がない、法治国家の政府として全く責任もなし、かわりがないと言ひ、このことは了解ができないのでありまして、この点に関連いたしまして、現在の内閣の政策と民生の安定、延いては労使間の紛争議に関連して当然責任があると考えるが、この点については責任なしとする具体的な裏付け、理由をお伺ひいたしたいのであります。

第二の点といたしましては、どうしても吉田総理大臣でなければお答えができないという点だけを摘出したしまして、ここに答弁を求めるものであります。と申しますのは、本スト規制法、いわゆるスト禁止法は、どういふところから生れて来たかといふことを

考えますときに、長い間の衆議院及び本院におきまする委員会の審議の経過から把握いたしますに、大よそ二つの要素が本スト規制法所産の実態として把握できたのであります。

その第一は、今日、公共の福祉を云と称せられておられますけれども、昨年の争議にたゞ／＼際会いたしまして、吉田総理が某歯医者にお齒の治療においでになつたと聞いております。勿論、電気労働者があらゆる家庭やお部屋に電気を修繕したり、もろ／＼の事情を知つてゐることはもとよりでありますけれども、これからの私生活について論及するものではありません。昨年のその齒の治療においでになりました、たゞ／＼電気が止まつて齒の治療ができなくなつて、非常に御立腹のまゝお帰りになりました。たゞ／＼戸家當時の労働大臣がおいでになりませんでした、相にく、居あわせた寺本當時の次官が、この旨を聞いて、慌てふためいて、中労委に電話をかけて、たゞ／＼私も當時中労委に居あわせたわけでありましたが、けしからん、早くこの争議を何とかしろというやうなことで、中労委としても、当時非常に、そのお叱り、お怒りに触れたのであります。

(笑聲)そこで／＼當時の模様を考えてみますと、ストライキによる停電ではなしに、これは清水停電であつたやうに當時の事情はあつたのであります。この怒りが元となりまして、(笑聲)いよいよ施政方針演説の中に一筆加えられ、急遽、主務当局といたしましては、どういふ法律を作るかといふことで、ともあれ、理窟は後で、法律を作ることが先だといふやうなことで、今日、答弁も実は非常にまぢ／＼

な、労働大臣或いはその他の大臣のまぢ／＼な答弁がここにあるのであります。果してさうに伝えられておりますやうなところに本スト規制法の動機があつたのかどうか。確かにあのときは怒りを催したけれども、そうではなかつたのかどうか。(そんなことが質問になるか)と呼ぶ者あり)こんな簡単なことで出て来たのだ、この規制法が……

第二の点は、これと五分々々のウエイトを持つて現われて来ているものがあります。それは、吉田内閣とその手先が、今日、電気事業並びに石炭産業等、多くの産業資本や金融資本と全く思わしい緊密な関係にあるのではないかと、この事実があるのではありませんか。調査によりますと、約四十八団体を調べております。公式に届出せられ、発表されてゐる……昨年と今年の選挙に際会いたしまして、二億七千四百萬円余の寄附金を、産業資本並びに金融資本家から、それらの団体から受けておられるのであります。これを見ますと、殆んどその全部が政府の融資、或いは東京証券業協会を初め、この七団体については譲渡所得税の廃止などをその当時行われておりますが、その見返りかどうか、一千万円、又石炭産業については合計一千八百萬円、(拍手、「ほんの一部だ」と呼ぶ者あり)又電気産業につきましては前後二千万円、この政府融資その他の関連をつぶさに見ますと、政府融資の割を融金しておるといふやうにも見えます。或いは大口になりますと、そこま

で実は高くないやうにも思われるのであります。従ひまして、こういうときの政権と、そして、その政策、立法

が直結したてゐるやうに、どうしても考えられるのでございしますが、この点について如何なる所見を持つておられるか。更に電気事業につきまして、吉田総理とは極めて関係の深い方が、突如としてあの一昨年の再編成と共に雪崩を打つて電気事業に入つて来られておるのであります。従ひまして、吉田総理の影響のある、例へば星島さんの叔父さんか兄さんか知りませんが、星島隆平さんが中国電力のこれまた取締役就任するといふやうに、九つの電力会社を一々調べて見ますと、誠に電気事業には全く関係がなかつたといふやうな人々が大眞的に入り込んでおられる。こういうたやうな点が、今日、電気並びに石炭産業に対して、かような一方的な弾圧をする法律案が出た大きな動因であると考えられるのであります。(拍手)これについてどういふお考えであるか。

以上二つの点について明確なる御答弁を願ひ、更にまだ半分の持ち時間がございしますので、この貴重な時間に再質問をいたしたいと考へております。(拍手)

〔国務大臣吉田茂君登壇、拍手〕
○国務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

電産或いは炭労ストが政府に責任があると言われるが、私は責任がないと考へます。政府の政策によつてあつたこのストが起つたやうに言われるが、私はそれは考へません。若し果して関連性があるならば具体的事実を以てお示しを願ひたいと思ふ。

ありますが、政府としては、自主的に労使協調なり或いはその他の適當な機関によつてこのストを収めようといはしたしませんが、不正な方法その他によつて、政府の責任になるがごとき方法によつて収めようとしたことはないのであります。(拍手)又本法案に何かスキャンダルがあるやうなお話であります。(大ありだと呼ぶ者あり)スキャンダルがあるとするならば、これは適當な方法を以て法的の処置をお求めになるがよいと考へるのであります。

又このスト規制法と私の齒医者の治療と関係があるやうなことがあります。私は全然かかる記憶はないのであります。(拍手)

〔藤田進君発言の許可を求む〕
○議長(河井彌八君) 藤田進君。
〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 再質問いたします。只今の政府に、日本の国内で起きた紛争について全く関係がない、責任がないといふことについては、賢明なる諸君の御判断に任す以外にはないと思ひます。私は、少くともさうな無責任な政府であらうとは、今日まで如何に思つても考へ及ばなかつたところでありました。そこで、次に質問いたしたい点は、昨年の争議のみならず、労使間の紛争に當つては公正なる立場を堅持して、労使の紛争自体を自主的に解決せしめるべく、政府はさういつた態度をとつて来たし、今後ともとるという意味の御答弁があつたと考へます。然らば、昨年の電産争議に當りまして、先刻吉田議員よりの質問の内容にもありました通り、時の吉武労働大臣は、部下を使い、更にみづからが行動をいた

しまして、一方的に日経連や電気経営者が主張してゐる、その意図してゐる事柄を、政府の外局として何者にも影響を受けないうで調停をし或いは斡旋仲裁をする中央労働委員会に対して、積極的な干渉をした事実は御存じないかどうか。このことについてはすでに當時の労働大臣吉武恵市君自身もよく知つてゐるところであります。このやうな、裏においては、長期深刻になるところの作用を政府みづから行なつて、その出て来た現象を一方的に労働側に押しやつて……よく聞いて頂きたいのです。(笑聲)このやうなストライキ制限禁止の法案を出すといふことは、如何なるセンスに基いておられるのか。事実として今の御答弁とは全く食い違つてゐるのであります。若しそのやうな総理大臣の御答弁と違つた行動が昨年の争議においてあつたならば、如何なる処置を総理大臣としてはおとりになるか。この点を明確にして頂きたいのであります。

更に第二の点は、昨年の本法案を出すかどうかの問題が提起されるに至り、更に本年に入りましてこの具体化について／＼な報道がなされております中に、吉田総理大臣は、大幅な制限をする、或いは又ステップ・バイ・ステップの方式をとる、とらな

い、こういうことで、胸につく／＼思ひ当るものがあらうと思ひます。これも記憶がないとおつしやるかも知れませんが、どうか記憶を呼び起して頂きたい。その大幅な制限という当時の構想は、二つの意味が含まれておると聞いております。即ち、電産乃至炭労に対して今この法案以上にもつと大幅なストライキを禁止するといふ構

想、これが一つであります。第二の内容は、電産、炭産のみでなしに、他の産業に対してもこれを及ぼす。只今の御答弁は他産業には及ぼさないと云われておりますけれども、この論議のあつたことは事実のようでありまして、その構想、考え方というものを全く放棄されて、只今のような他産業にはこれを拡大しないという御答弁であるのか。この点について、当時の吉田総理の胸中、お考えと、今日の變更された事情について、明白にして頂きたいと思ひます。

更にお伺ひしたいことは、今後の労働政策についてであります。緊急調整は、副総理の御答弁を過般聞きますと、直接、吉田総理がおきめになつたものであります。今後その通りであるべきであります。つきましては、今の労働政策は、何人もこの政策を称して、労働組合や労働者を保護助成する、こういう政策でないということに明白であります。然らば今後について何かような弾圧を旨とする方針で行かれるのか。労働者、労働組合の協力を得よう、こういう考え方は今後もおとりにならないのか。この点を具体的に明示願ひたいのであります。

次にお答を願ひたいのは、ストライキの制限法に關連いたしまして、その内容をことごとく申上げる時間を持ち合せませんが、先ほど来、関係各省大臣に伺ひますと、一步掘り下げて参りますときに、おの／＼この法案に対する御答弁、御主張が食い違つてゐるのであります。どの点が食い違つてゐるかはお調べ願ひたいと思ひます。そこで私といたしましては、又、我が会派といたしまして、このスト規制

法の本当の解釈はどうなのであるか、統一した御答弁を総理大臣から求めたいのであります。この食い違いについては先刻それ／＼具体的に指摘をいたしておりましたので、お聞き願ひたいと思ひます。

以上それ／＼の点について御答弁を煩わしいと考える次第でございます。(拍手)

(國務大臣吉田茂君登壇、拍手)
○國務大臣(吉田茂君) お答をいたします。

昨年のストの場合に当時の労働大臣の行為が不法であつたと言われるのであります。とにかく適當でなかつたというふうなお話でありましたが、私はその当時そういうことは耳にいたしておりました。又、労働問題についてまず規制、抑圧と言ひますか、労働争議に対してこれを弾圧し若しくは規制することをまず／＼拡大するといつたように、私が放送したというのであります。か、それはそういう事實はあります。又、考えたこともありません。このスト規制法を拡大するような考えは只今持つておりません。

又、各大臣の言ひことが食い違つてゐる。これは私の承知いたすところでは食い違つておりません。(どの／＼に食い違つてないか)と呼ぶ者あり。

又、労働者を弾圧するといふのみであつて、今後労働者の協力を求める考えはないか。これは労働協約を以て主義といたしますのであります。か、労働者の協力はまず／＼求める考へであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 赤松常子君。

(赤松常子君登壇、拍手)

○赤松常子君 私に総理大臣に対してお尋ねしたい第一点は、この法案が提案されるに至りましたその経緯についてでございます。総理大臣も御承知のように、昨冬の電産、炭産のあの御判断の下に、殆んど手を掛けて傍観しておられました。然るに、その争議が終りますや否や、間もなく、本年一月三十日、第十五国会の再開を期をなされた総理の施政方針演説の中に、はつきりと公共的産業のスト制限を今国会中に上程する旨を明言されていらつしやいます。そこで私がお尋ねしたいことは、このようにスト制限を特に施政演説に謳われましたことによつて、事務当局でありますところの労働省が、この総理の意圖を受けて直ちにスト規制法案を準備するに至つたものと存じますが、その際、労働省当局において考えられておりました法案というものは、必ずしも今日のスト規制法案のようなものではなかつたと伝え聞いておるのでございます。その当時の労働省当局の案と申しますのは、仲裁制度、職権調停制度などを採用することによつて、昨年のストのような国民生活に甚だしい影響を与える争議を制限することを考慮されていたと聞いております。然るに、いつの間にか本法案のように變つたのでございましょうか。そのいきさつを伺ひたいのでございます。又、聞くところによりますと、スト制限を大幅にするか、小幅にするか、或いはステツプ・バイ・ステツプというふうなことにするか、いろいろと政府当局の間で論議されてきたように當時の新聞は伝えてお

りました。ところが結局、総理大臣でございませうあなたの鶴の一声によりまして、本案のような反動的で片手落ちの形に落ちついたと聞いておるのであります。果してその通りでありますか。(拍手)同時に又、さうだといひますと、如何なるお考えで仲裁制度などを除かれたか。そうしてかような法案になりましたか。その理由を、総理大臣として、はつきりおつしやつて頂きたいのでございます。

第二に、特に総理大臣にお伺ひしたいことは、このスト規制を他の産業に及ぼす考へがあるかどうかということでございます。この点につきまして、私は今思ひ起すことがございませう。曾つて私が、第三国会当時、人事委員をいたしておりましたとき、同委員会におきまして国家公務員法案を審議されました際、私は吉田総理大臣直接に、同法案中の国家公務員の基本的人権の制限の規定を他の方面にも及ぼすようなお考へがあるかどうかをお尋ねいたしましたことがございます。このとき総理は、その意思はない旨のはつきりした御答弁をなされたのでございませう。ところが、その御答弁にかかわらず、その後、間もなく他の公務員にも及ぼされたことは、明らかな事實でございませう。更に、小坂労働大臣のこの問題に關する労働委員会における答弁は、昨日の労働委員長の間報告中にもありますように、明確を欠いてお

して、団結権及び団体交渉権について、原則の適用に關する条約外二件の国際労働条約を批准し、又、本年の国際労働機関の年次総会におきましては、常任理事国に選任され、日本の国際的地位は向上し、信用は回復されようといひしてあります。従つて、日本の労働者並びに労働組合の事情には特に国際的な關心と交流が高まりつつあるものでございませうが、この際におきまして、逆に労働者の基本的人権でありますこのスト権を制限し、民主化しつつある労働関係を破壊いたしますことは、国際社会の不信を招く虞れが多いのではないかと、私は非常に恐れ、心配しておる次第でございます。こういう点につきましては総理大臣の御所見をお伺ひ申上げたいと存じます。(拍手)

(國務大臣吉田茂君登壇、拍手)
○國務大臣(吉田茂君) お答をいたします。

このスト規制法は、労働省で立案をいたして、私が何ら干渉する余地はなかつたのであります。又、干渉いたす考へもなかつたのでございます。これはあなたのお聞きのところが大いに違つておると考へますから、訂正をいたします。

又、このスト規制法をまず／＼他にも及ぼす、拡大するといふ考へはないことは、先ほど申した通りであります。

又、労働権と申しますか、争議権の範圍を狭め若しくは制限することのないことは、先ほど申した通りであります。か、列国もこの政府の考へ方について承知いたすと思ひます。(拍手)

昭和二十八年八月五日 参議院會議録第三十四号 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案(前会の続)

七四四

○赤松常子君 まだ時間が残っておりますか。

○議長(河井彌八君) 四分あります。赤松常子君。

〔赤松常子君登壇、拍手〕

○赤松常子君 私が質問申し上げました点に対し、少しも具体的なお答えがございませんでした。(その通り)と呼ぶ者あり)特に第二点に對しまして、第三国会は二十三年に開かれておりまして、私、速記録も今調べて参りました。十一月二十五日の委員会では、つきりと、先ほど繰返しお尋ねいたしましたように、他の公務員には及ばざなというところをおつしやつたのです。そのときの法案の内容は、国家公務員に對するいろいろな權利を縮小する規定の審議でございまして。これを私は恐れまして、こういうことが今規定されますと、これに右へならえというふうな傾向が起きはしないかという心配を繰返し申し上げ、総理大臣にお尋ねいたしましたところ、今申しましたように、はつきり、ないとおつしやつたのですが、その後幾々と作られた法律がどういう傾向にあつたかということ、私は、私が繰返し言う必要はございせん。こういうことに對して、もつと総理大臣がその事実をはつきりとお示し頂き、又、本法の将来に對して國民が疑惑を持っております点に對しても、もつと親切に御答弁を願いたいと思ふ次第でございまして。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。

私の先ほど申した通り、労働権若しくは争議権を制限する考えは毛頭ないのであります。(制限するじやないか)と呼ぶ者あり)又、将来においてもこれを拡張する考えはないのである。無論、必要が……公共の福祉に違反するような場合があれば別であります。が、只今のところは考えておらない。(拍手)

○議長(河井彌八君) 堀眞琴君。

〔堀眞琴君登壇、拍手〕

○堀眞琴君 私は吉田総理大臣に對しまして次の諸点について質問をいたしたいのであります。

先ず第一に、この法案の審議に際しまして、政府の見解があらゆる点において矛盾を来たし、不一致を示しているのではありません。この点に關しまして、吉田法晴君の質問に對し、吉田首相は「絶対に政府は矛盾してはおりません。」と、ただ述べているだけでありまして、具体的に、例えば停電ストや、電源ストその他に關して、高等裁判所、或いは地方裁判所等において、判決がこれを違法ではないと出しており、通産省当局においても、この判決を尊重して、電気産業等におけるところの労働不提供は違法ではないという解釈をとつてゐる。然るに労働大臣は、これは從來とも違法であると述べておら

れる。首相はこれに對して、食い違ひはありませんとだけお話になつてゐる。私は、その食い違ひはないといふあなたの理由を、先ず第一にお尋ねいたしたいと思ふのであります。

それから、第二にお尋ねしたいのは、ほかの産業には拡大しない、今、赤松君の質問に對しまして、只今は他の産業には拡大しない、こう答弁されてゐる。赤松君は重ねて、公務員に關する二十三年当時の速記録を引用されて、そして再質問されたのであります。が、只今は拡大しない、こう言うだけであります。若しも、その他の公益事業、例えば私鉄であるとか、日通であるとか、或いは又ガスであるとかいふような公益事業が、長期に亘り且つ第三者に對して非常に大きな迷惑を与えたという場合に、果して首相は、これに對して拡大解釈しないという保障を今日できるだらうか。吉田君からもこの点については強く質問されたのであります。が、あなたは、只今は拡大しないというだけでありまして、その拡大しないということを將來に向つてあなたは十分確信を以て言ひ切れるかどうか。この点を第二にお尋ねいたしたいのであります。

それから第三には、基本的人権と公共の福祉に關する問題であります。基本的人権は永久不可侵の權利であります。憲法の条章には、従つて国政の上においても立法の上においても最大の

尊重を払わなければならないと規定してあります。この基本的人権と公共の福祉との關係、なぜ公共の福祉といふのが基本的人権の行使を調整するか。どういふ理由によつて公共の福祉はどのような役割を成し遂げることができるのであるか。それから、電氣が消えれば困るか、或いは又、電氣がとまれば困るということが、これは公共の福祉といふ概念に當てはまるのかどうか。この点を第三番目にお尋ねいたしたいのであります。

それから、第四番目にお尋ねいたしたいのは、國際的な観点からの問題であります。吉田内閣は数次に亘つて組織され、而も労働者に對しては、その都度、弾圧的な政策をとつて参りました。曾つて日本は労働者に對して低賃金政策を強行し、そのために外国からはいわゆるソシアル・ダンピングとして排斥されてゐる。ポツダム宣言等において、そういうようなソシアル・ダンピングは世界の通商に對してこれを阻害するものであるとして排斥されてゐる。ところが吉田内閣は数度に亘つて労働者に對して低賃金政策を押しつけ、これを以て、戦後の資本主義再建の、或いは資本家再建の「てこ」とし

ようとしてゐる。若しもこのような政策が強行されるならば、恐らく世界の國々は、日本を再び戦前の日本に歸るものとして見るであらうでしょう。而も電産や炭労の労働者の諸君の基本

的權利であるところの団体行動権、取りわけ争議権を、全面的に否定するに等しい規制をこゝで行わんとするのであります。電産や炭労の労働者は、如何ようにして彼らの生活を守り、彼らの労働条件の改善を行うことができるのであらうでしょう。世界の自由を愛好する國々の労働者は、非常に大きな関心をこの際スト規制法に寄せてゐるのであります。内閣総理大臣は果してこの事實をどのように考へておられるか。御所見を伺いたいと思ふのであります。

なお、時間が残つておりますから、再質問を保留しておきます。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

電産スト等に關して、政府内部の見解が矛盾不一致であるということではあります。が、私の承知いたしておるところ、又、關係大臣の答弁を虚心坦懐にお考へになりましたならば、私は、そのお考へになるのが間違ひであつて、何ら矛盾はないと考へるのであります。はた又、日本の労働スト規制法を出したために、世界労働會議その他において、日本に對する誤解が、即ちダンピング、労働ダンピングというふうな誤解が起るであらうという御心配であります。これは断じて私はないと思ひます。委細の経過は、労働會議における経過を御覧になりましたらわ

かと思ひます。その他は所管大臣か
ら……。

〔堀真琴君発言の許可を求む〕

○議長(河井彌八君) 堀真琴君。

〔堀真琴君登壇、拍手〕

○堀真琴君 只今の私の質問に対し
して、吉田総理大臣は、ただ二点につ
いてのみ答えておられるのでありま
す。而も、大変失礼な言葉であります
が、舌足らずの答弁しか与えられて
おらないのであります。(答弁がない
のだ)と呼ぶ者あり) 第一、国際的な
観点から申しまして非常に重大な問
題であります。吉田首相は外交官出身
の首相であります。国際関係について
は最も通曉している一人ではないかと
私は思つておりますが、ところが、残
念ながら国際的な知識をお持ち合せが
ない。外交的な技術の点については、
或いは相當の知識をお持ち合せが知
れません。私は、失礼だと思ふが、吉
田首相は今日の国際関係についての知
識は殆んど持つておられないだろうと
思ふ。(拍手) 国際的な観点から申しま
して、このスト規制法というものがど
のように重要な意義を持つかというこ
とを私は反省してもらいたいと思ふ。

(拍手)
それから、第三に私がお尋ねしたま
したところの公共の福祉に関する質問で
あります。これに對しまして少しも御
答弁がないのであります。あなたは、
電氣が消える、或いは電車がとまる、

これが公共の福祉と考えるかというこ
とを、私は再質問いたす次第でありま
す。

なお他の關係に対する質問は留保い
たします。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) 公共の福祉な
るものは、これは常識で考えられるも
のであつて、單に、電車がとまつた、
これが公共の福祉に反するものなりと
いうような断定は、何人もできないは
ずであります。これは常識で以て考え
るべきものであると私はお答へする。
(その通り)と呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 市川房枝君。

〔市川房枝君登壇、拍手〕

○市川房枝君 私はどの政党にも關係
しませんし、又、資本家には勿論のこ
と、労働組合にも關係はございません
。労働委員会を美は望んだわけでは
ありませんが、到頭所属することにな
つてしまいました。この立場で委員会
においての諸君の論議を拜聴して參
つたわけでありまして、本會議でもい
ろんな御質問が出ておりますので、重
複を避けて、私がどうしても伺ひ
たいと思ひます常識的な幾つかの点
を、總理大臣、労働大臣、通産大臣に
お伺ひしたいと思つております。

先づ總理大臣に二つの点についてお
尋ねを申し上げたいと思ひます。この法
律は、電氣事業及び石炭産業における

争議行為の方法の規制に関する法律案
という名称で、これだけを読みますと
と、別にストライキを禁止する法律で
はないようにちよつと見えます。又、勞
働大臣も「これはストを禁止
するのではない、争議行為のやり方に
或る程度の制限を加えるだけだ」とお
しやつております。併し、まあだんだ
ん伺つておきますうちに、これは明
らかにスト禁止の法律であります。

(その通り)と呼ぶ者あり、拍手) 電氣
の供給に直接関係するおられる労働者
或いは鉱山の保安要員の方々は、争議
を、ストをすることができません。こ
れは労働者の団体行動を保障してあり
ます憲法第二十八條に違反するので
はないかというふうに思われます。(拍
手、「そうだ」と呼ぶ者あり) 尤も労働
大臣及び先ほどの總理大臣のお答へに
もあつたかと思ひますが、同じ憲法の
十二條による公共の福祉を守るために
は、スト権を取上げてよいというよ
うに、まあ、おつしやつたのではない
かと聞きました。公共の福祉という言
葉は、今もお答へがありました、非
常に抽象的で、漠然としておつて、委
員会においても結局どうもよくわから
ないというのが本當だと思ひます。ま
あ、これを悪く解釈しますと、まあ都
合の悪いときには、公共の福祉とい
う名前で、憲法で保障されております
基本的人権がだん／＼と取上げられて
行くのではないかという心配も出て參

るわけでありまして。(その通り)と呼
ぶ者あり、拍手) 新憲法が明治憲法と
違ひます大きな点の一つは、労働者と
婦人の基本的権利が認められた点にあ
ると思ひます。(その通り)と呼ぶ者
あり) 労働者は、憲法二十八條で団結
権、団体交渉権その他団体行動権を認
められ、使用者と対等の立場に置かれ
ることになったわけでありまして。婦人
は、憲法第十四條、第二十四條、第四
十四條におきまして、男子と平等の立
場に置かれることになったのでありま
す。然るに労働者は、現在憲法されて
おりますこの規制法によりまして、そ
の権利の一部を取上げられることに実
はなるわけでありまして。そうしますと
と、私も婦人の権利も、公共の福祉
或いはその他の理由で将来取上げられ
ることになるかも知れないという(そ
の通り)と呼ぶ者あり、拍手) 心配があ
るのではありません。私がそういう心配を
持つ理由の一つは、これは憲法ではご
ざいせんが、現在、労働省に婦人少
年局という小さい局があります。予算
がたつた一年に六千万円ばかりあり
ますが、行政整理の話が出ましたに
槍玉に上つて潰されそうに実はなつて
おります。(小坂君、聞いておけ)と
呼ぶ者あり) この婦人少年局に對しま
しては、自由党から社会党まで支持さ
れて居る局でありますけれども、ま
あ、こういう現状でありますので実は
心配をするわけでありまして。總理大臣

は婦人には理解を持つて居ると聞いて
おります。先だつて自由党の婦人部の
会合で、大いに婦人を激励なさいまし
たように新聞で拜見いたしました。總
理大臣は、憲法で保障されております
婦人の基本的権利を取上げるような
ことはしないかどうか。或いは今申しま
した婦人のための行政機関を潰すよう
なことはしないかどうか。それを伺ひ
たいと思ひます。

次に伺ひたいのは、この法律が
成立実施されました後の日本の労働運
動乃至は思想の動向についての御見解
を伺ひたいと思ひます。この法律は、
前にも申し上げたように、事実とし
て労働者のスト権を取上げるものであ
ります。而もそれに対して何らの救済
策も講ぜられておりません。(拍手)
又、これによつて電氣産業及び炭礦の
組合は使用者との対等の立場に立てな
くなりません。で、これは組合員として
私は死活の問題だ。他の労働立法等
の改悪なんかと比べものにならないほ
ど重大な内容を持つて居る法律だと思
ふのであります。(拍手) 従つて、組合
が、單にこの法律で直接規制されます
る組合だけでなく、各労働組合がこれ
に反對するのは、私は當然だと思ひま
す。又、組合を代表しておられる社会
党の方々が必死に反對されるのも無理
もないことだと思ひます。(拍手) 組合
の納得なしに、(労働大臣がわかつた
か)と呼ぶ者あり) この反對を抑切つ

て、而も強引にこれを成立させた後、
「一体どういふことが起るか。(「そう
だ」と呼ぶ者あり) 総評がこの間の総
会で今までも左へ行つたと、こう
新聞なんかにも言われております
が、その理由の一つは、こういう法案
を出し、これを成立させようとしてい
る情勢の結果だと聞いております。
(「そうだ、その通り」「よく聞いてお
け」と呼ぶ者あり、拍手) そうしま
す、この法律が成立しました後、更に
組合を左のほうへ私は追ひやるの
ではないか。或いは破壊的な暴力を
肯定する方向へ向かわせるような
ことになりはしないか。で、この
法案は三年の期限付で、労働大臣
は、組合を信用しない、そうして
この法案を出したのだ。そうして
組合はこれに納得していない。こ
ういふ情勢の下で法律案が成立し
て、あと、うまく行くかどうかとい
うことは、私はどうも期待が持て
ないであります。私の非常なこれは
常識的な考え方であり、すけれど
も、この労使間の対立はいよいよ
激化して社会不安を醸成すること
になるのではないかと心配を持つ
ております。(「吉田内閣の罪だ」と
呼ぶ者あり) 日本の経済の自立再
建のためには、資本も必要であり
ますが、同時に労働力が絶対に必
要だと思ひます。労働者の協力な
しにはできないと思ひます。

思ひます。総理大臣は、このスト規制
法成立後の日本の社会情勢、労働運
動の情勢というふうなものについて、
どういふふうなお考えを持つておい
でになりますか、お伺いしたいと思
ひます。ほかの大臣に対する質問は
留保いたします。(拍手)

【国務大臣吉田茂君登壇、拍手】

○国務大臣(吉田茂君) お答えをいた
します。

政府として、憲法に規定せられてお
る基本人権、又婦人の地位等につ
いては、何らこれを侵す考えは毛頭
ないであります。又この地位が、或
いはこの権利が、無制限に行使し
得ると考へることも、これは間違
いであり、国家公共の福祉という
制限の下に行われることは当然で
あります。然らば、その福祉は憲
法その他に何らの規定がないじや
ないかと或いはおつしやるかも知
れないが、これらの法律に書いてあ
ることそのものは、結局、国民の
常識、或いは又国民の行為によつ
て打ち立てられ、社会通念等によ
つて自然規制せられるのでありま
す。故に、労働規制法等によつて、
或る行為が、これはなすべきから
ざる行為であると規定することによ
つて、国民の通念、社会通念、或
いは又常識というものが養われて
行くのであつて、法律が出た結果、
悪くなるもののおお考へになるの
は、これは少し極端ではないかと思
ひます。(「詭弁だ」と呼ぶ者あり) 正
当なる法律が出た結果、社会通念が
正当化し若しくは常識が高まるとい
うことは、これは常に見る現象であ
ります。(「逆だ」と呼ぶ者あり、拍
手)

なる法律が出た結果、社会通念が正
当化し若しくは常識が高まるとい
うことは、これは常に見る現象であ
ります。(「逆だ」と呼ぶ者あり、拍
手)

○議長(河井彌八君) 内閣総理大臣
に対する質疑は終了いたしました。(答
弁がまだ残つてゐるじやないか)と
呼ぶ者あり)

なほ、労働大臣、法務大臣等に対
する質疑の残りを続行いたします。堀
眞琴君。

【堀眞琴君登壇、拍手】

○堀眞琴君 私は、先ず労働大臣に
対して、提案理由の説明に関する部
分について若干の質問をいたしたい
と思ひます。提案理由の説明につ
きましては、労働委員会等におき
ましてもこれまで幾度かその内容が
説明されたのであります。併しなが
ら、その説明は必ずしも今日まで十
分には行われておらんのであります。
何となれば、例えば昨年のストライ
キが国民生活に或いは国民生活に
対して非常に重大な脅威と損害を
与へた、こう説明されております
が、例えば電気の場合について見
まして、この国民生活なり国民経済
なりに与へたその影響が、海水停
電等による損害と極めてその間の
区別が明瞭を欠いており、果して
ストによるところの脅威と損害であ
るかということがまだ明確になつて
おりませんし、それから又、社会通
念

が、ストライキ等を非とするその社
会通念が成熟したと申しております
が、それらについてもまだ必ずしも
明確になつておりません。私はこれ
らの問題は一つ一つでは省きます
が、ただ一つ興論の問題について
労働大臣にお尋ねいたしますのであ
ります。

労働大臣は、興論を尊重する、素朴
な興論は神の声であるというふうな
表現を用ひられて、私があつたか
もこの興論を尊重しないかのごとき
説明をなされてゐるのであります
が、併し私は、ここで、ただ一つ、
労働大臣は果して、素朴な興論と、
或いは素朴な消費者の声と、有識
者や学者の意見と、どちらを尊重
されるか、恐らく労働大臣として
も学者の意見等は尊重されるを申
されてゐるまいやう。このスト規制
法に対する見解を見ますと、有識者
や学者は大半これに対して反対を
してゐるのではありません。これに
対して賛成をいたしておりますところ
の有識者や学者は極めて少数なので
あります。大半の学者が反対をして
ゐるところのその学者の意見は尊重
しないで、素朴な、例えばろうそく
代が幾ら要つたとか、或いは又ガス
が出なかつたとかいふような泣き言
を並べてゐるところの消費者の一部
の人々の意見を尊重しようとするの
か。この点について明確な答弁をお
願ひいたします。

次に労働大臣にお伺ひしたいのは、
この法案を単独立法とした理由につ
いてであります。提案説明によりま
すると、単独法の形をとつた理由と
しては、「本法案は、労使関係の調整
とは別個に、もつぱら公益擁護の見
地から、争議行為の正当性の範囲を
必要限度で明らかにするものであり
ますので、今回の措置は既存法律の
改正を以てせず、単独法の形をとつ
たものであります。」このように説
明してゐるのであります。これは併
しながら、よく考へてみると、何も
単独法の形をとらなければならぬ理
由とはならぬのであります。むしろ
政府の立場から言ひなれば、労使
関係の調整とは別個にと言ひなが
ら、もと／＼争議行為の方法に関
する規制をこの法律は取扱つてお
るからして、若し政府の立場を貫く
とするならば、これを労働法の改正
その他において意図すべきではな
かつたかと思ひます。この点に関
して労働大臣の見解を承りたいので
あります。

それから、従来、電産等において
行われたストについて、これを違法
とする見解であります。只今、私は
吉田首相にお尋ねいたしましたので
あります。この見解については、労
働委員会において審議の際に明らか
になりました。必しも意見はさまざま
ではなからうと思ひます。政府部
内に矛盾があり不統一があるのでは
ありませんか、これに関連しまして
堀原君から、違法性を明確化したの
ではなく

て、却つてこのスト規制法によつて違法性を創造したのではないかという質問がなされたのであります。が、これに對しまして、労働大臣はまだ明確に回答を与えておられないのであります。思うに、電産等のストについて、從來、違法とする考え方があつたと同時に、違法としない考え方もあつた。つまり政府内部において見解が一致しておらんといふこと、このことを考へてみるならば、政府としては、そこから一氣にこれを違法とする方向へ持つて行くとするには非常な無理があるわけでありまして、そういうような無理をおかしてまで違法性を明確化しようとして、ここに違法性をむしろ創造する、こういう手段を講ぜられる。この点はどうも私も私としては納得が行かないのであります。この点に關しまして労働大臣の御答弁をお願いしたいのであります。

それから、通産大臣はお見えになりませんか……通産政務次官で結構でありますからして御答弁をお願いしたいと思いますのは、公益事業におけるストの問題であります。先ず第一点は、電気の事業におけるこの業務の正当な運営とは何を意味するか。若しそれが電気の正常な供給であるとするならば、労働法第七条に言うところの「業務の正常な運営」といふあの字句と、このスト法を中心としてどのような関連があるか、これが第一点。それから

「電気の正常な供給」といふが、その限界はどこにあるか。これが第二点。第一点、第二点とも、電産のストライキを違法とする立場においてこの法案を規定した側から言ふならば、労働法第七条の「業務の正常な運営を阻害する」といふゆるぎのあるものに対しては、全面的にこれを否定しなければならぬし、そうしなければ労働法第七条の規定を更に改正しなければならぬといふような必要も起つて来るのであります。し、それから又、電気の正常な供給の限界という点については、その限界が明確化しないために如何にももたれ解される危険がそこに含まれておる。こういうことを私は憂へますので、先ず電気の事業におけるこの業務の正当な運営とは何か、それから電気の正常な供給の限界といふものはどの点にあるかといふことをお尋ねいたしたいのであります。

それから第三番目に、同じく通産政務次官にお尋ねいたしたいのは、この電気事業にしろ、石炭鉱業にしろ、私的企業であるといふことであります。言い換へるならば、利潤を追求するところの資本家的な経営だといふことであります。而もこの電気事業や石炭鉱業に對しましては莫大な國家の保護が資金面において与へられておるといふことであります。而も驚くべきことに、電気の場合は独占事業であります。石炭鉱業の場合には、この國家の

莫大な資金の保護といふものは大企業に集中されて、中小企業には殆んど向けられておらない。そのために最近の石炭鉱業界においては中小企業が崩壊するといふ悲運に際会しておるのであります。これは、労働委員会においても「炭鉱業者の國家資源の滅失損壊等」に對しては何ら國家の資源を保護するという建前からしてこれに對して措置をとらない。労働者が石炭資源の滅失に對してストを以てこれを破壊するといふような場合においては、これをこの法によつて規制する。極めて不当ではないか」といふことが幾たびか論議されたのであります。今日、中小炭鉱は次から次へと崩壊の憂へ目に立つております。いわゆる石炭業界の今日の不況であります。而も政府では、石炭業者に對してはますます「合理化政策」を遂行するように努力しております。

例へば、先ほども通産政務次官の答弁によりますと、堅坑を何本か掘る、そして大石筋の優秀な炭鉱を非常に國家では保護してやる。そのため何十億かの金も融資しよ、こういう話がありました。昭和三十二年には石炭の生産は五千三百万トンから五千四百百万トン、而もこれに對する需要はどのくらいかといふと五千万トン、結局三百万トン乃至四百万トンは過剰であるといふ結果を招くのであります。若し石炭鉱業といふもの、特に

大企業としての石炭鉱業といふものを保護するといふ建前から行くならば、どうしても中小企業としての炭鉱を整理しなければならぬ、こういう問題が起つて来るわけですね。そこで政府としては、最近の例へば九州における水害等によるところの中小炭鉱の休廃坑等に對しても何ら積極的な手段を講じようとしなさい、むしろこれを合理化政策の一環として推進しようとする傾向すら見られる。電気事業、石炭鉱業に對するこのようないわゆる独占、或いは大企業等に對して莫大な保護を与えながら、他方、労働者に對しては極端にこれを抑圧するといふ政策をとつてゐるのではないか、このことは極めて重大な問題だと申さなければならぬのであります。この点について通産省の答弁をお願いいたします。

更に又通産省に答弁をお願いしたいのは、電気の正常な供給、それから現在行われてゐるところの供給とが果して矛盾しないか。例へば大口と一般電燈との需用量、料金の關係、こういうものは果して矛盾しておらないだろうか。私は九州電力の場合の例を申し上げますが、大口電力の需用量は全体の七八七%であります。一般電燈は一五・九%であります。料金を見ますといふと、大口電力のほうは全体の料金の五五・三%を占めておるが、一般電燈のほうは二七・八%を占めております。つまり高い料金を一般消費者は払わさ

れて、大口消費者はむしろたくさん電氣を使ひながら料金は安いという結果になつてゐる。これは、公益事業令三十九条或いは四十条の規定、特に第二項の規定と矛盾するものではないか。このように考へることができると思ふのであります。この点に關して果して通産省はどのように考へられてゐるか。電氣の正常な供給をしなければならぬといひながら、實際においてその供給が正常に行われておらない。而もその電燈会社のすべての負担は一般消費者並びにその電氣産業に勤くところの労働者の上に転嫁されてゐる。この事實を何と見るか。このことを通産省の責任者に御答弁願ひたいのであります。

それから最後に、鉱山保安法との關係について再び小坂労働大臣の答弁をお願いしたいと思ふのであります。鉱山保安法の第四条によると、鉱山業者が鉱山保安の責任者だと思ふのであります。果して労働大臣はそのように考へるか。労働者は単に保安のため必要な事項を守る義務を課されてゐる。ところが鉱山保安の責任者は鉱山業者であるとするならば、鉱山保安法との関連においてこの第三条をどのように考へるか。この点を小坂労働大臣に御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

昭和二十八年八月五日、參議院會議録第三十四号、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案(前會の続)

ます。先ほど上條君からドイツの場合についての経営者協議会の話が出ました。私、不敏にして、外国の中で小さな若干の国、或いはアメリカの二、三の州を除いて、このように電産や石炭の労働者のストライキを制限し或いは殆んど全面的に禁止するような立法例を見る事ができないのであります。

西ドイツに若干の例があると言ふかも知れませんが、併し西ドイツは公益事業について労働者のストライキを決して禁止してはおりません。但し、それが例えは暴力的な行為に出た場合については、これを刑法上の対象として処罰するといふことは出ておりますが、全面的に、公益事業一般について、或いは又、電気産業、石炭産業等について、労働者のストライキを制限し或いは禁止するといふような法令を持つておらないのであります。若干の小さな国においてはあります。若くとも文明国と言われる国々の中においては、むしろ労働者の権利を尊重する、労働者の権利を尊重することが、その国の民主化のバロメーターであるといふ考え方が一般に行われているのであります。外国の立法例においてそういう例が果してあるかないか。この点を小坂労働大臣にお伺いいたしまして、私の質問を終るものであります。

〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(小坂善太郎君) 堀議員にお答え申し上げます。
興論の問題につきましては委員会でも種々御質疑にお答えしたわけでございますが、私は興論というものは非常に素朴な形で自然発生的に出て来るものを尊重すべきである。興論は作られるといふような考えも一部にありますが、これは非常に強権的なファシズムに通ずる道ではないかといふことをむしろ恐れるものであります。そこで素朴な興論と有識者或いは学者の興論とどちらを重く見るかといふことでございしますが、これは総合的に把握すべきものであらうと思ひます。学者の中には、その見解が、或る意味では一方的、抽象的であり、或いは特定の意図を持つものではないかと考えられるので、やはり大衆の声といふものを謙虚に受入れるのが政府の態度であらうと考えます。
第二は単独法とした理由如何といふことでありますが、これは繰返して申上げることにしますが、石炭と電気の場合の争議行為の方法の一部を規制するといふことでありまして、不当のものを不当であるとして範囲を明確にするのであります。而も三年の時限法でございますから、労働関係の調整といつたような恒久法である労働法の中に入れるといふことは適当でない、こゝろ考へております。

それから、更に本法案は、委員会でも申上げたのでございしますが、違法性の創造とは私どもは考へておりません。従来から違法と考へられていたものについて、昨年の経験に鑑みて、社会通念上許されざる争議行為の違法性の範囲を明確にしたものでありまして、いわば確認法、解釈法といふべきものでありまして、創造規定ではないと考へております。
第四点は鉱山保安法の場合の保安義務に關してでございますが、御指摘のとく、私は保安義務は鉱業権者にありと考へております。同法第三条におきまして労働者が保安上必要な事項を守つてゐるというものは、自分の生命のこともございしますが、労働者一人一人が協力しなければ保安が保てないといふことによりまして、保安に必要な事項の遵守を命じ、以て保安の確保を図つておるといふことは、石炭鉱山保安規則第四十七条三項に徴しても明らかであるところであります。(範圍が狭いと呼ぶあり)

更に、外国における立法例としまして、先ほど上條議員の言われました同意決定法と言ひますが、共同決定法のことにも触れられましたが、西ドイツの場合の共同決定法は、御承知の通り一九五〇年に施行せられまして未だ鉄鋼において緒についたばかり、その後における状況はどうなるかといふことにつきましては、まだ多くの結論を得る段階になつておらぬように考へます。
更にそれに關連して、この法案が世界のどの国にあるかといふことでございしましたが、これは、国によつてそれぞれ経済事情も違ひ、又、労働法規関係も違ふと思ふのであります。大體、労働権といふものは、日本の憲法でも、十四条の平等権に對しまして、弱者保護の規定といふことで二十八条が入れられたといふことでございします。そうした弱者保護といふ考え方はむしろ十九世紀におきまして、レーゼフェール(自然自由放任主義)的なものにしておいた場合にこうなるから保護するといふ規定でありまして、非常に労働権といふものを極端にあらゆるものに対して尊重せよといふ考え方は古い考え方かと思ふのであります。現今のあらゆる近代的主義主義國家におきましては、むしろこゝろ労働権を尊重するその建前から、こうしたここに議題になつておりますような争議行為といふものは當然しないといふ常識になつておる。かゝるに考へておる次第でございします。(拍手)

〔政府委員古池信三君登壇、拍手〕
○政府委員(古池信三君) お答え申し上げます。
電気の正常な供給とはどういふことを意味するかといふお尋ねでございしますが、これは、法令の許す範囲内におきまして、事業者の適法な指揮系統に従ひ政府が認可いたしました供給料金或いは供給条件等に従つて電気を供給することが正常な供給でございします。これが異常な水でありまつか或いは天災等によつて供給に支障を生ずるといふような場合は、正常な供給の限界であらうと考へるのであります。次に、電気事業、石炭産業は私的企業であるから、利潤を無制限に認めるようなお話がございましたが、電気事業に關しましては、御承知のように利益処分は政府の認可にかかつておりますので、そこにおいて利潤の制限が認められるのであります。それから電気の料金につきましては、大口の電力と小口の電力電燈等との間に不公平がありはしないかといふお尋ねでございします。これは御承知のように、従来長い歴史の下に今日の電氣料金が形成されて参つたのであります。電氣料金は原則としてコスト主義によるべきものと考へますので、(大口はそうじやないではないか)と呼ぶ者あり)原価計算の結果、十分にその間の大口、小口の調整は取つて参りたいと考へるのでありますけれども、これにつきましては、例えば供給の条件或いは電氣の性質といふようなことを加味して考へねばならぬことは申すまでもないと思ひます。次に石炭産業につきましては、御承知のように許可制をとつておりませんので、企業者が休廃止するやうな場合にこれを差止めるといふ法律的方法はないのでございします。併しながら中小炭鉱等が非常に困つて来られるといふよ

うな場合には、政府は行政上の措置といたしまして十分これが救済を図る考へで、現在までもすでにできる限りそれをやつて参つておるのであります。

それから先ほど私が上條議員の御質問に對しましてお答えを申し上げました中で、簡潔に申し上げましたので、言葉が足りず、誤解を招いた点もあつたようでありましたので、ここに補充説明をさして頂きたいと存じます。

今日、電気事業の形態につきましましては、その発生の当時から相当な年数が経つて今日に至つておるのであります。その発達に伴ひまして企業形態として非常な経営上の変化を來たし、今日の段階に至つておりますことは、御承知の通りでございます。電気事業が他の産業に比ばまして非常に高度な公益性を持ち、又いわゆる自然的独占性を持つておるといふことは、世界の學者も認めております。一般社会通念として当然に考えられておることでございます。そこで、このことは今更申上げるまでもないのでございます。その公益事業であり、又、自然的な独占的性質を持つ事業であるという前提の下におきまして、この事業に關係いたされざる或いは経営者なり従業員の方々が、その枠内において十分自由な活動をして頂く、企業の努力をし、能率の発揮に努めて頂いて、事業本来の目的であるサービスの上を期して頂きたい。こういう意

味合いかから、私は先ほど自由競争の精神というのを申したのであります。電氣事業全体がそういう自由な企業であり得べきものでないといふことは、これはもう当然のことでございます。従ひまして、今後この企業形態をどうするかという問題は、要するに、電氣事業の有する高度の公益性、独占性とその事業を最も能率よく運営するにはどうしたらよいかという、その両者の調和をうまく図つて行くところに問題があるかと考へるのであります。

この点を先ほどの答弁に追加して申上げる次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 市川房枝君。

〔市川房枝君登壇、拍手〕

○市川房枝君 労働大臣に二点ほどお伺いをしたいと思ひます。

今までたび／＼委員会で労働大臣から、「この法律は、昨年の電産、炭労のストによつて一般公衆が非常に迷惑をした。それで、こういう争議は禁止して欲しい、禁止したほうがいい、こういう社会通念が成熟したから、公共の福祉を擁護するためにこの法律を出したのだ。新聞も、公聴会での消費者代表も全部賛成している。」こうおつしやつておいでになりました。一応御尤ものように聞えますが、だん／＼検討して参りますと、この重大な法案を提案する理由としてはどうも薄弱だ。筋

が通らない。何かほかにも少し理由があるのじやないかといふことを感じさせられたのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。何かごまかしといふと大變言葉が悪いのですが、そんな感じも私は実は受けておるのであります。まあ併し、それらについてはすでに皆様から御質問がいろいろありましたので、私は、一般の消費者の立場、迷惑をいたしました消費者の立場で二点だけお伺いをしたいと思つております。

第一番目には、私も一般の消費者家庭の婦人は、昨年のストライキで迷惑をいたしました。これは事実であります。併し、電氣について申し上げます。迷惑をいたしましたのは争議の結果だけではない。湯水の停電が相当混つております。私は、争議中において、争議のために遮断された電力と湯水のため遮断された電力の数字を、組合と資本家側の東京電力と両方から数字を頂いておきます。その詳しいことは省きますけれども、資本家側の東京電力から頂きました数字、それを少しだけちよつと申上げておきます。争議が一番激しかったのは十二月でありましたが、東京電力では、十二月の十一、十二、十三の三日間だけ夜間停電を行なつたのだとおつしやつております。この十二月一ヵ月間における遮断の電力量は、湯水によるものが三万九千三十二メガワット、ストによるものが三万八百二

十メガワットとなつております。ストよりも湯水のほうが多いのであります。ところが、まあ労働大臣のおつしやるその神のごとき一般大衆はそれがよくわかつておりません。(拍手)多数の大衆は、あれはストの結果だ、こう思つていふ言つてもよいと思ふ。

〔自由党がそういう宣伝をしてゐるからだ〕と呼ぶ者あり。昨日の委員長の間報告で、消費者代表として強力にストを禁止することに賛成されたと言つて御紹介がございました小笠原嘉子さん、実は私の友人の一人で、これは自由党婦人の幹部のかたであります。それで自由党側から御推薦で出席されたかと思ふのでありますが、私がこの人に、公述をされましたと、あなたはその停電の際に、あれはストばかりでなくて、湯水のが相当混つておつただけだ、それを知つていますかと質問した。そうしましたら、そんなことは知らないといふのであります。(大した神の声だ)と呼ぶ者あり。な、先だつて、実はお名前を出しては少し悪いかも知れませんが、そこにおいでになります安井政務次官が私にこういうことをおつしやいました。「この法律を作らないと電氣が切られますよ。消えますよ」といふお話が実はありました。(惘然)と呼ぶ者あり。これは別にその悪意があつておつしやつたのではなくて、話のついでにそのとき、そういう言葉が出たのですが、実は

私はそのお話を伺つて、何だか悔辱されたような、いやな感じを持ちました。あの争議のために迷惑をいたしましたけれども、それはストだけでなく、その中に湯水も大きな原因をしておつたことを大臣はお認めになつていらつしやるかどうか。(拍手)それをはつきり伺いたい。それから、お認めになつていられるとしたら、その争議だけを禁止しても、私どもの福祉は守られない。(そうだ)と呼ぶ者あり、拍手)その点はどういふふうにお考へになつておいでになるか、お伺いをしたい。

それから第二には、今申しましたように、いわゆる大衆といふ人たちは、停電をストのせいだと考へてゐる。スト禁止法を作らなければ又停電となると言われれば、そうかといふわけで賛成をします。スト権といふものはどういふものかといふことの理解がなかなかできておりません。いわんや、憲法で保障されているスト権を禁止したくても緊急調整でその福祉が守られるのだといふことなどは勿論知りません。こういう人たちが多いいことは事実であります。併し一方、この消費者代表としての婦人の中にも、昨日委員長が紹介されました石垣氏、それからいま一人の代表、又北海道の懇談会で聴取しました婦人の消費者代表は、いづれも、「ストで私たちは迷惑をした。併し働く人たちの生活を守るために止むを得ないストならば我慢をする。こうし

た法律を作るのは賛成をしない」というふうなことを申しております。(拍手)「こうした考え方は私は少いとは思いますが、前者に比べて少いとは思いますが、そういう考えも相当存在しておることも事実であります。大臣は、一般消費者の中に、右のような二通りの意見があるのだということをお認めにならないのかどうか。消費者は全部これを禁止することに賛成しておるといふ言葉を聞いておるのですけれども、今申したように二通りあるということをお認めにならないか。又、新しい憲法の下においての、いわゆる民主主義国日本としては、一体どちらの意見のほうがいいのか。どちらの意見を育てて行かなくちゃならないのか。(「そうだ」よく聞いておけ)と呼ぶ者あり、(拍手)これは一般の消費者としての私は名譽のために大臣に伺いをいたします。(拍手)

なお、通産大臣に対して一言伺いを申し上げたいと思ひます。それは、先ほど申し上げましたように、この間の電産ストの際の停電には、海水の原因が相当ありました。そうすると、公共の福祉を守るためには、スト禁止だけではなく、海水のないようにしてもらわないと困ります。海水は不可抗力だといふ、こういう御説明では、ちよつと納得が参りません。私も消費者は、ストによる停電も勿論であります。海水によるたび／＼の停電、而も次々と

電気料金を値上げしておりますその会社のやり方にも腹を立てております。海水だからといつても、一般家庭へ送る電力量はあるはずであります。これも大口の需要者に廻すから足りなくなるわけでもあります。公共の福祉というなら、会社にも一般家庭への送電を法律を以て義務づけて欲しい。それではなければ筋道が立たないし、片手落ちである、こう思ひます。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)そういう考えが、通産省、通産大臣におありになるかどうか伺いたい。それからなお、電力の配分、大口には何パーセント、一般家庭には何パーセント、小口にはこういう配分の仕方、或いは料金その他につきまして、公共の福祉を守るために、一般の消費者を加えた一つの機関を設ける意思はないかどうか。それを伺いたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(小坂善太郎君) 市川議員にお答えいたします。
昨冬、海水による停電が三万九千三百十二メガワット、争議によるところの停電が三万八千二百メガワットであるから、海水による停電のほうが多いので、昨冬の争議の停電は、余り争議々々と言われるが、そういうものでもないやないかというお話でございまして、私も、他の条件にして等しい限り、海水があつた場合に、争議がなければこれだけのものがあるわけでありまして。三万メガワットばかりのものがあつたのであります。それがやはり全然争議の影響を無視していたといふふうには思えないのであります。終戦以後、昭和二十一年以来、停電ストといふものはしばしば行われたのであります。併しながら、当時海水停電というものが非常に多く行われておりましたので、停電ストをやりましたが、その影響があまり国民大衆に響かなかつた。ですから、停電ストといふものがあるのだから、ないのだから、というくらいに思つていた国民が相当ある。ところが昨年の争議では、非常にその影響が大きかつたので、成るほどこれはいけない、こういう気持が起きたのだらうと思つてあります。これは私どもが言う社会通念であります。その社会通念の成熟を、まじめに謙虚に取上げて、不当なる争議行為の範圍をここに明確にしよう、こういうのが私どもの趣意であります。

第二の、スト権を理解しておる人は多いかどうか、一般の神の神と言われ、大衆の神の中に、争議権というものを本當に理解している人が多いかどうかということがあります。ストライキといふものが業務妨害を伴うということは当然の常識でありまして、さればこそストライキの違法性は阻却されるべきものであります。そこで、一般の大衆の中に、本能的にストといふものに理解を持つてゐる人とならない人があるといふことは事実でありましょうけれども、そこで私は、さればといつて、この大衆の考えからして、やはり争議権といふものは公共の福祉と調和を図ることが必要だといふ考えは、これは大衆一般が持つてゐると思つてあります。先日の公聴会でも、アメリカから帰つたばかりで、非常にジャーナリズムが盛んである有名な御婦人が、スト権の本能主義といふことを言われたと聞きまして、あれけれども、やはりストライキ至上主義といつても、他のあらゆる権利に優先してあるといふことは、これは人間が社会的に存在している以上、ストであれば何をしてもかまわないといふ議論も、これも極端だと思つてあります。要するにスト権と公共の福祉との調和を図ることが必要であらう、こう思つてあります。

○議長(河井彌八君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終局したものと認めます。午後五時五十七分休憩
午後六時六分再開
○議長(河井彌八君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。
議長は、先刻、質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終局したものと認めますと宣告いたしました。たことは、間違ひでありました。(「了解了解」と呼ぶ者あり)なお、政府側におきまして答弁が終つておりました。よつて政府に発言を許します。古池通商産業政務次官。
〔政府委員古池信三君登壇、拍手〕
○政府委員(古池信三君) 市川議員のお尋ねに對しまして、通商産業大臣に代つてお答えを申し上げます。
現在の日本は、御承知のように電力の需給が非常にアンバランスになつておりますことは、誠に遺憾に存じます。政府といたしましては、電気の供給力を速やかに増強したいといふので、電源開発の促進につきましては異常な努力をいたしておるのであります。特に今後の水力電源にいたしましては、従来の水路式に加えてダム式の発電を多くするように努力をいたしております。従ひまして、これらが完成いたしますならば、海水による停電といふことはおのずから消滅するものと考えております。お言葉のように、海水によつてその都度停電をするといふことは、誠に残念なことであると考へます。なお、かような場合に現在止むな

場合には極力大口を抑制して家庭の電力の確保に努めておりますが、今後その線を強化いたしまして、十分御期待に副うようにして参りたいと考えております。

それから消費者を加えて、かような場合に、行政上の機関を設ける考えはないかというお話でございますが、この点につきましては、只今通商産業省におきまして法令改正審議会を設け、法令の改正につきまして審議中でございます。従いまして、この問題も同時に検討を加えて、その研究の結果に待ち、適当な措置を講じたいと考えております。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終局したものと認めます。議長は、先刻の取扱につきまして粗漏の点を諸君に謝する次第であります。(了解々々と呼ぶ者あり)

暫時休憩いたします。

午後六時九分休憩

午後七時三十分開議

○議長(河井彌八君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、本案につきまして討論に入ります。順次発言を許します。阿具根登君。

〔阿具根登君登壇、拍手〕

○阿具根登君 私は、只今議題となつ

ております電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案に對しまして、日本社会党第四控室を代表いたしまして反対の討論をなすものであります。(拍手)

先ず最初に、本法案は、昨秋行われた電産炭労ストが、国民経済と国民の日常生活に与えた脅威と損害が甚大であつたという理由を以て作成提案されたものであります。このことは政府の提案理由の説明に明らかであります。労働者はたとえ一日でも一時間でも冗談や面白半分にストライキをやめるものはありません。よく／＼止むに止まれぬ事情がなければ、日々の生活を犠牲にしてストに立ち上ることはないものであります。即ち、前年のストも、事業主の頑迷にして無理難題な態度こそが労働組合をしてあの長期ストに追い込んだのであると確信するものであります。

(拍手)電産炭労の当然過ぎる賃上げ要求に對し、事業主側は長期に亘る団体交渉にも何ら誠意を示さず、加うるに、炭鉱のごときは、これに對して賃金の切下げと人員整理を以て応えたではありませんか。而もスト突入の四十九日後に現行賃金の四割切下げを回答したのであります。又、電産においても然りであります。かくのごとき状態が、果して誠意ある態度、真剣に争議を解決せんとする態度と言えらるべきでございましょうか。むしろ事業主側は、七百

万トンに上る貯炭を抱えながらも、炭

価の引上げを狙い、労働組合の分裂弱体化を企図して、ストの長期化を希望したのであります。事業主側は、口を開けば、ストにより一日三億円の損害だと言つていたが、スト期間中といえども各社の株価は上昇の一途を辿つた

事実は、これを裏書するものであります。私心なき第三者でさえ、明らか

に、長期化の責任は事業主側にあると判定しているものであります。現に、参議院公聴会において、学者、専門家の

みならず、消費者代表の婦人さえも、先ほど赤松議員その他が言われましたやうな、「会社は莫大なる利益を上げてゐると聞いていたし、高額所得者の大部分が炭鉱主で占めてゐるという新聞記事を出したので、もう少し賃金を上げてさえもらへば悲惨なストがあれ

ほどの長引かなかつたでしよう」と述べております。仮に百歩を譲つたとしても、スト長期化の責任の大半は事業主側にあると言ふべきである。然るに政府はこの責任をすべて労働組合側に転嫁し、「一方的だ」と呼ぶ者あり)労働者の基本的人権を大幅に剝奪し、事業主側には何らの規制をも加えていないのであります。(それが資本家内閣だと呼ぶ者あり)この暴戾にして而も

お粗末極まる法案を閣下策したのであります。このような暴法は断じて許すべきでないものであります。(そうだと呼ぶ者あり、拍手)

炭鉱の実例を見ましても、地下数千尺の悪条件の下で不完全なる保安施設の中に働く労働者は、毎日生命の危険にさらされております。(何人か死んでゐる)と呼ぶ者あり)朝出るときには、笑いながら、かわいい我が子の頭を撫でて坑内に下つた人が、上つて来たときには血と炭塵で真黒になつて冷たくなつてゐる。(よく聞け)と呼ぶ者あり)そういう私のこの意見を笑ひながら聞くやうな人があるから、我々はこ

ういふ討論を最後まで続けなければならぬのであります。(拍手)而もその冷たくなつた死骸に妻子が取り纏つて泣いてゐる姿は、どこぞの炭鉱でもまだ繰返されておるのであります。どこにかか

る悲惨な労働がありましようか。かかる労働者の作業の実態も生活の実態も知らずに、ただ公共の福祉という美名により、団体行動権を大幅に制限又は禁止し、一方、事業主のほうは一切おかまいなしという本法のやり方は、如何に政府が強弁するも、六

百万の目覚めたる労働者大衆並びにその家族を納得せしめることは絶対にできないのであります。(拍手)本法案が、公共の福祉に名をかり、その実は憲法上の神聖なる労働基本権を剝奪し、奪い去り、以て一部資本家の財産権を擁護せんとする醜惡なる意図に出たものであることは、例えば第三条を見ても明らかであります。(拍手)第三条においては、保安業務の停廃により、「鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廢又は損害を生ずるものをしてはならない。」と書いてあります。労働委員会においては、本条に對する疑義百出したしまして、質問が重ねられたのであります。統一ある満足な答弁は遂に何らなされなかつたほどに、「できないんだ」と呼ぶ者あり)不完全且つ矛盾多き規定であります。これは暫らくおとしまして、この規定が必要とされる理由を、政府は、かかる争議行為は、法益の均衡を著しく失し、又労働者の復帰すべき職場を失わしめるものであるから、争議行為の正当性を欠くものとして禁止すると言ふのであります。(でたらめだ)と呼ぶ者あり)生命の危害、これは現に労働法第三十六條に嚴然たる規定が置かれ、何ら本条の必要はありません。鉱害も又然りであります。残るところはすべて炭鉱資本家の財産を保護することのみではないかと言ひたいのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)勿論これらは国家の資源として貴重なるものであることは、私も認めるのにやぶさかではありません。いや、国家のため、国民のため、我が党は、かねてから、重要産業、特に石炭鉱業の国有国管を主張し、重要な資源の国家的活用を具体化せんとしたものであります。(それが真顔だ)と呼ぶ者あり)然るに戦争

経済の矛盾は今春來の炭価低下とな
りまして、中小炭鉱の休業止、即ち炭
鉱の全面的放棄の輸出となつておる
が、何故に政府はこれを傍観するの
かと言ひたいのであります。(資本家の
ためだと呼ぶ者あり)本法において、
政府は、ストライキによる保安放棄を
禁止し、尤もらしい理由を付けてお
りますが、然らば、これらの事業主の休
業坑即ち炭鉱の放棄は重要産業の荒廃
にならないのでありましようか。又、
炭山となつた山を追われた数々の労働
者は、帰るべき職場はすでにないの
であります。(路頭に迷つておる)と呼
ぶ者あり)政府が第三条に掲げた提案
理由が正当であるならば、これに對し
ても同様な立法措置を何故に講じない
のでございませうか。(資本家のた
めだ)と呼ぶ者あり)炭鉱の休業止を放
置することによる国家的損害は、一時
的なストライキによるものより遙かに
大きく、職場を失つた現実の失業者の
数はすでに膨大であります。なお、今
後大企業を含めた企業整備の嵐の犠牲
となる労働者は数万人に上ると案じら
れておるのであります。而も、このと
きに當り、政府は、炭鉱、電気労働者
のスト権のみを一方的に制限し、現実
に炭鉱を荒廃せしめ、数々の労働者の
職場を奪ひ、失業のどん底に蹴落して
おる資本家側を擁護し、憲法に保障さ
れた労働権、生活権を、資本家の私有
財産権の下に隷屬せしめる政府の弾圧

的、欺瞞的態度こそ、断固として糾弾
しなければならぬのであります。
(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)

次に、このように理不尽な事実を以
て政府が制限乃至剝奪せんとしておる
労働者の団体行動権とは如何なるもの
でありましようか。吉田首相より不逞
の輩と呼ばれる労働者に対して、憲法
は、第二十八条で、明らかに「労働者
の団結する権利及び団体交渉その他の
団体行動をする権利は、これを保障す
る。」と、明文を以て規定し、且つこれ
をその他の基本的人権と併せて、「この
憲法が国民に保障する基本的人権は侵
すことができない永久の権利であり、
国民の不断の努力によつてこれを保持
しなければならない」と、特に念入り
に規定しております。即ち、全国民が
労働者であり、勤勞することに、
「国民は健康で文化的な最低限度の生
活を営む権利を有する」ことが可能で
あります。この全国民的要請、全国民
に對する憲法の期待の下に、憲法第二
十八条の労働者の基本的権利の侵すべ
からざる最高の価値は更に裏付けられ
高められておるのであります。即ち、
労働者の団体行動権により労働者の最
低生活は初めて保障され、(拍手)全産
業は興隆し、国の繁榮があり得るので
あります。これらの労働者の諸権利は、
永年に亘る労働運動の歴史により、苦
難に満ちた闘争の上に築き上げられた
動かすことのできない歴史的遺産であ

り、文化国家、民主国家の最も大切な
土台石の一つであることは、いやくも
政治に携わる者のイロハであります。
(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)更
に、労働法学者の理論から申しまして
も、労働者のストライキ権とは、即
ち、使用者との間に労働力を売買する
に當り、その価格が気に入らねば売ら
ないというに過ぎないのであり、人間
本来の権利であり、何人といえどもこ
れを剝奪することはできないのであり
ます。若しこれを禁止するとすれば、
それは労働者をしてその意に反する苦
役を課することになり、いわゆる強制
労働であり、憲法第十八条にいう「何
人も、いかなる奴隸的拘束も受けな
い。又、犯罪に因る処罰の場合を除い
ては、その意に反する苦役に服させら
れない。」この規定に真向から違反する
のであります。

以上で、電産、炭産両産業労働者の
スト権を制限又は禁止することが憲法
第二十八条その他に違反する違憲立法
であることは明白であります。(その
通り)と呼ぶ者あり、拍手)然るに政府
は、基本的人権といえども公共の福祉
に反するときは制限することができ
るという見え透いたきまり文句を掲げ
て、公共の福祉という言葉をあたかも
基本的人権を制限する特効薬であるか
のごとく考へておるのであります。然
らば、私は、以下、公共の福祉なる概

念は如何なる内容のものであるかを順
次解剖してみたいと思ひます。

前に述べた憲法第十二条、即ち「基本
的人権は不断の努力によつて保持しな
なければならない。」この後段に、「又、
国民は、これを濫用してはならないの
であつて、常に公共の福祉のためにこ
れを利用する責任を負ふ。」とありま
す。これ又貴重な憲法の原則であ
り、与えられた基本的人権の濫用によ
つて、互いに基本的人権の侵害となる
ことのないことを期待したものであ
り、学界の通説は、これを精神的道徳
的規定と称しておるのであります。或
いは白地規定とも言うのは、つまり公
共の福祉という概念によつて画一的に
基本的人権を制限する抽象的な法律を
制定することは許されないものであり、
これが具体的なケースに當つて初めて
何が具体的に公共の福祉であるかを定
めるべきものである、とするのであり
ます。然るに政府は具体的に何を公共
の福祉の内容としておるのでありまし
ようか。法案第一条には、「電気事業及
び石炭産業の特殊性並びに国民経済及
び国民の日常生活に對する重要性にか
んがみ、公共の福祉を擁護するため」
云々と規定し、又、提案理由説明に
は、これを受けて、「両産業の特殊性、
重要性、並びに労使関係の現状に鑑み
まして、争議権と公益の調和を図り、
以て公共の福祉の擁護を図る」云々と
述べているのであります。これによつ

て見れば、争議権と公益との調和を図
るといふのが政府の言うところの公共
の福祉であることがわかるのでありま
す。即ち、公益のために争議権を抑え
ることが公共の福祉だということにな
るのであります。(「一方的だ」と呼ぶ
者あり、拍手、「その通り」と呼ぶ者あ
り)政府の言う公共の福祉とは、実は、
終戦前に用いられ、永年我々に馴染の
深い悪夢のごときあの公益優先の原則
ではないかと考えられるのでありま
す。いわゆる公益のため争議権を制限
するということが、果して新憲法下
において許されることであるかどうか、諸
君においてよくお考え願ひたいと思
うのであります。若しこれを許されると
するならば、公益優先の名において他
のあらゆる基本的人権もすべてこれを
制限乃至剝奪し得るわけでありま
す。思想、言論、結社等々の自由なるべき人
権は一片の空文と化するものでありま
す。そうして、そのとき憲法は生ける
屍となつてしまふのであります。日本
の労働三法も、やがてはナチス・ドイツ
の国民労働秩序法となり、又、ファッシ
ョ・イタリアの労働憲章と化するであ
りましよう。(「そうだ」と呼ぶ者あり、
拍手)東条軍閥の専制政治、ヒトラー、
ムッソリーニのファッショ政治を我々は
想起せざるを得ないのであります。そ
して、これらファッショ政治が必ずも
たらした亡國の惨は、一つとしてその
例から漏れてはおりません。我々はあ

の戦争と敗戦のいがい経験をし、この骨身に沁みて記憶しておるはずであります。これらのファツショも最初は一歩から始まつたのであります。憲草の芽は双葉のうちに摘まねばならないと思ふのであります。(拍手)「その通り」と呼ぶ者あり。我々は、同様参議院議員の各員に対し、深甚なる御考慮をお願いしたいと思ふのであります。

次に、政府は、「いわゆる電源スト、停電スト、給電指令所の職場放棄等のスト行為が、従来から不当であり、従つて違法である。又、石炭鉱山における保安要員の引揚げが同じく従来から違法であつた。本法案はこれを明確にするためのいわゆる確認立法であり、解釈立法である」と説明しておるのであります。併しながら、右に掲げた行為が違法であつたという解釈は吉田政府の独断的解釈であつて、「その通り」と呼ぶ者あり。一般に通用する学説及び判例とは甚だしく異なつておるのであります。(拍手)停電ストにしても、電源ストにしても、一つとして違法であると決定した判例はないのであります。川崎発電所の停電に対する東京高等裁判所、横浜地方裁判所の判決のごときは、停電ストをして、「重大な事故が発生の危険の伴ひやすい職場放棄等の手段を避け、比較的安全にして効果的な停電ストの方法に出たことは、電気事業の性質上機宜に適した措置であつたものと言ふべく、従つて本件停電行為を以て必ずしも正当な争議行為の範囲を逸脱したものとは認められない」と判示しているのであります。(拍手)電産のストが違法であるならば、なぜ昨秋の争議の際、違法であると警告しなかつたか。むしろ政府では、池田通産大臣を初め政府委員は、正当な争議行為であると答弁しているではありませんか。(その通り)と呼ぶ者あり。殊に、電源スト、給電指令所の職場放棄、即ちオウワーク・アウトは、政府の行政解釈でさえも、明らかにこれら単なる退去は違法としていなかったのではありません。このことは、たゞ／＼或る日の委員会において労働大臣と席した通産省府委員の答弁に食い違ひが生じたことによつても明らかであります。(拍手)又、保安要員の引揚げについても、鉱山保安法第五条に規定する労働者の義務は、スト権行使の際には適用のないものであることは、学者の通説であり、又政府当局ですら、そのように解釈していることは疑いのないところであります。尤も、保安要員の引揚げにより鉱山を破壊してもよいのだと私は言うのではありません。ストライキ権はこのように強力なものである。国家のため必要であればこそ、このように強力なものが認められているのだということを認識されたいのであります。故に、それ以上は労働者の良識と労使双方のフェア・プレイ

に任することが最も適當且つ安全であるといふべきでありませう。

右のごとく、本法案は、政府の言うように、従来から不当違法であつたものの確認等ではなく、新たに、正当なる争議の範囲を無に近くまで縮小するものであります。(欺瞞だ)「けしからんぞ、全く」と呼ぶ者あり。これを、確認立法であるとか、社会通念の成熟により従来非とされていたものが違法性を獲得したといふような説明を以て、議員並びに国民を欺瞞せんとする政府の態度は、最も卑劣にして悪辣なるものと言わざるを得ないのであります。政府は確認規定であると強弁しているが、若し現在上訴中の事案が最高裁判所で無罪になり、停電、電源ストが正当な争議行為であると判示されたならば、そのときは政府は如何なる責任をとるつもりか。(手を挙げろ)と呼ぶ者あり。政府のごまかし理由の提案によつて可決された法律の効力は如何になるものでありませうか。そのときの政治上の責任について政府は今から十分研究されていても早過ぎはしないと思ふのであります。(拍手)一応御注意申上げておきます。(吉田内閣潰れて「宣告にも等しい」と呼ぶ者あり)

卑劣ついでに一言申し添えれば、第一、本法案の名称は「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案」とあつて、舌を噛みそうな長い名前でありますが、これが曲者であります。争議権の制限ならば、現存する労働法規の中にちやんと挿入すべきでありませう、いわんや、政府の主張するごとく解釈法規であるならば、労働組合法第二条第一項に「本条の適用について何々は正当なる行為と見ない」と書けば、最も簡単又妥当ではないでしょうか。それをあえてなす、殊更に仰々しい単行法を作成したのは、労働法に挿入すれば本法が如何に無理で珍妙なものであるかが一目で明瞭になるからであります。どなたでも一度労働法に書き入れて読んでみられたらわかります。それほどひどい法律なのであります。又、詭義も明らかでない。「規制」という妙な字句を作り出して、制限でもなく禁止でもないようにほかにさうしているのではありません。その上、「争議行為の方法の規制」と、持つて廻つたような言い方をするのは、方法を規制するだけであつて争議権そのものは従来通りだといふ、見えない答弁にも現われたことく、(ごまかしだ)と呼ぶ者あり。全く政府の態度は一片の誠意もなく、インテキな万年筆を売りつけんとするテキ屋の嘘八百と何ら違ふところがないのであります。(拍手)我らの祖国日本をあずかる政府として情けない限りではありませんか。

最後に、私は、本法案が日本の労働運動及び民主主義の発達に及ぼす影響について論及したいと思ふのであります。(今が民主主義の全盛期だ)と呼ぶ者あり。労働大臣は本法案の説明に際しまして、英国の、一九二六年、炭坑に対する英国政府の補給金打ち切りに伴う賃金値下げと労働時間の延長を契機として起つた一九二六年の大ゼネスト後において、ボールドウィン内閣によつて提出された世界最初の改善法案である一九二七年の「労働争議及び労働組合法」を引用いたしますけれども、然らば果して一九二七年のこの法律は、英国の労働運動に如何なる役割を果たしたでありませうか。一九四六年、この法律を廃止するに際し、換事総長ハートレイ・シヨウクロス卿は、英国下院において次のように説明しているのであります。「一九二七年法について見ると、この法律の効果は殆んど失敗と見てよい。争議権の行使に対する実効的な効果は全くなかつた。そして労働大衆の間には、不正が行われていると激しい氣持と、法廷は労働大衆に對抗しているという感情が、法律が労働大衆の不利になるように復讐的に作られたという観念、そして労働権が次々に奪われて行くという感じを労働大衆に与えたのであつた。即ち、一九二七年法は未だ曾つてない明瞭にして不正な差別的な階級立法である」と断じているのであります。(拍手)一九二七年法についてハートレイ・シヨウクロス卿が指摘しているごとく、本法案も又、

七五四

に入れぬかというようなお話もありました通り、全く同様の趣旨のものでありまして、憲法の条章には毫末も違反するところはないと思います。(「論理が立つていないじやないか」と呼ぶ者あり) 誠にかような講釈的の憲法論を申上げて恐縮ですが、私は、とにかくこの法律について違憲論が出ます

ので、この点は、はつきりと我々の解
釈を申上げておく必要があると存しま
して、あえて申上げた次第であります。

又、本法を、或いは片手落ち、労働
者ばかり弾圧をする法律だと、(その
通り)と呼ぶ者あり)かように申される
のであります。本法は御覧の通り、
(御覧の通り規制している)と呼ぶ者
あり)電気の経営者も、又炭鉱の経営
者も(儲けておる)と呼ぶ者あり)同じ
く規制を受けるのであります。御承
知の通り皆さうがしは「言われる通
りです。(でたらめだ)」「嘘だ」と呼ぶ
者あり)およそ労働争議というものは
労使がおの／＼対等の立場で接み合
うところにある、自主的にやらせて
もらいたい、こういうことであります
が、経営者側は財産権に基いたロック・フ
ウトを禁じられることになりました。従
業者のほうは御覧の通り争議の方法の
一部を規制されることになるわけであ
ります。どの点にも片手落ちにならぬ
と思われたいです。(どこの国の
話をしてゐるか)「少し頭が変だよ」と
呼ぶ者あり、その他発言する者多し)又、本法は電気と炭鉱の保安業務と阿
方の規制に互るのであります。炭鉱
へ参つてみますと、「我々は山を愛す
る。じやによつて自分の首をくくるよ
うな、保安業務を捨てようなどとは
ない。我々は捨てやしません。無用な
法律であります。」かようなことを随分
私どもは聞いて参りましたが、併し公

議会において、炭労の阿部君は「やは
り止むを得ぬときには、やる決心であ
ります。」(こゝはつきり言つておる。
いわんや今日(自衛権の発動だ)と呼
ぶ者あり)

総評の指導原理はどこにあり
ますか。(「取消せ」「何を言ひか」と呼
ぶ者あり、その他発言する者多し)か
ような状態で、「我々はどつして一
体……山におられる方々が己れの仕
事に熱心なことはよく存じております
が、(「頑強だ」「懲罰だ、でたらめだ」
「取消せ」と呼ぶ者あり)よし、よし。
(「それなら取消せ」と呼ぶ者あり)激昂
することはありません。かような状態
で、我々は山におられる方々が山を愛
することはわかりませんが、それだとい
うて、かような状態で私どもは絶対に
炭鉱における保安業務の停廃がないと
いうことを保証を受けるわけには参り
ません。我が国におきまして、今回か
ような法律を出すに至りましたこと
は、折角、労使双方の良識に待つて、
争議は自主的に解決してもらいたいこ
とは、やま／＼であるのであります
が、英米を初め、外国におきまして
も、一度も曾つてかような電源ストと
か停電ストとか保安業務の放棄とい
うことは起つておりません。どうか我々
はこの三年間の間に何とかして国民の
間における良識によりまして本法が不
要になることを期待してやまないの
であります。先ほど炭鉱は休産が起き

ておることを申しておりましたが、
昨年の電源或いは停電ストによりまし
て、他の産業なり或いは日常生活に及
ぼしました影響は如何ばかりでありま
しようか。どうか諸君は、いわゆる諸
君の組織労働者のほかに幾多の未組
織の労働者がおられ、又幾多の中小企
業に属しておる人がおられて、大きな
損失をこうむつても訴えるに所なき多
くの人のあることに思いをいたして
頂きたい。(拍手)かように考へて参り
ますれば、もと／＼山を愛し仕事を愛
する労働者諸君だと思ひます。(「当り
前だ」「それを圧迫するな」と呼ぶ者
あり)ただ、その時の勢いに押されて、
(「勢いとは何だ」と呼ぶ者あり)或いは
電源、或いは停電ストをやる、或いは
保安業務を放棄するといふようなこと
は、(「君たちこそアメリカに押されて
いるのじやないか」と呼ぶ者あり)本
当に思ひを国民に寄せられるならば、私
は、必ずやだん／＼に修正をし、やが
てこの法律を不要にする時が来るだろ
うと、私は期待をいたすものでありま
す。どうか政府は、積極的に経済政策
をとられ、企業規模を拡大し、国民生
活の水準の向上を図られ、断々乎とし
て所信に邁進せられんことを望みま
す。必ずや我が国民はこの所信を私は
支持することを確信して疑わぬのであ
ります。(拍手、「所信とは何だ」「反対
か賛成か」「ピンぼけ」「絶対取消
せ」と呼ぶ者あり)

「田中啓一君発言の許可を求む」
○議長(河井彌八君) 田中君、何です
か。

○田中啓一君 只今の私の発言中に不
適當の発言がございましたらば、議
長において速記録をお取調べの上、適
当に措置されることをお願いいたしま
す。

○議長(河井彌八君) 承知いたしまし
た。田畑金光君。

「田畑金光君登壇、拍手」

○田畑金光君 私は日本社会党を代表
し、只今議題となりました電気事業及び
石炭鉱業における争議行為の方法の規
制に関する法律案に對し、絶対反対の意
思を表明するものであります。(拍手)

本法案は、民主憲法の精神を蹂躪
し、全体主義の旧日本連行への一里塚
であり、独占資本に奉仕する反動立法
以外の何ものでもありません。労働者
の団結権、団体行動権は、近代市民社
会における社会権としてその地歩を
確保し、今日の文明国家におきまし
ては、憲法その他の立法を通じ、或い
は又制度の上におきまして、労働
者の基本権として保障されておること
は周知の事実であります。然るに公務
員に對しましては、公務員は全体の奉
仕者であつて一部の奉仕者ではないと
して、団体行動権を禁止し、公共企業
体職員については、公共の福祉と企業
の重要性に名をかり、争議権を剝奪
し、名目的には人事院の勧告と調停仲

裁制度を以てこれを補充しているが、
事実は予算上資金上の故を以て空文
化し去つたのが吉田内閣の一貫せる方
針であつたのであります。(「その通
り」と呼ぶ者あり)国会のたびごとに
労働法を改悪し、独占資本の飲心を買
うに汲々たるものが吉田内閣であり、
昭和二十四年の労働法の大規模改悪、昭
和二十七年における改正等は、そのう
ちの最たるものであります。が、今次
のいわゆる争議規制法案に至つては、
その反動性と露骨化をいよ／＼明確な
らしめて参つたのであります。このま
まに推移いたしますならば、吉田内閣
とその手先の悪政は、労働者の基本
的人権を根こそぎに剝奪し、日本の民
主主義を抹殺するであります。私
は、日本の民主主義の前進と擁護のた
めに、本法案は飽くまでも断らねばな
らんと考へるものであります。(拍手)

第二に私が指摘したいことは、本法
案は、昨年のストに鑑み、電気事業及
び石炭鉱業の特殊性及び重要性並びに
労使関係の現状に照らし、争議権と公
益の調和を図り、以て公共の福祉を擁
護するために、阿蘭業における争議行
為の方法について必要な規制を図る
ことを以て政府の提案理由といたして
おりますが、憲法二十八条の労働者
の基本権は、しかく容易に公共の福祉
の名の下に制限できるものでありまし
ようか。政府は、憲法第十二条、第十
三条に基く公共の福祉に関する規定に

よつて、憲法第二十八条に基く労働基本権は制限されるものだといつておられますが、併し、憲法第十二条の、いわゆる「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ」といふ規定こそは、全体主義國家におきましては國家權力により國民の自由と權利を剝奪されがちであり、國民自身の努力によつて飽くまでもこれを守り抜かねばならぬとする精神規定と見るのが通説でありまして、殊に今日ファシズム化しつつあります我が國現在の政治状況に對し、いみじくも符合する宣言規定であるとは申し上げたいのであります。(拍手)労働者も一個の自由な人格者として尊嚴を認められる、この大精神が即ち憲法第十三条の「すべて國民は、個人として尊重される」という規定でありまして、公共の福祉の概念も又このような社會を基礎として初めて成り立つものであり、言葉を換えて言いますならば、公共の福祉とは基本的人權の調整機能を目指すものであつて、それ自身が基本的人權の侵害者であつてはならないのであります。何人も電氣がとまることが欲する者はありません。電氣は常に明るくあつて欲しい。何人も汽車電車のとまることが欲する者はありません。いつも欲するときに常に動く電車であつて欲しい。これらは社會一般の便利であり、便益にはかなりませ

ん。併しながら、労働者が人間的な生活をしたが、經濟的地位の向上を図りたい、これは生存權の欲求であります。即ち絶對的なものであります。この絶對的な要求が、社會一般の便益を圖るといふ相對的要求によつて、しかく容易に制限され得るものであります。政府は、「停電スト、電源スト或いは給電ストを初め、いわゆるウオーーク・アウトの争議方法は、從來とも不当、妥當ならざる争議行為であり、違法な争議行為であつたが、昨年、兩産業のストを通じていよいよ社會通念は成熟したのである。この成熟した社會通念に基き本法案を制定し、違法性を明確化した宣言規定である」と説明いたしております。社會通念といわれるものが、僅か一兩月のストライキを通じて、しかく容易に而も單純に成熟するものでありましようか。一定年數を経過し、社會的慣行或いは經驗を通じて、一般の法的確信或いは法的意識が成長し、初めてそこに健全なる法規範としての社會通念は形成されるものと言わねばなりません。政府の言う社會通念とは、ストによつて便益を害された國民の單純素朴な反感の感情に過ぎないのであります。労働者に団体行動權が認められております以上、争議の際、社會公衆に或る程度の迷惑を及ぼすことは労働立法の當然の前提でなければなりません。一般の便宜、便利、國民の反感を巧みに利用し、あえて公共の福祉の名の下に本法案を制定

されんとおるのであります。まさに、吉田反動内閣の手に成れる諸立法中、その反動性と適意性においては曾つての破防法とその性格を一にする立法であるとは断言いたしたいのであります。(拍手)

第三の反對の理由は、本法案は懲罰立法であり、労働者に対してのみその争議責任を追及せんとする彈圧立法であるといふことであります。(その通り)と呼ぶ者あり。そもく争議行為は、勞使双方が意見の不一致に基き相互の主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに對抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害する行為にはなりません。従つて勞使關係は相關關係であり、いずれか一方にのみその非を著せ、責任を転嫁することは、勞使關係の相互關係においては絶対に許されぬ考え方と申さなければなりません。(拍手)現に、昨年末における争議を通じて我々の知り得たことは、獨立後最初の基幹産業における争議として、使用者側におきましては、日経連の支持と吉田内閣の默示の狡猾極まる支援により、必要以上の圧力と力を以て臨んで参りましたことは明白な事実であります。使用者側のこの権力的な態度こそ、兩争議を長期且つ困難ならしめた重要な原因となつておるのであります。争議行為に入らなければ団体交渉に依じなかつたというのが過去永年に亘る電氣事業の態度であ

り、電力九分割後、自立採算制に立たされましてからは、更にこの傾向が強くなつて参つたのであります。又、石炭産業におきましては、これ又、近代以前の封建的主従意識、一山一家的、前世的な觀念にとわられておるのが多くの炭鉱資本家の実情でありまして、昨年の争議におきましては、客觀的諸条件を背景に、近代的な勞使關係を旧代のそれに逆行せんとする意圖の下に、併せて、貯炭に頼み、貯炭のゆえに炭価の暴落をストに便乗して防止しようとしたのが、炭鉱資本家の態度でありました。まさに昨年の争議をして深刻長期化ならしめた大半の原因は使用者側にあつたことは否定できない事実であります。(拍手)國民大衆の便益をそこね、便利を拒否して來ましたものは、つまるところは、この経営陣における利潤追求の貪欲であり、利潤確保のためには、公衆の便益を犠牲にしが資本家陣營の一貫せる態度であつたのであります。昨年の争議に鑑み、その責任を追及し、又はその態度について規制するを要するものがあつたといえますならば、使用者側の責任こそ問わねばならず、これらの企業こそ社會的規制を受けなければならぬのであります。本法案は、争議規制の名に隠れて独占資本の利潤をますます強固ならしめ、利潤追求の自由を保障し、公共の福祉の名において所有權の不可

侵性を再び確立しようとする前世紀的立法であるとは申し上げたいのであります。(反動立法だ)と呼ぶ者あり。労働者の基本的人權を制限するならば、同時に他方において労働者の救済措置を講じ、又、他面、企業の民主化と社會的規制を圖ることこそ、國民全体のための政府であるとは當然とすべき措置と言ふべきであります。然るにこれらの企業におきましては自由主義的經營に放任し、利潤追求にはその手段方法を選ばずこれを放任しておきながら、遂に労働者の基本權のみを剝奪せんとするのが本法案であるのであります。

第四に私の反對する理由は、本法案は、これら兩産業における労働者の争議權を實質的に制限乃至禁止し、勞使對等の原則を破壊し、財産權の下に労働權を屈服せしめておるといふ点であります。本法案が制定されるといふことは、雲氣産業労働者は如何なる内容の争議權を以て使用者に對抗できるであらましようか。政府は、事務スト、集金スト、検針ストを以て使用者に對抗し得るといふのであります。が、これらのスト行為を以てして幾ばくの圧力を使用者側に加えることができるましようか。完全な争議權が保障されていたからこそ、漸く電氣産業労働者は独占的企業家に対し對等の地位を築き得ましたことは、經驗的事実であると私は申し上げたいのであります。(拍手)

又石炭産業について少しく検討いたしますならば、政府は昨年末における炭労ストに鑑み本法案を制定したと申しておりますが、一体、昨年末、炭労

においては実際に保安要員引揚げが行われましたかどうか。成るほど保安要員引揚げの準備指令は出されておりますが、飽くまでも準備指令であり、一つの炭坑といえども現実には保安要員を引揚げていない。一体、炭鉱労働者が自己の職場を失うような自発的な破壊行為ができるかと政府の諸君はお考えであるかどうか。観念としてはあり得るまでも、少くも、炭鉱の実態、坑内の保安、炭鉱労働者の気質を知る者であるならば、その不可能なことはおのずから明らかであります。本法案最大の罪悪は、未だ一度も実行せられなかつた保安放棄闘争に關し、たゞ／＼昨年末の炭労の指令を奇貨としたしまして、これが争議時の一戦術として用いられたいきさつがあるにもかかわらず、国民の錯覚を巧みに利用し、あえて立法を以て禁止措置に出で参つたのであります。保安要員引揚げの指令と公共の便益との間に何らの因果関係もありません。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

この点であります。ここに問題の中心があることから政府は故意に逃げ廻つておるのこの立法なのであります。(拍手)

私は更にお伺ひいたしたいことは、殊に私が指摘したいことは、本法案によりますならば、争議の場合、炭鉱保安と鎮静とは密接な因果関係を持つような前提となつておられますが、鉱山保安法、石炭鉱山保安規則の条文に照らしましても、又、技術的観点から實際上の経験に徴しましても、これは牽強附会の規定であることは明らかであります。単に、個人財産保護の便宜のために、あえて鬼面人を驚かす用語を用いてゐるに過ぎません。今日、中小炭鉱は勿論、大手筋炭鉱においても、企業整備の名において人員整理は続出し、一方、貯炭は六月末までに五百万トンに及び、石炭産業危機の聲はすでに周知の事実であります。山元、駅頭、港頭には貯炭の山がうす高く積り、自然発火のため重要な鉱物資源は日々刻々減失いたしておるのであります。炭鉱労働者のストライキによつて失う石炭の一塊は、直ちに国家の重要な資源であり公共の福祉に繋がるものと申しまして、争議権を抑圧しながら、みづから石炭産業の危機については、拱手傍觀をきめ込んでゐる。政府は一体この事実を何と釈明しようとするのであるか。(拍手)まさに本法案は、財産権の下に労働基本権を屈服せしめ、労使対

策の原則を根柢から破壊し去るものであることを私は指摘しなければならんと思ふのであります。(「同感」と呼ぶ者あり)

第五に私の反対する理由は、行政権を以て司法権に優越せしめておる点であります。政府は、本法は、従来とも社会通念上不当である、又は妥当ならざるものであると考へられておつた争議行為の方法の範囲を明らかにしたものであつて、何ら労働者を弾圧するものではないと申しておりますが、併し従前とも、電気産業におけるこれらストライキは違法の判決を受けたことは一度もないのであります。先ほど阿具根君の引例されました東京高裁の、昭和二十五年、川崎市の変電所におけるスイッチ・オフ行為に對したしるの判決も、まさに正当な争議行為と認められておるのであります。(拍手)石炭産業に例をとりますならば、昭和二十四年九月二十九日、札幌高等裁判所は、北海道の井華鉱業における水利妨害被告事件に關連し、次のような判決を下しております。即ち、「被告人はいづれも当公庭において、保安を放棄したのは、それにより世論を喚起し、会社に對し団体交渉に應じさせようとするための単なるゼスチュアに過ぎず、もとより溢水せしむるような意思はなく、労組保安要員が引揚げても、これに代る職組において保安を確保することになつておつたから、実害の発生はないと信じていた」と申しております。更に又、被告人らの当公庭における供述態度並びにその態度により窺える被告人らの思想的傾向は、比較的に穩健である事実、いづれも相当数の家族を抱へ、思慮分別のあるべき年齢に達している事実、及びこれらの事実より推して、当然長く鉱山に生きる、それ故にこそ鉱山を愛する鉱山労働者であると考えらるる被告人らが、団体交渉により、飢饉突破資金等の名目とはともあれ、よりよき生活を希求するため、会社に對し待遇改善を主張しながら、却つてみづからの手により坑内を溢水せしめて鉱山を破壊し、みづからの糧道を断つような自發的行動に出ずることには到底考へられない」として、無罪の判決を下しております。私は、これらの判例に徴しましても、従来、合法的組合活動と認められて参りました争議行為が、本法案が制定されました瞬間には、一切、違法の争議行為として断罪され、処罰の対象になつて参るのであります。明らかに行政権による司法権の侵犯であり、違憲の立法と申さねばなりません。行政万能の思想こそは全体主義國家の特色であり、まさに反動とファッショ化の方向を走りつつある吉田内閣の施策を雄弁に物語つてゐる立法と申さなければなりません。

(拍手)第六として私が本法案に反対する理由は、本法制定の動機と根柢が誠に薄弱であるといふことであります。否、立法の直接の動機は、本年一月三十日、第十五国会休会明けにおける吉田首相の演説草稿から出発していることは明らかであります。この間の事情は、先般の労働委員会における公聴会、質疑応答を通じ、明らかにされたのであります。専制國家におきましては、専制君主の意思が一に法の淵源を形成することは、歴史的事実であります。今日、民主主義政治形態の我が國におきまして、一首相の意思と独断、或いは少数者の意思により、憲法の基本的人権が自由に左右されるということとは、党派を超えて、悲しむべき傾向と私は申し上げたいのであります。而も質疑応答を通じ明らかにされましたことは、時と条件、事情の変更如何によりましては、いつでも、他産業、私鉄、日通、ガス、水道事業等にも波及させる意図があることは、吉田首相のステツプ・バイ・ステツプの意思表示の中に明確に觀察することができたのであります。我々は、本法案の阻止こそ、憲法と民主主義を擁護する当面の課題でありますが故に、本法案に飽くまでも反対しなければならんと考へるものであります。(拍手)小坂労相は去る六月二十九日の本会議におきまして、改進黨の石川清一君から、「若し労組側が自肅声明を出したといひましたら、この法案を撤回する用意があるかどうか」との質問に對しまして、「関係組

合においてここに議題となつておるような公益を害する争議行為をなすべきでないという自衛的明を亮することが仮にありとすれば、当然これは考慮せねばならぬ」と答弁しておりますが、誠に自信のない法案提出の態度であり、他律的立法であることは、所管大臣のこの言葉の中に明確に現われておると指摘しなければならぬのであります。(拍手)

私は、以上幾つかの観点から、本法案に対し反対の理由を指摘して参りましたが、殊に重大なことは、労使関係の成熟に委ねることが基本的な立場でありまして、徒らに政府や行政機関がこれに介入すべきではないと考えるものであります。(その通り)と呼ぶ者あり)殊に、我が国労働組合運動は終戦後僅か数年に過ぎません。健全な労使関係の確立は、いさ少しく寛容を以てこれを見守り、政府はこれに協力することこそ、健全なる民主的労働組合運動の前進を期するゆえんであると私は考えるものであります。

思うに、本法案の成否は国民挙げて注視しておるのであります。なぜならば、本立法は日本の将来の進路を暗示するが故であります。我々は委員会におきまして、吉田首相自身の出席を要求し、吉田首相みずからの口を通じ、自由党内閣の労働方針を質すと共に、本法案の提案理由を明らかにすべ

く、再三再四出席を求めたにもかかわらず、遂に一回の出席も見ず、自由党とこれに同調する諸君によつて重大な審議の機会を失するに至つたことは、誠に遺憾の極みと言わなければなりません。(拍手)先ほど本会議におきまして吉田首相の出席は初めて実現いたしました。本会議における彼の形式的答弁によつて何もかも我々はつかみ取ることができなかったものであります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)一週間の会期延長も慎重審議のためとられた措置であるにもかかわらず、衆議院における同じ手続手管を以て臨んで来たのが与党諸君の態度であつたのであります。(拍手)いづこに第二院としての参議院の使命を見出すことができません。よ。か。而も、今日、将来の我が国政治運営のために返すくも残念に存することは、委員会における結論を待つことなく、而も会期はなお数日を残し、当該労働委員会は真剣に本案の質疑を継続中にもかかわらず、委員会の審議を強引に一方的に打ち切り、これを本会議に取上げるに至つた。一体今日までこのような事例があつたかどうか。委員会の権威と機能は与党みずからの手によつて破壊し去られたのであります。議院政治の威信地に墜ちたと申しても過言でありません。而も本法案は改進黨の修正により質的転換を遂げたものであり、自由党と政府は、その主体的立場を放棄し、これに同調し

た、曰く付きの悪法なのであります。政策と主張を中心として出所進退を明らかにするのが政党政治のあるべき姿であるといふするならば、いづこに健全な政党政治の姿を発見することができようではありませんか。(拍手)まさに、政権維持のためには主義も節操も外間も忘れた前世紀的資本主義政、ウルトラ保守政の末路の姿と断定しなければならぬのであります。(拍手)

歴史は流転いたします。進歩と成長は如何なる力を以てするもこれを阻止することはできません。歴史に倣す日本を保障し、独立と平和のために闘う労働者の基本的権利を守り抜くことこそ、憲法と民主主義を擁護する道に繋がるが故に、私は心底から本法案反対を叫ばなければならぬのであります。同僚諸君、再び我が祖国と民族をあのどん底の悲運に際会せしめぬよう、諸君の良識と智識に訴へ、本法案阻止のため協力されますことを衷心より希望し、殊に自由党諸君の知性と智に訴へまして、私は私の反対討論を終ることにいたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 柏木庫治君。

〔柏木庫治君登壇、拍手〕

○柏木庫治君 私は、(恐れよ、神の力を)と呼ぶ者あり)決して本案に満足するものではありません。止むなく賛成するのであります。(神様に叱られます)と呼ぶ者あり)

その理由は、労使を初め日本民族の幸福に若干役立つかからであります。人類みずから行動する範囲において一番悲惨なのが戦争であります。(その通り)と呼ぶ者あり)これは私たちが一番よく身にしみて承知いたしております。愚かの絶頂とは、国際間の紛争を戦争によつて処理することであると私は信じております。曾つて日本の国法が戦争を許しておつたとき、しばしば行われて、如何に愚かであつたかは、諸君もよく御承知でありましょう。大きな意味において共通する利害を持ちながら、目先のことに囚われて、紛争を労使間がストライキによつて解決することは、労使はもとより、第三者も多大の害をこうむりますので、(戦争と関係ないよ)と呼ぶ者あり)賢明と私は思いません。乏しき国日本においては、(ひのきしんでやれ、そんなことは)と呼ぶ者あり)断じてなさなことを望ましく思うものは私一人であります。

昨年行われました電産ストの被害は、深刻に国民生活の上に悲慘そのものとなつて、今なお覆いかぶさつております。有史以来と称せられますこのたびの九州地方の水害の被害者はその数が百六十万、電産ストの被害者はその五十倍の八千万人であると思うのであります。(笑聲)精神的、そして物質的の損害は、水害の損害を数段上廻るものであります。資本家の不心得と、

政府の(怠慢だ)と呼ぶ者あり)怠慢と、労働組合の行き過ぎが、その責任を負うべきであると思ひます。(拍手)最もお気の毒で哀れをとどめたのが、文化の地を離れた北海道の田園、東北のお百姓です。朝早くから両手両足を泥田に埋めて、目に沁む汗を拭きもあえず、日没した夜道を足重く家に歸りまして、乏しい夕餉を前にして、一家の者が隣の前に顔を揃えましたとき、一瞬にして目を奪い闇夜の世界に投げやつたのが電産のストでありました。この方々たちの(天理教は金持だよ)天理教は資本家だよ)と呼ぶ者あり)ただ一つの楽しみは、ラジオを聞くことなのです。明日の活動に資せんとして、心慰めるために耳を放送に傾けたときに、その耳を聳つて楽しみを失わしたのも電産ストでありました。

(笑聲)中小企業家の中で、(筋道じやない、感情じやないか、それは)と呼ぶ者あり)苦境に苦しみつつも、労使が心を一にして、辛うじて事業を守ることに懸命の努力をいたしておりますときに、突如として打ち続く停電は、如何ともすることができず、(現象ばかり見るな、元を見る、元を)と呼ぶ者あり)仕事は捗らず、これが原因となつて少しく借金ができ、借金はやがて高利貸の毒牙に縋つて、果ては事業を投げ出し、労働者は失業をいたしまして、職を求めて街頭に出て得られず、非常にお気の毒な者が今たくさん

あります。私は、心ある者は、電産ストの所産である、小さい工場に勤務しておつた労働者の方々が失業をいたしまして、お気の毒な現状を見せ付けられましたとき、一つの大きな労働組合が、みずからの権利としてストライキをやりました、それがために小さな工場、たぐさんの労働者たちが失業をする元をなすとするならば、(哀れなるかな)と嘆く者あり)私は労働指導者に一掬の涙があつて然るべきだと存するものであります。(天理教に就つてもうえ)神様何しているか)と嘆く者あり)

石炭鉱業のストライキにおける保安要員の引揚げについてであります、鉱山保安法第三條の保安の意義を説明して、鉱山における人に対する(時間)が勿体ない)と嘆く者あり)危害の防止、鉱物資源の保護、鉱山施設の保全、鉱害防止、これらが完全に守られなければならないことは当然であります。これが完全に守られてこそ、争議が済んだあとでも、労働者自身なじみ深い職場に帰つて楽しく営みを続けられるのであります。私は、曾つての日、北海道の炭山の地下千尺に、後山として(脱教に行きました)と呼ぶ者あり)炭運びに働いた経験を持つておられます。(それにしても同情がな)と呼ぶ者あり)労働者の気持は相当によくわかるつもりであります。(それは奴隷時代の労働者だ)と呼ぶ者あり)

従来改正には、あたかも腫れ物にさわらうように事なかれ主義に終始されて来たが、これは、経営者、労働者にとつて甚だ不幸なるのみならず、(さ)わらぬ神に祟りなしじやないか)と呼ぶ者あり、(笑)国民も堪えがたい迷惑を感じるものであります。本案は間に合せの言葉で、甚だ不満であるが、三年間の立法であり、在来の労働行政を若干正道に戻す意味において賛成するものであります。政府は(旧憲法の思想だ)と呼ぶ者あり)これらの点に十分思いをいたされ、飽くまでも公共の福祉の重大性を認識され、一方に権利を制限するのであるから、これを改めて、労働者の幸福を少しも傷つけない、適當の立法とその運用を至急に研究徹底されることを強く要望いたします、賛成討論を終ります。(拍手)

「神様の罰があたるぞ」中山会長さんに附つて聞いて来い)と呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八郎) 堀真琴君。

「堀真琴君登壇、拍手」

○堀真琴君 私は只今議題となつておりますスト規制法案に對しまして反対をいたすものであります。

その第一の理由は、この法案は提案理由が極めて不明確であるということであり、(でたためだよ)と呼ぶ者あり)先般の労働委員会並びに本日の本会議における質疑を通じて皆様にすでに明らかにいたしましたように、

政府の説明は必ずしも首尾一貫いたしておりません。例えば、国民生活、国民経済に与える影響が極めて大であると申しているのではありませんが、併しストによる例えは停電と海水その他による停電とが、その間、極めて明確な区別が行われておりません。一市井の主婦たちは、海水による停電もストによる停電として理解しているのではありません。私は只今柏木君の賛成討論を拝聴いたしましたのでありますが、良識のある柏木君にしては、昨年のストの際における停電が全部ストによるところの停電であり、海水によるところの停電はないものとするかのごとき賛成の演説を行われていたものであります。良識のある柏木君にしては、こうであります。ましてや、市井の庶民たちが、(笑)果して十分にあのストの際におけるところの、ストによる停電と海水によるところの停電とを十分に区別してこれを理解しておつたのだろうか。又、政府の説明によりますと、いわゆる電氣産業におけるストライキは従来非とするところの社会通念があつた、これが昨年のストによつて成熟をしたのだ、こう申しております。併しなごら、社会通念といふものは、単にストライキが起つたから、或いは停電が続いたから、或いはそのストライキが長期に亘つたからといふことのために社会通念が成熟するものと言ふことはで

きません。少くとも、社会的な慣行が積み重ねられ、これに対する判例等が集まりまして、初めて社会通念といふものが確定したものであります。従つて、政府の提案したところの理由とはできないのであります。

又、提案理由の説明といたしまして、政府は、輿論がこれを支持していると申しております。(支持してない)と呼ぶ者あり)その根拠として、自由党が今般の選挙において多数を占めたといふことを挙げておられるのであります。昨年の十月の選挙においては成るほど圧倒的な多数を占めました。投票率は四七%を占めております。ところが今年の四月の選挙においては三八%に落ちておられるのであります。而も、この選挙における投票率は、スト規制法案を唯一の看板として投票されたものでなく、ほかのいろいろの政策もあつて投票されたものであり、而も又完全に輿論が自由党を支持しておるとは申すことができません。日本のようにまだ民主的な慣行の浅い国におきましては、完全な輿論の反映が投票の上に見られるということをお申すことはできないのであります。その証拠には、買収であるとか、或いはその他の忌むべき選挙の不正が行われておつたこと、選挙中乃至選挙後におけるところのあの不正事実によつて明らかであると申さなければならぬのであります。

す。(拍手)このように、政府の提案理由には極めて不明確であり、且つその当を得ないものであるといふことは、もはや明らかであると言わなければなりません。

第二の反対の理由は、憲法上違憲の疑いがあるということであり、労働権は基本的人権の一つであり、永久不可侵の権利であります。従つて、国政上、立法上、最大の尊重を要するものであります。先ほど田中君は憲法十二條、十三條におけるところの公共の福祉というものは、基本的な権利に對し、これを抑制するものであると説明されておりました。そして、この労働権を規定した二十八條、並びに財産権を規定した二十八條、並びに比較され、二十九條に、その第二項並びに第三項においてその内容は法律によつてこれを定めることができるとする制限があるが、二十八條のほうにはそれがなくとも、やはり十二條、十三條の公共の福祉によつてこれを制限し得るものと説明されておられるのであります。併しなごら、公共の福祉は決して基本的人権を制限し得るものではなく、若しこれを制限し得るものであるとするならば、基本的人権を以て永久不可侵の最高の権利とすることは矛盾を来すことになるからであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)公共の福祉というものは、文字通り公共の福祉であります。即ち、国民の生活

が確保されることが公共の福祉であります。その国民の生活が確保されるために基本的人権の行使が調整されるということが、公共の福祉の意味であると申さなければなりません。従つて、公共の福祉そのものが基本的人権を尊重するということの上に成り立つものと考へなければならぬ。だからこそ基本的人権の行使に対してこれを調整し得るのだ、こういう結論になつて来るのであります。ところが、政府の説明によりますと、電気がとまるから困る、これが公共の福祉に反するのだ、こういう説明であります。これは公共の便宜であります。国民の生活が非常に不便だということでありまして、公共の福祉とは何らの關係をも持たないのであります。而も公共の福祉によつて権利を調整するといふ場合、ただ一人の権利も殺されてはならぬのであります。権利は飽くまでも尊重され活かされる、そのことによつて初めて基本的人権と公共の福祉との調整があり得るのだと考へなければならぬのであります。従つて、この法案に示されているところの人権と、労働権と、公共の福祉に關する考へ方は、極めて妥当を欠いたものであり、極言するならば、憲法上の労働権を抑制しようとするものであると申さなければならぬのであります。その意味において私どもは反対するのであります。

それから第三に、この法案は資本家の擁護の反動立法であるということでもあります。労働権の最もケルソをなすものは申すまでもなく労働権であり、争議権のないような労働権というものは無力にひとしいと申さなければなりません。この労働者にとつて唯一ともいふべきところのスト権を奪ひながら、而も他方では資本家に対して莫大な擁護を行おうとしたておるのであります。特に電気産業は独占企業であります。含み資産等の問題も本日のこの本会議場における質疑のときに他の同僚議員によつて行われたのであります。電気の事業ばかりではあります。石炭の事業におきまして、私が先ほど質疑のときに申し上げましたように、大企業に対しては莫大な保護を与へ、中小炭鉱に対してはむしろこれを整理するといふ方向をすらとつていふことが明らかであります。いわゆる企業整備に名をかりて、大企業を飽くまでも保護しよう、こういう態度を現在の政府はとつているのであります。従つてこの法案は資本家擁護の立法であります。さればこそ、日経連を初めとする資本家団体がこの法案の通過に全力を挙げているといふのも決して偶然ではないと申さなければならぬのであります。而も、単に資本家の擁護の立法であるといふばかりでなく、日本の民主主義に逆行する反動立法であります。この意味では、この法

案は昨年の破防法を初めとするところの一連の反動立法とその系列を等しくするものと申さなければならぬのであります。更に第四の反対理由といたしましては、電産労働者のスト権はこの法律によりまして殆んど全部否認されるといふ結果になるということであり、前述のように、電源スト、停電スト等、政府の内部においては、これを違法とし或いは違法としないという見解が行われ、食い違い、不一致が暴露されたのであります。労働大臣は、これらの見解を明確化するといふことを理由にしてこの法案を提出したので、こう申しております。併しなから、こういうような対立する見解が行われて、つまりストに対する一致した見解がないといふために、本法によつて新たにストを違法とするところの違法性を創造しようといふのが今度の法案であります。特に電気の場について申しますと、政府の側においては、電源ストや或いは給電指合所の職場放棄等以外に、労働者としてとり得るところの争議手段があるといふことを説明しております。その一例として、集金スト、検針スト、事務ストとか、それらを挙げているのであります。併し、例えば、九州電力の場合について見ますと、検針或いは集金等の事務は請負制度になつておりまして、組合員ではないの

であります。従つて、組合がストライキをやりましたも、集金に従事するところの人々は非組合員であり、ストには参加いたすことができないのであります。従つて、検針ストとか或いは集金ストといふようなことを行おうとしても行い得ない。結局は、電産としてやり得る争議の手段といふものは、事務スト以外にはないということであり、而もその事務ストすらも、電気の正常な供給に影響を与えるという場合には、拡張解釈されまして、これ又、本法の適用を受けるという結果にならざるを得ないのであります。更に又、電気の正常な供給のことでもあります。今日果して正常適正に電気が供給されているのでありましょうか。先ほど私が質疑のときに申し上げました大口工場、特に軍需工場等には、電力の四分の三が供給され、そして、あとの四分の一が大体一般消費者の電燈に供給される、こういうことになつていゝのであります。併しながら、料金のほうを見ますと、大口需用者のほうは一般の電燈料金に比べて遙かに安い電力料金を払つていゝといふのが今日の事情であります。即ち、電力会社は、大口需用者には安い電力を供給しながら、一方、一般消費者には高い電燈料で電気を供給している。つまり電力会社の利潤は、或いは儲けは、挙げて労働者の低賃金と一般消費者の高い電燈料に依存しているといふ結果になつていゝ

と申さなければならぬのであります。それから第五に反対する理由といたしましては、第三条についてであります。すでに鉱山保安法によつて規定されておるところの保安要員に關する規定がここで繰返されているのであります。従つて、何を進んであえて第三条を規定し、そして、この鉱山保安法によつて定められているところのものを、ここに挿入しなければならぬのか、その理由を見出すことができないのであります。要するに、政府は労働者を信用しておらんのであります。昨年のストに際しての保安要員引揚げの指令も実際には行われなかつた。併し、先般の公職会等において、炭労の委員長は、保安要員引揚げは今後絶対にやらぬこととはないと、こう言つておるから、或いは保安要員の引揚げをやるかも知れぬ。従つて第三条の規定は必要だ。これが大体政府側の意向であります。併しながら、若し労働者を信頼するならば、このような規定を設けるがごときは全く的外れと申さなければなりません。他産業に対する拡大の危険はないかという質疑に対しまして、労働大臣は、労働者を信頼し、そのよきな争議が起らないことを期待するといふことを申されております。何故、炭労や電産の労働者に対して、他の労働者と同じように、政府は労働者を信用することができないのでありましよ

ら。私も、このような法案の持つところの意味を考え、そうして又これが通過した後におけるところの労働者の立場を考へるときに、どうしても反対せざるを得ないのであります。

次に、この法案を政府並びに与党が遮二無二通過せよとするところの意図はどこにあるか。これは、一方ではMSAの受入体制を整備し、そうしてこれに反対するところの労働者の反対を封殺しようとするところに狙いがあり、他方においては、独禁法の改正等により、独占資本家の利益を擁護し、企業整備を管行おうとするところに狙いがあると申さなければなりません。かくして日本の再軍備を進め、新たに国際的な隷属の強化を図ろうとするのが本法案の狙いだと思ふべきであらうのであります。

なお、国際的にも申上げたいと思ひますが、時間が参りましたので、これで反対討論を終ることにいたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 石川清一君。

〔石川清一君登壇、拍手〕

○石川清一君 私は改進黨を代表いたしまして、只今議題となつております電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案につきまして、極めて簡単に賛成の討論をいたしたいと思います。

本法律案につきましては、前国会以来、党を挙げて、当時の経済情勢並び

に労働情勢等を勘案いたしまして、慎重な態度をとりつつ、公共の秩序と福祉を守るために対処いたして参つたのでございます。従ひまして、私は本案に欣然賛意を表することができないものも若干持つておるのでございます。

先に本議場におきまして、総理並びに労働大臣に、提出の冒頭において質問いたしました通り、遂に与野党の鋭い対立と全労働組合を向うに廻す様相の中で本会議場における審議並びに採決と相成りました。かかる事態を会期延長までいたして解決しなければならなかつた点につきましては、第十六国会における首相指名の際に、現有国会勢力の全力が集中要約されてない点にも原因が伏在いたしておるのであります。誠に遺憾に存する次第でございます。すでに、審議の道程における私の質問に対しまして、先ほど田畑議員も指摘いたしましたごとく、労働大臣の答弁が問題になりましたように、真に政府が現下の労働情勢を理解し、我が国経済情勢と行政機構に許された最大の効率的労働政策を実施いたしました場合には、今日のごとくスト行為の規制は法律によらずして解決でき得たと信ずるのでございます。労働組合も又、大衆の利益を真に擁護する社会性を運動の中に内包しつつ展開いたしておりましたといふしましたら、今日の事態に立ち至らずして何らかの意思表示もあり得たと信じます。特に本

議場における予備審査に附されました際、労働大臣が労働組合に対し大衆に迷惑のかかる争議手段の自粛を強要されました点に關連し、かかる自肅声明が発せられました場合には、政府は本法案撤回のため考慮を払うという答弁をいたしました。私は常に、労使間の問題については、できるだけ当事者の良識と正しき情勢分析による判断と自肅によつて、第三者たる一般大衆に対する迷惑と不利益を軽減し、でき得れば、労使間に深い溝を築くがごとき法律は、たとえそれが時限法であつても、これを避けるべきであるという一貫した点にあつたのでございます。

〔それなら反対しろと呼ぶ者あり〕その後、不幸にして、かかる気運の醸成については何ら問題の進展とその成果を見ることなく、遂に本法律案が今日ここに採決を求められる事態に立ち至つたのでございます。このことは、曾つての破防法のととき異なり、何らかの解決策も妥協によつてはでき得るのであります。又、労働運動の経過から見ても、妥協の必要なことが認められながら、その妥協に到達するのとが如何に困難であつたかということを一側例証はいたしておりますが、

〔議長退席、副議長着席〕

私といたしましては重ねて遺憾の念を禁じ得ないところでございます。

我が国における労働争議の一般情勢につきましましては、終戦以来、特に労働

問題については、労使間、労使当事者だけの問題であるという風潮が余りにも強く、労働争議によつて被害をこうむる一般大衆の立場と利益は、ときには無視され、或いは必要以上に犠牲にされていたと存するのでございます。

最近における事例にいたしましては、食糧増産にいそしむ農民が肥料を最も欲するときに肥料の出荷ストが行われたり、又、水害復興のために重大な役割を果すべき政府資金を預託しておる銀行でストが行われたりいたしております。私は、ストといへども常に大衆の利害を一応考慮に入れて最大の効果を挙げて欲しいと希望いたすものでございます。労働問題を労使当事者だけの問題であるとする従来からの風潮と概

〔副議長退席、議長着席〕

念から脱皮されまして、労使の反省を期さなければならぬ時期が到来しておるのではないかと考えるのでございます。願くは、この法律によつて示される三年のうちに、労使双方が真剣な努力を傾けられまして、大転換によつて国民の共感を得る反省と自肅が起ることに大きな期待を持ちまして、ひたすら、かかる気運の促進剤としてのこの法律の持つ役割について期待いたしたいと存するのでございます。(拍手)

本法律案の内容につきましては、石炭産業の保安要員問題に関する限り、従来から、賃金引上げという目的のため事業の存続自体を破壊するがごとき争議手段に訴へることは、法益の均衡を失するものとして違法とされていたところであり、あえてここに明示する必要はないのであります。が、昨年暮の長期に亘る争議の傷痍は、なおこの問題の解決点を消し得ない点を含んでおるのでございます。電気事業におけるいわゆる電源スト、停電ストの禁止については、それが労働組合の争議手段に対する一方的制限であると解されるところに問題があると考へますが、従来行われて来た電源スト、停電ストにおいては、労働組合の失う賃金が極めて少いだけでなく、経営者のこうむる被害も極めて軽微であるのに反し、第三者たる一般大衆は甚大な被害をこうむつて来たのでございます。(その通りと呼ぶ者あり)

なお、従来は停電ストのため、否応なしに世間は、特に電気事業者並びにこの労働者の賃金問題に関心を払い、これが電気料金の認可に影響があり、適正な労働費が考慮されつつあつたのでありますが、今後、停電ストが禁止されることになりましたれば、ストによつて果されたような機能は失われますので、この際、政府は、従来、通産大臣の一方的な認可制としておりました電力料金の決定には、企業者の経営面に適当な規正を加えつつ、米価審議会の例に準じ、労働組合、消費者代表を加えた電気料金審議会を設置すべき当然の義務を負わされたものと存じます。

私は、一日も早く平和と繁栄を願へばこそ、このスト規制法を制定した当時の情勢と、本法審議を通じて杞憂されました問題を解決し、自立自主経済達成のために、弱体ではあるが、政府は全力を傾けられまして、(笑聲)この法案を必要とする議会の召集に期待をいたしまして、限時法とした覚の立場に立ちまして賛意を表する次第でございます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 市川房枝君。

「市川房枝君登壇、拍手」

○市川房枝君 私は本案に反対いたします。(拍手)「本当の声を聞け」と呼ぶ者あり)なぜ私が本案に賛成できないか。その理由は極めて簡単でございます。

即ち、私は、今わざ／＼憲法違反の疑いのあるような、こういう法律を作る必要はないのではないか、(その通り)「簡単明瞭」と呼ぶ者あり、(拍手)公衆の福祉を守るためには現行の緊急調整を発動すればよいんじゃないかと思ひます。組合も反省をしておるようでありまして、ストの記憶も社会から薄らいでおります今日、こういう法律をわざ／＼制定して労働者及び社会を刺激する必要はどこにも認められないのであります。(その通り)「公正な意見だ」と呼ぶ者あり、(拍手)而も法案は不備あまいであり、公共の福祉に名をかりて一方的に組合のみを圧迫し、業者側には何らの制限を附していない、(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)不公平な、片手落ちの法案でありまして、到底賛成することができません。

この考え方は私は民主主義国日本の良識であると思ひます。(その通り)と呼ぶ者あり)個人としては私と同じような意見を持つておいでになれる方が縁風会にも或いは改進黨にもおいでになるのであります。又、自由党にもおいでになるのではないかと思ひます。本案の提出者でおいでになります小坂房相も、自由党内の進歩的な方として、個人としては恐らく御賛成になつていられないのではないかと思ひます。(拍手)ところが、大臣として或いは党員として反対し得ないところに問題があるので

ないかと思ひます。良識を持つている者、その良識によつて自分の信念を自由率直に表明できる者は、この法案に賛成することはできません。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)

○議長(河井彌八郎) 須藤五郎君。

「須藤五郎君登壇、拍手」

○須藤五郎君 私は日本共産党を代表して、只今上程されました電産炭労のストライキ禁止法案に反対するものであります。

第一に、この法案は日本をアメリカの軍事的植民地にするMSA受入れ法案であります。(拍手)世界平和と勢力に押切られ、朝鮮で失敗した侵略者は、MSA軍事援助によつてアメリカの傭兵たる日本土民軍を育成し、産業を軍事化し、軍事基地を更に設置するなど、日本のすべてを挙げてアメリカに奉仕させ、今後日本を足場にしてアジアへの侵略体制を作ろうとしているのであります。このため先ず第一に必要な地ならしこそ、この法案であり、日本労働者のストライキ権の剝奪であります。本法案は電産炭労の労働者諸君を対象としている。而もこれが狙つてゐるのは、実に全労働者のストライキ権を奪ひ、民族の筋金を抜き取ることであります。その証拠に、アメリカの国内法であるMSAの軍事援助法の条文をよく読んで頂きたい。その中には、最近、国鉄、私鉄の労働者諸君がその好戦的性格に反対して大

会の名において絶縁状を叩きつけた国際自由労連と同様の労働組合を、自由という名の下に指導育成するところのであります。これは明らかに、日本の労働運動を抑圧し、これに干渉することであります。

第二に、この法案は、公共の福祉を守るという美名の下に、労働者の基本的権利を奪おうとしております。政府は口を開けば公共の福祉と言うが、国民をこまかすことも甚だしい。国民の大多数の幸福を図るという名をかりて、実は戦争で大儲けをたくらんでいる一部の特権階級の福祉を図ろうとしているのであります。言い換えれば、アメリカ帝国主義者に最大限の利潤を率り、そのおかげを頂戴しようというのであります。だからこそ、これらの植民地的重圧に抵抗する行動を、すべて公共の福祉に反するとして弾圧せんとするのであります。電力について見ますと、現在最大発電量は戦前の二割も上廻つておるのに、何かという口渴水を口実にし、市民と中小企業に停電を押しつけ、而もアメリカ軍の使用するビルディングには煌々と電気がつ

き、大軍需工場には無制限に電気が流れておるのであります。本法案第二条にいう電気の正常な供給ということとは、このように、アメリカ軍と軍需工場に大量の電気を送り、国民に停電を押しつけることを指しているものであります。我々はむしろかかる停電禁止

法案を作る必要ありと思つております。

石炭にしても同じであります。国内ではトン二十ドルのものを米軍関係と朝鮮戦線には元値を切つた十六ドルでどん／＼持つて行かれ、あまつさえその代金は、先般衆議院で大問題になつたごとく、取れないばかりでなく、満足以交渉さえも行なつていないのであります。こんな政府が一体公共の福祉のためなど口にする資格があるだろうか。(「ない」その通り)と呼ぶ者あり)

又、本法案第三条にある鉱山の保安問題について、政府は健全なる社会通念という抽象論でごまかしている。昨年の炭労ストで危険に瀕したのは何であつたか。それは戦争を遂行せんとしたアメリカの野望ではなかつたか。国民の利益に反してすべてアメリカ軍の利益に奉仕することが、まさに政府の言う健全なる社会通念なのであります。更に政府は、今回の大水害で泥水により危機に瀕した中小炭鉱を、一部独占資本の利益のために見殺しにし、保安設備に資金を出さないのみならず、これに便乗した首切りさえ認めてゐるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)更に重要なことは、昨年十二月、高松炭鉱でスト中の労働者を武力を以て追い出したがごとく、保安確保を理由に、この法案を盾として保安隊やアメリカ軍までも繰り出そうと狙

つていのであります。

ここではつきり申上げたいことは、かくのごとき法案によつて、一体、政府は日本の労働者を半のごとく飼ひ馴らすことができると思つてゐるのだらうか。若しもそうとするならば、それは全くおめでたい限りであります。労働者は祖国の独立のため又みずからの生活権を守るためには、何ものをも恐れるものではない。そのことは先頃の軍管理工場日鋼赤羽や全国の基地労働者の闘争が明らかに示しております。電産炭労の労働者諸君も、必要な時が来れば、いつでも、このごとき法案を蹴飛ばして、独立と自由のために立ち上るでありましょう。又、如何に労働者を弾圧しようとしたとしても、かくのごとき人権を無視した法案は、一片の反古にも等しいものとなりましょう。生活を守り、平和産業を無制限に発展させ、吉田政府がアメリカに売渡した祖国の独立と自由を、日本国民の手に取戻すストライキこそ、日本国民の福祉のための愛国的行為と言ふべきであります。アメリカは、日本経済自活の途である日中、日ソ貿易を禁止してあります。このやり方は日本のすべての階級の広範な強い反対を受け、衆参両院において今回日中貿易促進の決議案が全会一致で決議されました。これは全国民のアメリカ支配に対する反抗を意味し、極めて重要なことであります。朝鮮の休戦が成立し、砲火がや

み、世界の問題を話し合ひで解決せよといふ平和の聲が勝利した現在、今こそアメリカの支配の手を払いのけ、日本国民のための平和と繁栄の道を切り開くべき絶好の時であります。併しこの道は、アメリカとその命令に従ふ買弁勢力の激しい反対を打破することなくしては成功しないのであります。又この道は祖国の独立を願う日本民族の総団結の力によつてのみ初めて打開し得るのであります。而も日本民族の背骨である労働者の抵抗こそ、この日中貿易の禁止を初め、すべての植民地的抑圧をはねのける推進力なのであります。私はここに日本の将来を考え、同僚諸君のすべてがこの法律案に反対して、日本の繁栄への第一歩を踏み出されることを切に望むものであります。

(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案の採決を行います。本案の表決は記名投票を以て行います。本案は賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕

昭和二十八年八月五日 参議院会議録第三十四号 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案(前会の続)

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(参照)

賛成者(白色票)氏名 百四十名
佐藤 尚武君 小林 武治君
小林 政夫君 岸 良一君
北 勝太郎君 上林 忠次君
加藤 正人君 片柳 眞吉君
柏木 庫治君 加賀山之雄君
井野 碩哉君 赤木 正雄君
山川 良一君 森 八三三君
村上 義一君 溝口 三郎君
三木與吉郎君 三浦 辰雄君
早川 慎一君 野田 俊作君
中山 福蔵君 豊田 雅孝君
土田国太郎君 田村 文吉君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高瀬莊太郎君

高木 正夫君 杉山 昌作君
新谷寅三郎君 島村 軍次君
深水 六郎君 横川 信夫君
雨森 常夫君 安井 謙君
伊能 芳雄君 青柳 秀夫君
高野 一夫君 西川弥平治君
石井 桂君 井上 清一君
関根 久蔵君 川口爲之助君
吉田 萬次君 酒井 利雄君
佐藤清一郎君 柳本 亨弘君
森田 豊壽君 谷口弥三郎君
宮本 邦彦君 長島 銀藏君
長谷山行蔵君 宮田 重文君
滝井治三郎君 田中 啓一君
大矢半次郎君 石川 榮一君
松本 昇君 石原幹市郎君
植竹 春彦君 岡田 恒次君
松岡 平市君 大谷 登彌君
一松 政二君 西郷吉之助君
中川 幸平君 左藤 義詮君
寺尾 豊君 中山 壽彦君
中川 以良君 山縣 勝見君
吉野 信次君 重宗 雄三君
大屋 晋三君 津島 壽一君
大庭 茂雄君 青木 一男君
大野木秀次郎君 愛知 揆一君
小龍 彬君 古池 信三君
榊原 亨君 大谷 賀雄君
宮澤 喜一君 高橋 衛君
横山 フク君 西岡 ハル君
重政 庸徳君 小澤久太郎君
鹿島守之助君 木内 四郎君
藤野 繁雄君 石村 幸作君
青山 正一君 秋山俊一郎君

入交 太蔵君 高橋進太郎君
仁田 竹一君 松平 勇雄君
加藤 武徳君 上原 正吉君
郡 祐一君 山本 米治君
西川甚五郎君 小野 義夫君
徳川 頼貞君 平井 太郎君
川村 松助君 堀 末治君
白波瀬米吉君 池田宇右衛門君
島津 忠彦君 松野 鶴平君
小林 英三君 草葉 隆圓君
泉山 三六君 黒川 武雄君
石坂 豊一君 井上 知治君
鮎川 義介君 後藤 文夫君
木村憲太郎君 篠森 順造君
野本 品吉君 石川 清一君
最上 英子君 三浦 義男君
三好 英之君 鈴木 強平君
深川タマエ君 武藤 常介君
寺本 廣作君 紅露 みつ君
八木 幸吉君 有馬 英二君
松浦 定義君 鶴見 祐輔君
一松 定吉君 松原 一彦君

昭和二十八年八月五日 参議院會議録第三十四号

法制局第三部長	西村健次郎君
法務政務次官	三浦實之助君
法務省刑事局長	岡原 昌男君
通商産業省 政務次官	古池 信三君
通商産業省 石炭局長	佐久 洋君
通商産業省 山保安局長	吉岡千代三君
通商産業省 公益事業局長	中島 征帆君
労働省労働局長	中西 実君
労働省労働 基準局長	亀井 光君
労働省職業 安定局長	江下 孝君

参議院會議録第二十二号正誤	頁 段 行 誤 正
三九三	水源の源の 水源の源
参議院會議録第二十三号正誤	頁 段 行 誤 正
三五四	ことを引下 ことを引下
元七三	(漸を追う 漸を追うて
参議院會議録第二十六号正誤	頁 段 行 誤 正
三〇五	収済 救済
三〇二	災害地帯、 災害地帯
三七九	振興、 振興
三七九	委託託会社 委託会社
参議院會議録第二十七号正誤	頁 段 行 誤 正
四〇三	お知い お願ひ
四〇二	第十一号 第一条
五元	補償すべき 補償する
五元	付則 附則
参議院會議録第二十九号正誤	頁 段 行 誤 正
二二六	二千四百 二千三百四(略)

和二十八年十月三十一日
までは二千四百

和二十八年八月十日
までは二千四百

昭和二十八年八月五日 参議院會議録第三十四号

七六六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五
振替東京九〇〇〇〇〇
官報局